

点検・評価報告書

2023 年度（令和 5 年度）大学評価申請用

静岡県公立大学法人
静岡県立大学

目次

序章.....	3
第1章 理念・目的.....	5
第2章 内部質保証.....	11
第3章 教育研究組織.....	23
第4章 教育課程・学習成果.....	30
第5章 学生の受け入れ.....	53
第6章 教員・教員組織.....	64
第7章 学生支援.....	73
第8章 教育研究等環境.....	86
第9章 社会連携・社会貢献.....	99
第10章 大学運営・財務.....	107
第1節 大学運営.....	107
第2節 財務.....	117
終章.....	120

序章

静岡県立大学は、1987年に静岡薬科大学、静岡女子大学及び静岡女子短期大学の県立3大学を統合し、薬学部、食品栄養科学部、国際関係学部及び経営情報学部の4学部体制で開学した。その後、大学院研究科を相次いで設置するとともに、1997年には看護学部を設置した。2007年には、公立大学法人化により静岡県公立大学法人が設置する大学となり、法人化以降も、2012年には、薬食融合研究の一層の社会貢献が望まれる中で、薬学及び食品栄養環境科学の両分野の研究科を統合し、世界で唯一の「大学院薬食生命科学総合学府」を設置するなど、教育研究の進展や時代の変化、社会の要請等に的確に対応しながら発展を続けている。また、2021年には理事長が学長を兼ねる体制へと移行し、2022年には法人と大学の事務局組織を統合することにより、理事長兼学長のリーダーシップの下、戦略的かつ機動的な大学運営を図っている。

本学における公益財団法人大学基準協会（以下「大学基準協会」という。）による認証評価は、2009年度、2016年度に引き続き、今回で3回目となる。前回、2016年度に受審した認証評価では、地域貢献を目的とする事業に全学を挙げて積極的に取り組んでいる点や、「しずおか学」科目群を開設して地域貢献のための人材を育成している点について、高い評価が得られた。

一方で、努力課題として「教員・教員組織」「教育内容・方法・成果」「学生の受け入れ」「内部質保証」など7項目で指摘を受けた。この指摘事項への対応策を毎年度策定している年度計画に盛り込み、改善状況を改善報告書にまとめて2020年に大学基準協会へ提出したところ、5項目で再指摘を受けた。

このうち、内部質保証システムについては、当初「教育研究を中心とした学内の諸活動の質を大学自ら保証すべく内部質保証の体制を整備するとともにそのシステムを十分機能させるよう、改善が望まれる。」と指摘を受け、改善報告書に対する検討結果においても「体制及び規程の整備については検討の段階にとどまっており、内部質保証システムが実質的に機能するよう更なる改善を要する。」とされた。これらの指摘を踏まえて、内部質保証に係る規程等の制定や実施体制について審議し、2021年に、全学的な内部質保証を推進する大学質保証委員会と、部局における内部質保証を実施する部局質保証委員会を組織し、大学基準に沿った教育研究活動の点検・評価の取組を開始した。また、再指摘を受けたその他の4項目についても、対応方針を定め、改善に取り組んでいる。

本学は公立大学法人が設置する大学であり、設立団体である静岡県が定める業務運営に関する6年間の中期目標を達成するため、6年間の中期計画と、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定して、教育、研究、地域貢献等の諸活動を推進している。中期計画や年度計画の達成状況は、静岡県公立大学法人評価委員会（以下「県評価委員会」という。）の評価を受けており、第2期中期計画期間（2013年度～2018年度）の業務実績については「中期目標の達成状況が良好である」との評価を受けており、2021年度の業務実績に関しても「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」と評価を受けている。

今回の認証評価受審に当たって作成した「点検・評価報告書」は、部局質保証委員会から報告があった大学基準への対応状況を基にして大学質保証委員会でもまとめ、教育研究審

議会や経営審議会での審議を経て、役員会で最終決定したものである。18歳人口の減少が続き、地域における高等教育機関の将来像が議論される時代においても、静岡県民をはじめ、国内外から支持される魅力ある大学となるべく、今回の受審を役立てていきたい。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定と
その内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、静岡県によって設置された公立大学法人が運営する大学であり、5学部（薬学部、食品栄養科学部、国際関係学部、経営情報学部、看護学部）、1学府（薬食生命科学総合学府）、3研究科（国際関係学研究科、経営情報イノベーション研究科、看護学研究科）からなる。（根拠資料 1-1、1-2）静岡県立大学学則（以下「学則」という。）第1条及び静岡県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第1条では、目的を次のとおり定めている。（根拠資料 1-3、1-4）

静岡県立大学学則

（目的）

第1条 本学は、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、時代の要請と地域社会の要望に応え得る有為な人材を育成し、併せて開かれた大学として優れた教育・研究の成果を地域に還元し、もって文化の向上と社会の発展に積極的に寄与することを目的とする。

静岡県立大学大学院学則

（目的）

第1条 静岡県立大学大学院は、学術の理論及び応用を教授・研究し、精深な学識と研究能力を養い、もって文化の向上と社会の発展に積極的に寄与することを目的とする。

学則第1条の目的は、2007年の公立大学法人化に伴い定められた静岡県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第1条においても、同様の内容が法人の目的として定められている。（根拠資料 1-5）また、公立大学法人化に伴い、その目的の実現を目指して、静岡県により本学の「理念と目標」が次のとおり定められた。（根拠資料 1-6【ウェブ】）

静岡県立大学 理念と目標

1 理念

- (1) 静岡県立大学は、たゆみなく発展する大学を目指します
- (2) 静岡県立大学は、卓越した教育と高い学術性を備えた研究を推進します
- (3) 静岡県立大学は、学生生活の質（QOL）を重視した勉学環境を整備します
- (4) 静岡県立大学は、大学の存在価値を向上させる経営体制を確立します
- (5) 静岡県立大学は、地域社会と協働する広く県民に開かれた大学を目指します

2 目標

- (1) 教育：学生を第一に考え、学生生活の質（QOL）の向上を図り、高度かつ秀逸できめ細やかな教育を提供することで、社会に貢献できる有為な人材を育成します
- (2) 研究：静岡県最高学府としての自覚を持ち、独創性豊かで高い学術性を備え、国際的な評価に耐え得る研究を推進します
- (3) 地域貢献：県民の負託に応え、県政や産業界との連携を図りながら、卓越した教育と高い学術性を備えた研究による成果を地域に還元します
- (4) 国際交流：諸外国から学生・研究者を積極的に受け入れ、また世界に情報発信することにより、静岡県の国際交流の強力な推進力となります

人材養成等教育研究上の目的は、本学の「理念と目標」を踏まえ、学部においては学部又は学科ごとに学則第2条の2で規定し、大学院においては学府・研究科ごとに大学院学則第3条の2で規定している。

また、各学部・学府・研究科（以下「各学部等」という。）では、「理念と目標」を踏まえた教育理念・教育目標を定めている。（根拠資料1-7【ウェブ】）これらの教育理念・教育目標に基づき、授与する学位ごとに、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び学生の受け入れ方針（以下「3ポリシー」という。）を設定し、特色ある教育研究活動を行っている。

薬学部では、前身の静岡女子薬学校創設時（1916年）の趣意である「熱心努力、将来にひとつの公道を醸さん」を教育理念の礎とするとともに、大学の理念である「卓越した教育と高い学術性を備えた研究の推進」を受けて、4年制薬科学科では、「創薬科学及び生命薬学の研究領域でグローバルに貢献でき指導的役割を担える人材」を、6年制薬学科では、「医療や健康増進に貢献する指導的立場の薬剤師や医療薬学に根ざした研究を推進できる人材」を育成することを教育目標としている。

食品栄養科学部では、現代社会において「食と健康」に関して大きな関心が寄せられ、また、地球規模での食糧生産や食品の安心・安全の問題、環境汚染の問題など「環境と健康」に関して多くの解決すべき課題がある中、これらの課題に取り組むため、食品生命科学科、栄養生命科学科、環境生命科学科の3学科制により、食品、環境、栄養に関する基礎知識及び関連する基本的技術を習得し、「食と環境と健康」に関する科学の発展と実践に貢献できる人材を養成している。

国際関係学部では、大学の理念である「卓越した教育と高い学術性を備えた研究の推進」を受けて、「政治・経済・社会・文化・言語の多様性を理解し、グローバルに活躍できる人材の養成」を学部の理念としている。また、大学の目標である「社会に貢献できる有為な人材の育成」を受けて、「国際社会を理解するための思考力と洞察力を兼ね備え、幅広い教養を身につけた人材の育成」を学部の教育目標とし、国家間の関係を踏まえつつ、国境や文化の壁を越えて人と人を結び、国際社会と地域社会の課題に取り組むことのできる課題発見・解決型人材の育成に取り組んでいる。

経営情報学部では、大学の理念である「卓越した教育と高い学術性を備えた研究の推進」を実現するため、「経営」「総合政策」「データサイエンス」「観光マネジメント」の4分野の融合と専門性により、現代社会の各分野でイノベーションを担う問題解決型の人材

を育成することを教育理念としており、教育目標において、複数分野の知識・能力を融合させることによって、新規産業を創出できる人材、地域社会が抱える問題を解決できる人材、大量データから経営などにおける価値を導き出すことができる人材、観光地全体の地域力を高める地域経営を担う人材など、具体的な人材育成像の例を示している。

看護学部では、大学の理念である「卓越した教育と高い学術性を備えた研究の推進」を受けて、看護職者の養成課程として、人間尊重、看護専門職としての専門的知識・技術・判断力の修得、課題に主体的に取り組む姿勢、健康生活の向上に寄与する人材育成を学部の理念としている。また、大学の目標である「社会に貢献できる有為な人材の育成」を受けて、総合的な人間理解、論理的・批判的な判断能力、専門的に健康上の課題を解決する能力、人間関係を形成する能力、地域住民や専門職と協働できる能力、自己研鑽、国際社会で協力できる能力の育成を学部の教育目標とし、看護専門職としての専門的知識・技術だけでなく、これらの総合的な能力を有する人材の育成に取り組んでいる。

薬食生命科学総合学府は、高齢者が健康で快適な生活を送るために「薬食融合」研究の一層の社会貢献が望まれることから、2012年4月に大学院薬学研究科及び生活健康科学研究科の教員組織をそれぞれ薬学研究院及び食品栄養環境科学研究院とし、薬食融合を図るための世界で唯一の教育組織として新設された。同学府では、生命薬学を中心とした高度な専門知識と技術を身に付け、創薬、衛生など幅広い分野で活躍できる人材、食品栄養科学や環境科学等の先端基礎科学を基盤として、高齢社会の急速な進展と地域環境の悪化を克服し、持続可能な社会の構築に資する人材を養成している。

また、各学部等の教育理念や教育目標は、定期的な検証と見直しを行っている。その例として、国際関係学研究科は、2022年4月に教育理念、教育目標、3ポリシーを全面的に改訂し、大学の理念や目的を踏まえ、かつ、教育課程改革と入試制度改革に取り組んできた内容を反映させている。(根拠資料1-8)

なお、教育理念、教育目標及び3ポリシーを改訂する際には、外部委員も出席する教育研究審議会において審議し、承認を得ている。(根拠資料1-9、1-10、1-11、1-12)

【教育理念、教育目標、3ポリシーの改訂（教育研究審議会での審議）】

年月	学部等	改訂内容
2021年7月	薬学部	教育理念、教育目標 カリキュラム・ポリシー
2021年11月	国際関係学研究科	教育理念、教育目標、3ポリシー
	経営情報学部	教育理念、教育目標、3ポリシー
	経営情報イノベーション研究科	教育理念、教育目標、3ポリシー
	看護学研究科	教育目標 3ポリシー（博士前期課程）
2022年1月	国際関係学部	教育理念、教育目標、3ポリシー
2023年1月	看護学部	ディプロマ・ポリシー

以上のことから、大学の理念・目的は適切に設定されており、高度の教育機関及び学術文化の研究機関としてふさわしい内容を有するものとなっている。また、各学部等の目的も、大学の「理念と目標」と密接に関係し、適切に設定されている。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学の目的は、学則第1条及び定款第1条に規定している。各学部等の教育研究上の目的については、学部においては学部又は学科ごとに学則第2条の2で規定し、大学院においては学府・研究科ごとに大学院学則第3条の2で規定している。いずれも大学ホームページに掲載するなどして、広く公表している。(根拠資料 1-13【ウェブ】)

「理念と目標」は、大学ホームページをはじめ、総合案内パンフレット等の刊行物、入学者選抜要項及び学生募集要項等に掲載しており、教職員や学生に周知するとともに、広く社会に対して公表している。(根拠資料 1-6【ウェブ】、1-1、1-14、1-15) また、英語版の大学ホームページにも「理念と目標」を掲載し、世界への情報発信も図っている。

各学部等の教育理念や教育目標については、大学ホームページのほか、各学部等の案内パンフレットに掲載するとともに、入学時のガイダンス、オープンキャンパス等の機会を利用して、学生、受験生、保護者等に向けても周知している。(根拠資料 1-7【ウェブ】、1-2)

以上のことから、本学では、大学の理念・目的及び各学部等の教育研究上の目的を学則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、広く社会に対して公表している。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学は公立大学法人が設置する大学であり、地方独立行政法人法の規定により、設立団体である静岡県が法人として達成すべき業務運営に関する6年間の中期目標を定め、法人はこの中期目標を達成するために6年間の中期計画を作成し、静岡県知事の認可を受ける

こととされている。

現在は、2019年度から2024年度の第3期中期目標の期間中であり、第3期中期目標では、①多様な人材が集まる大学づくりと質の高い教育研究の推進、②全学を挙げた積極的な地域貢献への取組、③グローバル化施策を着実に推進、が重点目標として位置付けられている。(根拠資料 1-16)

これらの目標を達成し、更に本学の強みを発揮して特色ある教育研究活動に取り組むため、第3期中期計画では次のように全学的な重点課題を定めている。(根拠資料 1-17)

静岡県公立大学法人第3期中期計画 前文

<全学的な重点課題>

- (1) 生命科学と人文社会科学が連携し、異分野融合の実践知と創造力及び発信力を備えた人材の育成や、高い学術性を備えた研究活動の展開により、安全安心で健康長寿に恵まれた質の高い地域社会の形成に貢献できる知の拠点を目指す。
- (2) 社会の変化に対応し、社会人や留学生などを含めた様々な学修者が生涯学び続けられるための環境を確保し、多様な価値観が集まる大学づくりを推進する。
- (3) 国や地域等の多様性を共存させたグローバルな視点から教育・研究のできる環境を整備し、海外の大学との交流を積極的に展開するとともに、地域社会に貢献するグローバルな人材を育成する。

また、中期計画に基づき、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定し、教育、研究、地域貢献等の諸活動を推進している。(根拠資料 1-18)

中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績をまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている県評価委員会に業務実績報告書を提出し、評価を受けている。(根拠資料 1-19、1-20) この県評価委員会で受けた指摘は、地方独立行政法人法に基づき、業務運営の改善又は翌年度の年度計画や次期中期計画等に反映させている。

第3期中期目標には、「法人の経営に関する目標」として、「戦略的かつ効率的な組織・業務運営」「人事制度の運用と改善」「自己収入の確保」「予算の効率的かつ適正な執行」などの項目が含まれている。この中期目標に基づき、中期計画、年度計画が策定されているため、事業を推進する上で欠かせない組織・財政基盤についても、中長期的な視点から計画し、その状況を検証する仕組みとなっている。

以上のことから、本学は、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定している。

(2) 長所・特色

本学では、学則及び大学院学則で定められた目的や、公立大学法人化に伴い定められた「理念と目標」で掲げる内容の実現に向けて、各学部等で教育理念・教育目標を設定し、「時代の要請及び地域社会の要望に応え得る有為な人材の育成」や「優れた教育研究の成果の地域社会、国際社会への還元による文化の向上及び社会の発展への寄与」という大学の目的を実現するため、特色のある教育研究活動を積極的に推進している。

(3) 問題点

特になし

(4) 全体のまとめ

本学は、「理念と目標」を踏まえ、学則及び大学院学則で人材養成等教育研究上の目的を定め、また、各学部等の教育理念・教育目標を設定している。これらを教職員及び学生に周知するとともに、大学ホームページ等を通じて、広く社会に公表している。

また、設立団体である静岡県が定める中期目標を達成するため、中期計画と、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定し、教育研究、地域貢献等の諸活動を推進している。中期計画や年度計画の達成状況は自己点検・評価し、県評価委員会の評価を受け、指摘を受けた事項は業務運営の改善等に反映させている。

以上のことから、理念・目的については、大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

<p>評価の視点：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）
--

本学の設立団体である静岡県が定める第3期中期目標では、評価の充実に関する目標として、「定期的に実施する自己点検・評価や、第三者機関による外部評価等の結果を活用し、教育研究及び業務運営の改善と充実を図る。」と定められている。（根拠資料 1-16）

この中期目標の達成に向けて策定した第3期中期計画では、「評価の充実に関する目標を達成するための措置」として、「自己点検・評価システムの改善を行うとともに、定期的に実施する自己点検・評価や大学認証評価等を踏まえながら、教育研究及び業務運営の改善と充実を図る。」と定めている。（根拠資料 1-17）

この中期目標や中期計画の下、静岡県立大学内部質保証規程（以下「内部質保証規程」という。）において、内部質保証の実施体制、内部質保証の対象項目などを含む、本学の内部質保証に関する基本的な考え方について定めている。（根拠資料 2-1）

静岡県立大学内部質保証規程

（趣旨）

第1条 この規程は、静岡県立大学の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について自ら点検・評価し、改善していくこと（以下「内部質保証」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

全学的な内部質保証を推進する組織として、大学質保証委員会が置かれている。この大学質保証委員会の下に、部局質保証委員会を設置しており、部局質保証委員会は、各学部、研究科、研究院、事務局及び附属図書館のそれぞれで組織されている。大学質保証委員会と部局質保証委員会の役割は、内部質保証規程及び静岡県立大学質保証委員会細則で次のとおり定めている。（根拠資料 2-2）

大学質保証委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・内部質保証の基本方針及び実施基準の策定 ・部局質保証委員会から提出された内部質保証の実施状況の取りまとめ及び公表 ・第三者による評価の受審（静岡県立大学の全体的な事項）
----------	---

部局質保証委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・部局における内部質保証の実施 ・部局の内部質保証の実施状況の取りまとめ及び大学質保証委員会への報告 ・第三者による評価の受審（部局に関する事項）
----------	---

内部質保証規程第4条では、3ポリシー策定のための基本的な考え方を規定している。各学部等では、この基本的な考え方の下、授与する学位ごとに3ポリシーを策定し、教育研究活動を展開している。

また、内部質保証規程第4条第1項で内部質保証の対象項目を規定している。この項目は、大学基準協会の大学基準に沿っており、大学基準の点検・評価項目が、教育研究活動の検証及び改善・向上に関する指針の役割を果たしている。

以上のとおり、内部質保証規程等により、全学的な内部質保証の方針、内部質保証の実施体制や対象項目などを定めており、これに基づいて内部質保証活動を実施していることから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を適切に明示している。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

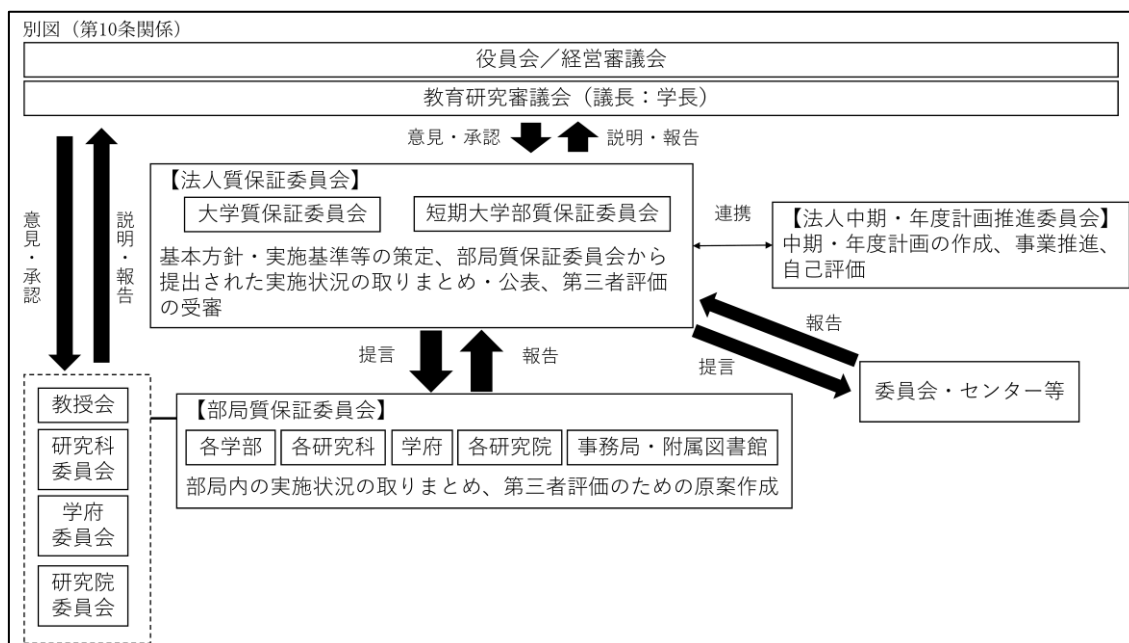
評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学は、2020年度まで「全学自己評価委員会」及び「部局自己評価委員会」が内部質保証の推進を担っていた。（根拠資料2-3、2-4）しかし、前回2016年度の認証評価受審において、「自己評価委員会は、認証評価に向けて各部局からの報告書を取りまとめるのみで、大学全体の自己点検・評価を適切に実施しておらず、また、中期目標・中期計画の達成状況を自己点検・評価する中期・年度計画推進委員会との内部質保証上の役割分担も明確にはなっていない。」という指摘を受け、その後、2020年に提出した改善報告書に対する検討結果においても、「内部質保証については、体制及び規程の整備については検討の段階にとどまっており、内部質保証システムが実質的に機能するよう更なる改善を要する。」という指摘を受けた。

これらの指摘を踏まえて学内での検討を重ね、2020年12月から「質保証委員会（設置前）」において、内部質保証に係る規程の整備について審議し、2021年4月に全学自己評価委員会及び部局自己評価委員会の体制から、大学質保証委員会及び部局質保証委員会の体制に改め、大学質保証委員会が内部質保証を推進する全学的な組織となっている。（根拠資料2-5、2-6、2-7）

大学質保証委員会の組織は、静岡県立大学質保証委員会細則第3条で規定しており、教務を担当する副学長を委員長とし、副学長、学部長、研究科長、学府長、研究院長、事務局長等を委員としている。（根拠資料2-8）

また、内部質保証規程第10条及び別図で、内部質保証の実施体制を規定している。



大学質保証委員会の下部組織として、各部局内に部局質保証委員会を設置している。部局質保証委員会は、各学部等で展開されている教育研究活動について、有効性の検証と改善活動を行い、その実施状況を大学質保証委員会に報告している。これに対して大学質保証委員会では、報告された実施状況を取りまとめ、部局質保証委員会へ教育研究活動の改善を提言し、部局質保証委員会は、大学質保証委員会から提言された内容を基に、教育研究活動の改善に取り組むという運用プロセスを構築している。これらの活動内容は、学長を議長とする教育研究審議会に報告され、教育研究審議会はその内容に対し意見し、各部局が更なる改善に向けて取り組む仕組みとなっている。（根拠資料 2-9）

中期計画・年度計画と、全学的な内部質保証体制の関わりについて、内部質保証規程第4条第3項で「中期計画又は年度計画の実績報告を内部質保証に活用することができる」と規定するなど、大学質保証委員会は、中期・年度計画推進委員会と連携して質保証活動を行っている。具体的には、教育研究活動に係る内部質保証については、大学質保証委員会を中心に大学基準協会の大学基準に沿った検証を行い、中期計画・年度計画については、中期・年度計画推進委員会が中心となって評価を行うことにより、それぞれの評価項目に応じて役割を分担している。

また、中期・年度計画推進委員会と大学質保証委員会は共通の委員が多く、大学質保証委員会の委員となっている各学部の副学部長が、中期計画・年度計画の推進や実務を担う中期・年度計画推進委員会作業部会の委員となっているなど、両委員会の委員には共通性がある。（根拠資料 2-10、2-11）このため、2022年度の年度計画では、カリキュラム点検や新カリキュラム策定、ルーブリックやアンケート調査による学習成果の把握に関する項目が多数盛り込まれており、中期・年度計画推進委員会と大学質保証委員会が相互に関連しながら、本学の教育研究活動を推進する体制となっている。（根拠資料 1-18）

以上のとおり、前回の認証評価受審時の指摘を踏まえ、責任と役割を明確にした大学質

保証委員会を組織しており、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制が適切に整備されている。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<p>評価の視点1： 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定</p> <p>評価の視点2： 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施</p> <p>評価の視点3： 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み</p> <p>評価の視点4： 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施</p> <p>評価の視点5： 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施</p> <p>評価の視点6： 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応</p> <p>評価の視点7： 点検・評価における客観性、妥当性の確保</p>
--

● 3ポリシー策定のための全学としての基本的な考え方の設定

内部質保証規程第4条第4項において、3ポリシー策定のための基本的な考え方について、次のとおり規定している。（根拠資料2-1）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 本学の理念と目標を踏まえ、三つのポリシーを一貫性・整合性あるものとして策定する。 (2) 本学に関心を持つ様々な関係者が十分に理解できるような内容及び表現で策定する。 (3) 学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化したディプロマ・ポリシーを策定する。 (4) ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程編成、当該教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方等を具体的に示したカリキュラム・ポリシーを策定する。 (5) 入学前にどのような多様な能力を身に付けてきた学生を求めているか、入学後にどのような能力を身に付けられる学生を求めているかなど、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方を具体的に示したアドミッション・ポリシーを策定する。 |
|---|

この方針は、3ポリシーの策定及び運用に関する中央教育審議会大学分科会大学教育部会のガイドラインを参考としており、大学質保証委員会、教育研究審議会の審議を経て、2022年4月に規程を改正した。（根拠資料2-12、2-13）これまで、3ポリシー策定のための全学的な考え方は明示されていなかったが、規程改正により、各学部等で3ポリシーの見直しを行う際には、この全学的な方針に沿って策定することとなった。

●方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

本学の内部質保証活動は、全学的な方針をもとに策定された3ポリシーと、内部質保証規程で規定している手続に沿って行われている。内部質保証の対象項目については、内部質保証規程第4条第1項で規定しており、この項目は、大学基準協会の大学基準の10の基準に沿って掲げている。

各部署の内部質保証活動を促進させる取組として、2020年度後期から2021年度にかけて、大学質保証委員会からの指示により、大学評価ハンドブックで示されている大学基準の点検・評価項目について各部署で点検を実施し、対応が不十分な項目がないか網羅的に確認を行った。(根拠資料2-14)

【点検実施項目・スケジュール】

		基準										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10-1	10-2
点検・評価項目	1	③	①	②	①	③	③	②	②	①	③	③
	2	③	③	③	①	③	③	②	②	①	①	③
	3	①	③		②	③	③	③	②	③	③	
	4		③		①	③	①		②		③	
	5		③		②		③		②		③	
	6				①				③		③	
	7				③							

(点検時期：①…2020年度後期 ②…2021年度前期 ③…2021年度後期)

【点検結果の取りまとめ例】

[様式1]

大学基準協会の大学基準への対応状況 (まとめ)

基準1 理念・目的

<点検・評価項目>

①大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

部局	対応状況	根拠
学部	薬 対応済	大学の理念・目標を踏まえ、学科ごとの人材養成等教育研究上の目的を学則第2条の2に定めている。また、学部の教育理念を定め、学科ごとに人材育成と教育に関する教育目標を設定している。
	食 対応済	学部の教育理念、教育目標を設定しており、それに基づき、3学科ごとに人材育成や教育の目的を設定され、CP、DPとして公表している。
	国 対応済	学科ごとの人材育成その他の教育研究上の目的はDP・CP・APに明示している。
	経 対応済	AP、CP、DPを策定済である。
	看 対応済	大学の理念・目的を踏まえて、学部の理念・目的を設定した。理念は、「人間尊重の理念に基づき、変動する社会の要請に応じて、看護専門職の役割を認識し、専門的知識・技術に裏付けされた判断によって、主体的に行動できる人材を育成する。また将来にわたって保健医療福祉における課題に積極的に取り組み、人々の健康生活の向上に寄与する人材を育成する。」であり、7つの目標をあげている。
大学院	薬 対応済	大学の理念・目標を踏まえ、学府の人材養成等教育研究上の目的を大学院学則第3条の2に定めている。また、人材育成と教育に関する学府の教育理念・教育目標を設定している。
	食 対応済	専攻ごとに人材育成や教育の目的を設定され、CP、DPとして公表している。
	国 対応済	研究科の教育理念と教育の目的を令和3年11月研究科委員会で改定した。
	経 対応済	AP、CP、DPを策定済である。

1

看	対応済	大学院学則では、看護学研究科の人材養成等教育研究上の目的として、「優れた倫理的判断力や保健医療の国際化・情報化に対応できる能力を持ち、看護実践の質の向上及び教育・研究を積極的に推進できる人材を養成する」と定めている。教育理念は、生命関連領域の諸科学と連携し、見識のある高度な専門職能を有する人材かつ看護科学の教育・研究および実践活動を担う人材を養成し、人々の健康増進を図り、豊かな国際社会の構築に寄与することとしている。それらを踏まえて教育目標は、博士前期課程においては、1. 看護サービスの質向上を目指して実践看護分野においてリーダーとなる人材を養成する、2. 看護・保健・医療・福祉の場における教育や研究課題に取り組める人材を養成することとしている。博士後期課程では、1. 看護高等教育機関における研究者・教育者として、新たな看護学の知識体系の構築・開発に取り組み、専門的知識と指導力に基づいた質の高い教育・研究を実践できる人材を養成する、2. 看護・保健・医療・福祉の場において有効な看護サービスを開発し、多様な課題に取り組める人材を養成することとしている。
---	-----	--

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

部局	対応状況	根拠
学部	薬 対応済	大学の理念である「卓越した教育と高い学術性を備えた研究を推進します」を反映した人材育成と教育に関する学部の教育目標を学科ごとに設定している。
	食 対応済	本学は、5学部と大学院、短期大学の総力を結集し、「国民の誇りとなる価値ある大学」の実現に向け、教育研究活動を実施している。本学部は、総合的に食と健康の問題を科学的に追求し、「食」分野で活躍できる人材を育成する教育目標とともに、健康長寿社会実現や食品産業に貢献し、価値ある大学の実現に寄与する学部として設置されている。
	国 対応済	大学の理念・目的と学部の目的は連関している。
	経 対応済	大学の理念・目的に沿って学部の目的は設定されている。
	看 対応済	大学の理念は、「卓越した教育と高い学術性を備えた研究の推進」であり、それを受けて看護学部では、看護職者の養成課程として、人間尊重、看護専門職としての専門的知識・技術・判断力の修得、また、課題に主体的に取り組む姿勢、健康生活の向上に寄与する人材育成を理念にあげている。ま

2

この点検で、未対応項目や改善を要する項目があった場合、各部局で改善活動を行い、対応状況を部局質保証委員会から大学質保証委員会へ報告し、大学質保証委員会ではその取りまとめを行った。このように、各部局レベル、全学レベルでPDCAサイクルを回すことで、学内で内部質保証に対する意識を向上させる契機にもなった。

その他、大学質保証委員会から部局質保証委員会に対して行った提言等の例として、入学定員や収容定員充足率の管理に関して、大学質保証委員会で適正な充足率の範囲を示し、その範囲を超える可能性がある学部等に対して、原因分析や今後の見通し、対応策の報告を求めること等により、充足率の適正な管理を促した。(根拠資料 2-15) また、大学質保証委員会において3ポリシー策定のための全学的な方針を検討し、内部質保証規程に明示したが、これにより、各学部等が策定・改訂する3ポリシーが適切な内容となるよう、大学質保証委員会から基本的な考え方を示した。(根拠資料 2-12)

●学部・研究科における点検・評価・改善・向上の実施

各部局における内部質保証活動は、部局質保証委員会を定期的開催し、学部の教育理念と教育目標及び3ポリシーの見直しや、教育や運営の問題点について議論し、改善活動を行っている。また、年度末には年間の教育内容全体の振り返りや、教員間での情報共有を行い、翌年度からの改善につなげている。以下は、各部局で実施している点検・評価、改善・向上の具体的な取組内容の例である。

薬学部では、教員レベルの点検・評価の一例として、教員相互授業評価による教員間での授業評価や学生による授業アンケートの結果に基づき、部局質保証委員会で点検・評価し、その結果を各教員にフィードバックすることで、授業の質の改善につなげている。また、薬学部及び薬学研究院では、教員活動評価の結果に基づき部局長が教員と面談を行い、活動内容の改善に努めている。(根拠資料 2-16、2-17)

食品栄養科学部及び食品栄養環境科学研究院では、新たに設置した部局質保証委員会等において、これまで策定した方針の点検・評価・改善活動を開始した。課題として、卒業・修了時の最終的な学習成果を測定すべきとの考えから、卒業・修了研究について複数の項目を点数化することとし、評価に客観性を持たせるためのルーブリック表を新たに導入して、2021年度の学位審査時から試行している。(根拠資料 2-18、2-19)

国際関係学部では、部局の内部質保証を行う体制について、2022年度から学部質保証委員会にワーキンググループを設置しており、「学習成果評価ワーキンググループ」では、ルーブリックを活用した教育内容の定期点検・評価、シラバスの書式改訂、シラバスの記載内容のチェック等を行っている。また、「英語教育検討ワーキンググループ」では、2021年度の卒業時アンケートで改善の要望が多かった低年次の基礎科目としての英語教育について、英語教育担当者間の連携を図り、教育内容の均質化などを総合的に検討し、改善を進めている。(根拠資料 2-20)

経営情報学部では、卒業時・進級時の学生アンケートにより、教育の改善点を調査している。(根拠資料 2-21、2-22、2-23) また、各授業の授業評価アンケートの結果に対して、教員がフィードバックレポートを作成することを通じて、教育の質の改善に取り組んでいる。(根拠資料 2-24) 年度末には、教育振り返りFDを開催し、教員間で教育上の問題点の情報共有や改善の方策について議論している。(根拠資料 2-25) 2022年度からは、学

生自身によるルーブリックとポートフォリオを用いた学習成果の把握の取組を開始した。

看護学部では、2021年度の卒業生を対象にディプロマ・ポリシーの到達度評価を行い、その結果を受け、2022年度に検討を重ねてディプロマ・ポリシーを改訂した。(根拠資料 2-26、1-12) また、これに併せて、ディプロマ・ポリシーと各科目の整合性をより明確に示すシラバスのフォーマットに変更するとともに、シラバスの作成要領や記載例、チェックリストを作成することで改善を図った。(根拠資料 2-27)

国際関係学研究科では、研究科の教育理念・教育目標・3ポリシーの改訂、ルーブリック評価の導入、修了時アンケートの実施などを優先課題として、改善を進めた。(根拠資料 2-28) 2022年3月には、大学基準協会の点検・評価項目ごとに行った総合的な点検・評価結果を「令和3年度国際関係学研究科定期点検・評価結果」にまとめ、これを根拠に「令和4年度国際関係学研究科運営方針」における年次計画を立案しており、前年度の自己点検・評価を翌年度の研究科運営方針の基礎とするという、循環的なプロセスを形成している。(根拠資料 2-29、2-30)

看護学研究科では、カリキュラム評価として、教育に関する達成度評価において、学生による自己評価と教員による他者評価を行っている。2021年度にはそれらの集計・分析を行い、その結果を担当教員に周知し、次年度の担当科目内容の改善を促した。今後は、FD研修の中で、それらの結果に基づきカリキュラム評価を行うこととしている。

また、教職課程に関する点検・評価については、各学部、事務局から選出された委員で構成する静岡県立大学教職課程委員会(以下「教職課程委員会」という。)を中心に実施している。(根拠資料 2-31) 2021年の法令改正により、教職課程の自己点検・評価の実施が義務化されたことに伴い、本学においても静岡県立大学教職課程委員会規程を改正し、教職課程委員会において自己点検・評価を実施する仕組みを整備した。(根拠資料 2-32)

●行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応

外部機関の指摘事項への対応は、①文部科学省、②認証評価機関(大学基準協会)、③県評価委員会への対応がある。

1点目の文部科学省については、前回2016年度の認証評価受審以降、2020年度に看護学研究科博士後期課程を設置したが、2022年3月末時点で設置計画履行状況等調査において指摘事項は付されていない。

2点目の認証評価機関(大学基準協会)については、前回2016年度の認証評価受審において、7項目の努力課題が指摘された。この指摘事項に対して、2020年度に改善報告書を提出したところ、7項目中5項目について、改善報告書検討結果で指摘を受けた。この5項目について、2021年度の大学質保証委員会で指摘に対する対応方針を定め、対応方針に従って改善を行っている。(根拠資料 2-33)

	改善報告書検討結果での指摘事項	改善状況
1	教育課程の編成・実施方針について、薬学部及び看護学研究科では、依然として教育内容・方法などに関する基本的な考え方を十分に示していないため、改善が望まれる。	第4章 点検・評価項目② (P32)に記載

2	国際関係学部及び経営情報学部における履修登録できる単位数の上限について、「卒業研究」など、卒業要件に算入される科目等を履修制限の対象としておらず、実質的な上限が高くなっているため、単位制の趣旨に照らして改善が望まれる。単位数の上限設定制度が形骸化することのないよう十分注意すること。	第4章 点検・評価項目④ (P40)に記載
3	国際関係学研究科及び看護学研究科のシラバスについて、まだ一部に十分な記述内容・量となっていないシラバスが散見されるため、更なる改善が望まれる。	第4章 点検・評価項目④ (P41)に記載
4	学生の受け入れについて、収容定員に対する在籍学生数比率が、国際関係学部国際関係学科で1.28と依然として高いため、改善が望まれる。	第5章 点検・評価項目③ (P59)に記載
5	内部質保証について、体制及び規程の整備については検討の段階にとどまっており、内部質保証システムが実質的に機能するよう更なる改善を要する。	第2章 点検・評価項目② (P12)に記載

3点目の県評価委員会については、中期計画や年度計画の達成状況を、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績を業務実績報告書にまとめ、設立団体である静岡県に設置されている県評価委員会に提出し、評価を受けている。(根拠資料 1-19、1-20) 評価結果において「評価に当たっての意見、指摘等」とされたものについては、当該年度の業務運営の改善や、翌年度の年度計画へ反映するよう、中期・年度計画推進委員会を中心に対応している。

●点検・評価における客観性、妥当性の確保

大学質保証委員会及び中期・年度計画推進委員会で取りまとめられた実施計画案や点検・評価結果は、教育研究審議会(外部委員2人)、経営審議会(外部委員4人)での審議を経て決定する仕組みとなっており、外部委員が審議に加わることにより、評価の客観性や妥当性を担保している。(根拠資料 2-34、2-35)

また、中期計画・年度計画の実績評価は、県評価委員会による評価を受けている。この県評価委員会は、教育研究、経営の各分野における有識者5人で構成されているため、教育研究審議会、経営審議会の外部委員とともに、外部から二重のチェックを受けている。(根拠資料 2-36)

●新型コロナウイルス感染症に対する対応・対策

本学の新型コロナウイルス感染症対策に係る全学的な対応は、危機管理委員会等が中心となって、「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた活動指針」の策定・改定や、感染拡大状況に応じた活動レベルの決定を行った。(根拠資料 2-37、2-38【ウェブ】) また、2020年度の授業実施の判断や、その実施方法等の全学的な方針については、全学教務委員会で決定した。(根拠資料 2-39) 新型コロナウイルス感染症に関する情報は、Web学生サービス支援システム(UNIVERSAL PASSPORT)を使用して学生に随時通知したほか、大学ホームページにも関連情報をまとめて掲載し、周知を図った。(根拠資料 2-40【ウェブ】)

なお、本学においても、2020年度以降、遠隔授業環境の整備や感染防止対策、学生の生活支援など、新型コロナウイルス感染症に対する様々な取組を行った。こうした取組に対して、設立団体である静岡県に設置されている県評価委員会からは、「新型コロナウイルスの影響で計画通りの実施が困難な分野があったが、教職員が一丸となって、安全な学修環境の提供に努めた結果、コロナ後においても活用出来る取組が多く生まれたことを評価する」（2020年度）、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、デジタル技術の活用等により、コロナ禍前に比べて教育方法の向上や他大学及び地域社会との連携が促進された事例も創出した」（2021年度）など、アフターコロナも見据えた効果的な取組を行っている」と評価を受けた。（根拠資料 1-20）

以上のとおり、本学は内部質保証に関する規程の整備や、方針や手続に従った内部質保証活動により、内部質保証システムが有効に機能するよう取組を進めている。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

<p>評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表</p> <p>評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性</p> <p>評価の視点3：公表する情報の適切な更新</p>

本学が2009年度と2016年度に大学認証評価を受審した際の「点検・評価報告書」及び「認証評価結果」については、大学ホームページで公表している。（根拠資料 2-41【ウェブ】）また、中期計画や年度計画の達成状況を事業年度ごとにまとめた「業務実績報告書」及び「業務の実績に関する評価結果」の内容は、教育研究審議会、経営審議会及び役員会で報告するとともに、大学ホームページで公表している。（根拠資料 2-42【ウェブ】）財務情報については、「財務諸表」「決算報告書」「事業報告書」「監査報告書」を大学ホームページで公表している。（根拠資料 2-43【ウェブ】）

教育研究活動について、教員の学位及び研究業績に関する情報は、大学ホームページの「教員データベース」で公表している。（根拠資料 2-44【ウェブ】）その他の内容についても、学校教育法施行規則第172条の2に基づき適切に公表しており、大学ホームページ内の「教育情報の公表」の中にまとめて掲載することで、情報の得やすさについても配慮している。（根拠資料 2-45【ウェブ】）また、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が運営する「大学ポートレート」にも参加し、積極的に本学の情報を公開している。（根拠資料 2-46【ウェブ】）

公表している情報は、学内の会議で適切な審議を経たものであり、正確性、信頼性が確保されている。また、事務局各室に大学ホームページ担当者が配置されており、適切に更新を行っている。

教職課程に関する点検・評価は、教職課程委員会で実施しており、教員養成の理念と目的、教員養成の目標を達成するための計画、教員養成に係る教育の質の向上に係る取組等

の情報は、大学ホームページの「教職課程情報公開」に集約して公表している。(根拠資料 2-47【ウェブ】)

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価</p> <p>評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用</p> <p>評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--

本学では、定款により、経営審議会が「組織及び運営の状況」について、教育研究審議会が「教育及び研究の状況」について、自ら行う点検及び評価に関する事項を審議する機関となっており、各部局の活動はこれらの機関に定期的に報告されている。(根拠資料 1-5) また、県評価委員会でも中期計画・年度計画の達成状況について、毎年度の評価を受けることが義務付けられている。

内部質保証システムの適切性について、本学では2020年度まで「全学自己評価委員会」及び「部局自己評価委員会」が内部質保証の推進を担っていたが、2016年度の認証評価受審において、「自己評価委員会は、認証評価に向けて各部局からの報告書を取りまとめるのみで、大学全体の自己点検・評価を適切に実施しておらず、また、中期目標・中期計画の達成状況を自己点検・評価する中期・年度計画推進委員会との内部質保証上の役割分担も明確にはなっていない。」という指摘を受けた。その後、2020年に提出した改善報告書に対する検討結果においても、「内部質保証については、体制及び規程の整備については検討の段階にとどまっており、内部質保証システムが実質的に機能するよう更なる改善を要する。」という指摘を受けた。

これらの指摘を踏まえて学内での検討を重ね、2020年12月から「質保証委員会（設置前）」において、内部質保証に係る規程等の整備について審議し、2021年4月に全学自己評価委員会及び部局自己評価委員会の体制から、大学質保証委員会及び部局質保証委員会の体制に改め、大学質保証委員会を全学的な内部質保証を推進する組織とした。

この内部質保証に係る規程等の整備や大学質保証委員会等の設置に関しては、2020年度の年度計画でその実施について定め、業務実績を自己点検・評価し、設立団体である静岡県に設置されている県評価委員会に業務実績報告書を提出して、評価を受けている。(根拠資料 1-19、1-20) また、業務実績報告書提出の際には、中期・年度計画推進委員会、教育研究審議会、経営審議会及び役員会の審議を経ており、内部質保証システムの適切性や有効性の点検・評価を実施している。

なお、大学質保証委員会の委員長及び委員1人は、法人の理事を兼務し、法人の意思決定機関である役員会の構成員でもあることから、学外者である理事及び監事も参加する役

員会において、内部質保証システムの適切性、有効性も含めた定期的な点検・評価を行うことができている。

一方で、一部の部局からは、部局質保証委員会を立ち上げたばかりで部局の他の組織との役割分担が不明確であるなどの意見もあることから、今後も、認証評価受審などの機会を通じて、外部機関からの客観的かつ適正な点検・評価を受けるとともに、大学質保証委員会で点検・評価の観点やプロセスを検討し、内部質保証システム自体の適切性の向上を図っていく。

(2) 長所・特色

前回 2016 年度の認証評価受審での指摘を踏まえ、学内での検討を重ね、2021 年度以降、内部質保証規程などの規定の整備、大学質保証委員会、部局質保証委員会による内部質保証体制の整備、3 ポリシー策定のための基本的な考え方の策定などを進めてきた。

また、2020 年度後期から 2021 年度にかけて、大学質保証委員会の指示により、各部局で大学基準の点検・評価項目ごとに点検を実施し、対応が不十分な項目がないか網羅的に確認を行った。

これらの取組を通じて、学内で内部質保証に対する意識が高まり、各学部等で積極的な改善活動が行われ、教育の質の向上が図られている。

例えば、国際関係学研究科では、内部質保証の取組を組織的に実施していく方針を 2021 年 7 月の研究科委員会で承認し、優先課題として、研究科の教育理念・教育目標・3 ポリシーの改訂、ルーブリック評価の導入、修了時アンケートの実施などの改善を進めた。2022 年 3 月には、大学基準協会の点検・評価項目ごとに行った総合的な点検・評価結果を「令和 3 年度国際関係学研究科定期点検・評価結果」にまとめ、これを根拠に「令和 4 年度国際関係学研究科運営方針」における年次計画を立案した。このように、国際関係学研究科では、2021 年度より開始した内部質保証の取組は、2022 年度の研究科運営方針に明確に位置付けられ、前年度の自己点検・評価を翌年度の研究科運営方針の基礎とする、という循環的なプロセスが形成されている。

(3) 問題点

2021 年度以降、内部質保証規程などの規定の整備、大学質保証委員会、部局質保証委員会による内部質保証体制の整備、3 ポリシー策定のための基本的な考え方の策定などを進めているが、内部質保証システムが稼働したばかりであり、部局の他の組織との役割分担が不明確であるなどの課題もある。

このため、大学質保証委員会と部局質保証委員会の連携体制の整備や、全学的な視点からの内部質保証活動の充実など、内部質保証システム自体の検証と、改善・向上に継続的に取り組んでいく。

(4) 全体のまとめ

本学では、前回 2016 年度の認証評価受審での指摘を踏まえ、内部質保証規程の制定、大学質保証委員会と部局質保証委員会による内部質保証体制の整備、3 ポリシー策定のための基本的な考え方の策定などを進め、また、大学質保証委員会の指示により各部局で大学基準の点検・評価項目ごとに点検を実施するなど、内部質保証の取組を進めている。

今後も、恒常的・継続的な教育の質の保証及び向上のため、全学的な視点からの内部質保証活動の充実や、内部質保証システム自体の検証と改善・向上に取り組んでいく。

以上のことから、内部質保証システムの構築のための取組を着実に進めており、大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性
評価の視点4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

●大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

本学の目的は、定款第1条において、「學術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、時代の要請及び地域社会の要望に応え得る有為な人材を育成し、併せて開かれた大学として優れた教育・研究の成果を地域社会はもとより国際社会に還元し、もって文化の向上及び社会の発展に積極的に寄与すること」とされている。（根拠資料1-5）

この目的を達成するため、本学には、5学部（薬学部、食品栄養科学部、国際関係学部、経営情報学部、看護学部）、1学府（薬食生命科学総合学府）、3研究科（国際関係学研究科、経営情報イノベーション研究科、看護学研究科）が設置されている。人材養成等教育研究上の目的は、本学の「理念と目標」を踏まえ、学部においては学部又は学科ごとに学則第2条の2で、大学院においては学府・研究科ごとに大学院学則第3条の2で、それぞれ規定されている。（根拠資料1-3、1-4）

【学部】

学部	学科	人材養成等教育研究上の目的
薬学部	薬学科	薬剤師としての臨床能力および倫理観を修得し、医療薬学に根ざした研究者や高度専門職薬剤師として、医療の質向上を通して人類の健康長寿に貢献できる先導的な人材を育むための薬学基礎・専門教育を行う。
	薬科学科	生命倫理を基盤としつつ、創薬や生命現象の解明を指向する独創的な科学研究を通して、人類の健康長寿にグローバルに貢献できる卓越した薬学者を育むための薬学基礎・専門教育を行う。
食品栄養科学部	食品生命科学科	食品・栄養・環境に関する基礎知識及び関連する基本的技術を習得し、「食と健康」に関する科学の発展と実践に貢献できる人材を養成する。
	栄養生命科学科	
	環境生命科学科	

国際関係学部	国際関係学科	グローバル化に対応するために、多様な言語・政治・経済・文化等を理解・尊重し、国際社会において活躍できる人材を養成する。
	国際言語文化学科	
経営情報学部	経営情報学科	情報処理能力とマネジメント力を兼ね備えた、企業や地域社会に貢献することができる人材を養成する。
看護学部	看護学科	少子高齢社会の健康の護り手として人々の生活を支援するため、確かな看護判断能力と実践能力を身に付け、他専門職と協働して健康上の課題に創造的に対応できる人材を養成する。

【大学院】

学府・研究科	専攻	人材養成等教育研究上の目的
薬食生命科学総合学府 ・薬学研究院 ・食品栄養環境科学研究院	薬学専攻	薬学と食品栄養科学を融合した学際領域の教育研究を行う。そのなかで、生命薬学を中心とした高度な専門知識と技術を身に付け、創薬、衛生など幅広い分野で活躍できる人材を養成するとともに生命関連学際領域に貢献できる薬科学者を養成する。また、食品栄養科学や環境科学等の先端基礎科学を基盤として、高齢社会の急速な進展と地域環境の悪化を克服し、持続可能な社会の構築に資する人材を養成する。
	薬科学専攻	
	食品栄養科学専攻	
	環境科学専攻	
国際関係学研究科	国際関係学専攻	グローバル化する世界での諸課題に挑み、高い専門知識を修得し、問題を把握、分析し、国際社会に貢献できる人材を養成する。
	比較文化専攻	
経営情報イノベーション研究科	経営情報イノベーション専攻	営利組織や非営利組織の ICT やマネジメント及び広範囲にわたるイノベーションに関する研究と実践が可能な高度専門職業人を養成する。
看護学研究科	看護学専攻	時代に即した社会的要請に応えられる研究開発能力を有し、制度的な枠組みを新たに構築するために、看護支援方法の研究成果を実践現場に即応的に還元して看護の質の向上を図ることができる中核的看護人材を育成する。

●大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

本学の目的を達成するため、学生支援、教育研究活動整備、国際交流の推進、グローバル人材の育成、社会的要請への対応、地域社会への貢献といった観点から、学則第5条から第7条の5により7つの附属機関を設置している。(大学基礎データ表1、根拠資料3-1【ウェブ】) また、学則第4条により4つの学部附属研究施設、大学院学則第4条により11の大学院附属研究施設を設置している。

【附属機関・附属研究施設】

附属機関	<ul style="list-style-type: none"> ・附属図書館 ・健康支援センター ・情報センター ・言語コミュニケーション研究センター ・男女共同参画推進センター ・グローバル地域センター ・「ふじのくに」みらい共育センター 	
学部附属研究施設	薬学部	<ul style="list-style-type: none"> ・薬草園 ・漢方薬研究施設 ・薬学教育・研究センター
	看護学部	<ul style="list-style-type: none"> ・看護実践教育研究センター
大学院附属研究施設	薬学研究院	<ul style="list-style-type: none"> ・創薬探索センター ・薬食研究推進センター
	食品栄養環境科学 研究院	<ul style="list-style-type: none"> ・食品環境研究センター ・茶学総合研究センター
	国際関係学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・現代韓国朝鮮研究センター ・広域ヨーロッパ研究センター ・グローバル・スタディーズ研究センター
	経営情報イノベー ション研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経営研究センター ・医療経営研究センター ・ICTイノベーション研究センター ・ツーリズム研究センター

薬学研究院附属研究施設の「創薬探索センター」は、静岡県が推進するファルマバレープロジェクトに資する創薬システムを構築するため2004年に開設され、大学や企業等が有する新薬シーズとなる化合物等の選別・分析法の開発、医薬品候補化合物の評価と構造最適化などに取り組むほか、将来の新薬開発を担う人材を育成している。近年では、創薬探索センターで合成した新規経口抗がん薬候補の試験を国内製薬企業と共同で実施したり、新型コロナウイルスの診断及び治療薬のスクリーニングのための新しいシステム開発を、静岡県内の企業と共同で進めるなどの活動をしている。また、「薬食研究推進センター」は、健康科学の発展及び健康長寿社会の実現に寄与することを目的として2013年に開設され、医薬品や機能性食品・素材に関する多くの基礎研究成果や実験技術を基盤として、医薬品の適正使用のための市販後研究や、機能性食品の開発につなげるためのトランスレーショナルリサーチを推進している。

経営情報イノベーション研究科附属研究施設の「ツーリズム研究センター」は、観光を基幹産業の1つとして成長させる静岡県の方針に沿って2020年4月に設立され、観光経営、観光政策、観光情報、まちづくり等に関する研究を行い、その研究成果を地域社会へ

情報発信するとともに、産学官において共有を図り、静岡県の観光振興や地域再生に貢献することを目的としている。(根拠資料 3-2) 設立以降、静岡県賀茂地域との連携協定に基づき、観光事業者等を対象とした社会人講座、高校生のための観光講座、学生・高校生を対象としたワークショップや意見交換会などを実施し、それ以外の地域でも、観光についての政策提言や、観光資源開発などの取組を行っている。(根拠資料 3-3) こうした取組に対して、設立団体である静岡県に設置されている県評価委員会から、「コロナ禍で観光業が大きな影響を受けている賀茂地域において、社会人講座の開催、観光業景気動向調査、観光資源発掘の調査研究など、積極的な活動を行った」(2020年度)など、計画を上回る実施状況であるとして、高い評価を受けた。(根拠資料 1-20)

看護学部附属研究施設の「看護実践教育研究センター」は、超高齢社会に対応する国家施策として推進されている地域包括医療を遂行するための有効なヘルスケアを実践し、医療機関・福祉機関・保健機関と地域との協働・連携を円滑に運営できる看護実践家を創出すること、健康長寿を支援するプログラムを実施し県民の健康の維持・増進に寄与すること、多様化するケアニーズに応じてケアのパフォーマンスを向上させる教育・研究・開発を促進させ、その成果を地域や国内外へ還元することを目的として、2020年12月に設立された。(根拠資料 3-4) 2021年度から、看護師特定行為研修を中心としたプログラムを実施している。県評価委員会からは、本センターの設立・活動に対して高い評価を受けるとともに、看護分野のリカレント教育の拠点として、多様なニーズに対応し、教育内容の拡充を図ることが期待されている。

このように、いずれの附属研究施設も、時代の要請と地域社会の要望に応える有為な人材の育成や、優れた教育研究成果の地域への還元という、大学の目的に適合するものとなっている。

なお、食品栄養環境科学研究所の附属研究施設である食品環境研究センター及び茶学総合研究センターは、研究活動、地域貢献でこれまで十分な成果を上げているが、両センターとも主任教員が特任教授であるなど、体制面、資金面の充実が求められている。(根拠資料 3-5)

●教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

本学では、静岡県立大学教職課程委員会規程において、①教職課程の制度に関すること、②教職課程の企画及び運営に関すること、③教育実習の企画及び運営に関すること、④教育実習の指導計画及び単位認定方法に関すること、⑤教職課程及び教育実習の自己点検・評価に関すること、⑥その他教職課程及び教育実習に関することを、教職課程委員会で審議すると規定している。(根拠資料 2-31)

教職課程委員会は、各学部、事務局から選出された委員で構成され、毎年度2回委員会を実施し、教職課程を履修する学生に対する適切な指導を推進している。2022年度の教職課程委員会では、全学的な観点からFD・SDを実施することや、外部講師による講演を計画するなど、教職課程の適切性について議論を深めている。(根拠資料 3-6)

●教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

経営情報学部では、地域の観光産業の活性化や地域創生を担う人材を養成するため、

2019年4月から新たに「観光マネジメント」の教育を開始した。

また、2020年4月には、看護学研究科博士後期課程を設置し、看護学の知識体系の構築・開発や、質の高い教育・研究を実践できる看護学研究者・教育者、有効な看護ケアの開発や制度的な枠組み・システムの構築を行い、病院と地域との協働・連携を円滑に運営できる地域包括医療における看護指導者の育成を目指している。(根拠資料 3-7) 博士後期課程の開設により、学士・修士・博士課程という看護学教育の体系化が完成し、これまでに質の高い看護学研究者・教育者や、地域包括医療におけるリーダー的看護人材の養成が行えるようになった。

このように、教育研究組織の見直しを進めることで、社会的要請に応える優れた人材の輩出や教育研究成果の地域社会への還元を推進し、大学の目的の達成に寄与している。

国際的環境への配慮については、国際交流業務を一括して体系的・総合的に行い、本学のグローバル化を促進することを目的として、2019年4月に、事務局内に国際交流センターが設置された。(根拠資料 3-8) 本センターでは、大学間交流協定、交換留学、オンライン型国際協働学習であるCOIL (Collaborative Online International Learning) 型教育を活用した大学間交流などの業務を担当している。

また、本学短期大学部における、歯科衛生分野、社会福祉及び介護福祉分野、保育・教育分野の人材育成について、近年の社会情勢の変化等により、より高度で専門的な技術や知識を持ち、リーダーシップやコミュニケーション力を兼ね備えた人材が求められ、2年制又は3年制のカリキュラムでは対応が難しくなってきたことから、2021年度からプロジェクトチームを立ち上げ、新たな4年制の保健衛生、福祉及び保育・教育学系の新学部の設置について検討を行っている。2022年11月には、大学全体として取り組むため、「静岡県立大学新学部設置構想検討委員会」を設置し、新学部設置に係る検討や計画案の作成、調整等を進めている。(根拠資料 3-9)

以上のことから、本学は、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附属機関・附属研究施設、センターその他の組織を適切に設置している。

**点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究審議会を設置し、教育研究組織をはじめとする諸課題について、学外有識者の意見も踏まえて検討を行っている。また、定款第16条により、「学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項」は役員会で審議されることになっており、教育研究審議会での承認後に役員会で審議されている。(根拠資料 1-5)

教育研究組織に関する検証については、本学の設立団体である静岡県が定める第3期中

期目標において、「社会の要請や教育研究の進展を踏まえ、理事長・学長のリーダーシップの下、大学間連携の推進や、教育研究組織の在り方の検討を行うなど、大学の機能強化と魅力の向上に取り組む。」と定められている。(根拠資料 1-16) この中期目標の達成に向けて策定した第3期中期計画では次のように定めており、社会の要請や教育研究の進展を踏まえ、教育研究組織を見直す方針となっている。(根拠資料 1-17)

静岡県公立大学法人第3期中期計画

第3 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 戦略的かつ効率的な組織・業務運営

- ・社会の要請や教育研究の進展を踏まえつつ、本学の強みを活かした教育研究力の向上やグローバル化の推進に取り組むため、他大学との連携・協働の推進や、各学部・各研究科(院)・学府・短期大学部等の組織の見直しを行う。

中期計画に基づき、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定しており、中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績を業務実績報告書にまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている県評価委員会に業務実績報告書を提出し、評価を受けている。2020年度に開設した看護学研究科博士後期課程、ツーリズム研究センター、看護実践教育研究センターについても、年度計画でその設置について定め、業務実績は県評価委員会での評価を受け、評価結果に基づき改善の取組を行っている。(根拠資料 1-18、1-19、1-20)

また、全学内部質保証推進組織である大学質保証委員会の関わりとして、2020年度後期から2021年度にかけて、大学質保証委員会から各部局への指示により、大学基準の点検・評価項目について各部局で点検を実施しており、教育研究組織の適切性について確認を行った。(根拠資料 2-14)

以上のことから、本学は、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果を基に改善・向上に向けた取組を行っている。

(2) 長所・特色

本学は、大学の理念・目的の達成のため、適切に教育研究組織を設置するとともに、社会的な要請などを踏まえて、定期的な見直しを行っている。近年では、2020年4月に看護学研究科博士後期課程と、経営情報イノベーション研究科附属研究施設であるツーリズム研究センターを設置し、2020年12月には看護学部附属研究施設である看護実践教育研究センターを設置した。

看護学研究科博士後期課程や看護実践教育研究センターは、超高齢社会に対応する施策として地域包括医療が推進されるなか、より質の高い看護実践家や看護学研究者・教育者が求められているという社会的要請に応えている。

また、ツーリズム研究センターは設置以来、静岡県賀茂地域との連携協定に基づき、観光事業者等を対象とした社会人講座、高校生のための観光講座、学生・高校生を対象としたワークショップや意見交換会などの取組を実施してきた。それ以外の地域でも、観光についての政策提言や、観光資源開発などの取組を行っており、これらを通じて静岡県の観光振興や地域再生に貢献している。設立団体である静岡県に設置されている県評価委員会からも、ツーリズム研究センターの積極的な活動や地域への貢献について、高い評価を受けている。

このように、時代の要請と地域社会の要望に応えるため、適切に教育研究組織の見直しを進めていることが、本学の長所といえる。

(3) 問題点

本学では、大学の理念・目的の達成に向け、各学部等でも附属研究施設を設置しているが、体制面、資金面の充実が求められる機関もある。食品栄養環境科学研究所の附属研究施設である、食品環境研究センター及び茶学総合研究センターは、研究活動、地域貢献でこれまで十分な成果を上げているが、両センターとも主任教員が特任教授であり、体制面、資金面での充実が課題となっている。

(4) 全体のまとめ

本学は、大学の理念・目的の達成のため、5学部・1学府・3研究科のほか、附属機関や附属研究施設を設置するとともに、時代の要請と地域社会の要望に応えるため教育研究組織の見直しを進め、近年も新たな附属研究施設の設置を行うなど、教育研究活動や地域貢献活動を推進している。また、近年の社会情勢の変化等を踏まえ、保健衛生、福祉及び保育・教育学系の新学部の設置について検討を進めている。

以上のことから、教育研究組織については、大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学では、全学ディプロマ・ポリシー及び各学部等で授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーを定めている。（根拠資料 4-1【ウェブ】）なお、全学ディプロマ・ポリシーは、2013年度に議論を重ね、2014年7月に全学カリキュラム・ポリシー、全学アドミッション・ポリシーとともに公表したものである。

全学ディプロマ・ポリシー

全学共通科目とともに学部、大学院の基礎科目および専門科目を学び、実験・実習、演習科目等を通して必要単位を修得し、地域社会や国際社会で活躍できることを認定した次のような者に学位（学士、修士、博士）を授与します。

【学部】

1. 全学共通科目、基礎科目、専門科目、実験・実習、演習科目等を通して卒業に必要な単位を修得している
2. 専門性と総合的判断力を修得し、地域社会や国際社会で活躍が期待できる
3. 優れた論理的思考と外国語能力を有し、情報の共有と発信を的確にすることが期待できる

【大学院】

1. 優れた研究力と専門性を修得し、その分野で主体的に牽引することが期待できる
2. 健全な研究倫理を身に付け、地域社会や国際社会で活躍が期待できる

大学質保証委員会では、2022年4月に内部質保証規程を改正し、3ポリシー策定のための全学的な方針として、「本学の理念と目標を踏まえ、三つのポリシーを一貫性・整合性あるものとして策定する。」ことや、「本学に関心を持つ様々な関係者が十分に理解できるような内容及び表現で策定する。」ことを定めた。また、ディプロマ・ポリシーについては、「学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化したディプロマ・ポリシーを策定する。」こととしている。（根拠資料 2-1）

これらの全学的な方針を基に、各学部等のディプロマ・ポリシーにおいて学生が身に付けるべき資質・能力の目標を定め、大学ホームページ等で公表している。なお、学生が身に付けるべき資質・能力については、各学部等とも3～7つの項目を明示している。（根拠資料 1-7【ウェブ】）

一例として、薬学部薬学科では、医療人に求められる高い教養や、患者の命を守るという強い責任感・使命感、基礎科学に裏打ちされた医療知識と技能などを身に付け、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、「学士（薬学）」の学位を授与すると定めている。また、薬食生命科学総合学府薬学専攻（博士課程）では、健全な科学倫理観、最先端の医療

や基礎及び臨床研究を実施できる知識と技能、指導的立場として活躍できる能力などを身に付け、所定の単位を修得した学生に「博士（薬学）」の学位を授与することとしている。

なお、前回2016年度の認証評価受審において、努力課題として、「学位授与方針に課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力などの学習成果が示されていないため、改善が望まれる」と指摘された。この指摘を受けて、各学部等において、3ポリシー間の関係性と具体性に留意して、授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーを策定する改善を行った。

また、2020年度後期から2021年度にかけて、部局質保証委員会において、大学基準の点検・評価項目に従って点検を行い、ディプロマ・ポリシーの適切性についても点検し、改訂が必要な場合は、教育研究審議会の承認を経て改訂を行った。例えば、経営情報イノベーション研究科では、授与する学位ごとのディプロマ・ポリシーが策定されていなかったため、博士前期課程、博士後期課程それぞれについて、「学位（経営情報学）」、「学位（学術）」のディプロマ・ポリシーを策定する改訂を行った。（根拠資料1-10）また、国際関係学研究科では、ルーブリックを用いた評価を前提としたディプロマ・ポリシーに改訂するとともに、研究科の新たな教育理念・教育目標に定めた「国際社会や地域社会における諸課題を探究できる能力」の内容を具体的に明示した。（根拠資料4-2）

以上のことから、本学は、授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーを適切に定め、公表している。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学では、全学カリキュラム・ポリシー及び授与する学位ごとのカリキュラム・ポリシーを定めており、大学ホームページ等で公表している。（根拠資料4-1【ウェブ】）

全学カリキュラム・ポリシー

地域社会や国際社会で貢献できる学力と知力を醸成し、基礎力と応用力を活用して能動的に実践できる人材を育成するため、次のような教育を提供します。

【学部】

1. 基礎力と社会の変化に対応できる応用力を養成するため、しずおか学を含む全学共通科目を開講し、心身の健全性を醸成する
2. 専門科目、実験・実習、演習科目等を通して、専門分野の知識と技能および思考力を醸成する

3. 基礎分野、応用分野、最先端分野の学びを通して、迅速で的確な課題解決能力を醸成する

【大学院】

1. 専門分野の教育、研究を通して、探究力と創造力を身に付けさせ、地域社会や国際社会で貢献できる能力を醸成する
2. 高度な知識や技術を有する学内外の教員や専門家との対話を通して、研究者や技術者に必要な能力を醸成する

大学質保証委員会では、2022年4月に内部質保証規程を改正し、3ポリシー策定のための全学的な方針を定め、カリキュラム・ポリシーについては「ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程編成、当該教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方等を具体的に示したカリキュラム・ポリシーを策定する。」こととしている。(根拠資料 2-1)

これらの全学的な方針を基に、各学部等でカリキュラム・ポリシーを定め、大学ホームページ等で公表している。(根拠資料 1-7【ウェブ】) 各学部等のカリキュラム・ポリシーでは、学部においては、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材を育成するため、基礎科目、専門科目、実習科目、演習科目等を体系的に編成し、実施することや、それぞれの科目群の位置付け及び学生が身に付けるべき能力を明示している。また、大学院においても、カリキュラムを構成する講義、演習、研究等の科目群と、それぞれの科目群で学生が身に付けるべき能力を明示している。

なお、カリキュラム・ポリシーについては、前回2016年度の認証評価受審において、努力課題として、「教育課程の編成・実施方針に、教育内容・方法などに関する基本的な考え方を示していないため、改善が望まれる」と指摘された。この指摘を受けて、各学部等において教育内容・方法などに関する基本的な考え方を示すようカリキュラム・ポリシーを改訂し、2020年度に改善報告書を提出したが、この改善報告書に対する検討結果においても、薬学部と看護学研究科で対応が不十分との指摘を受けた。

この対応として、薬学部では、教育課程を構成する授業科目について、科目の体系性と教育方法のあり方を明確に示したカリキュラム・ポリシーに改訂した。(根拠資料 1-9) また、看護学研究科博士前期課程では、部局質保証委員会で議論を重ね、教育課程の内容を具体的に明示したカリキュラム・ポリシーに改訂した。(根拠資料 4-3、4-4)

また、2020年度後期から2021年度にかけて、部局質保証委員会において、大学基準の点検・評価項目に従って点検を行っており、カリキュラム・ポリシーの適切性についても点検し、改訂が必要な場合は、教育研究審議会の承認を経て改訂を行った。例えば、国際関係学研究科では、ディプロマ・ポリシーの改訂と併せてカリキュラム・ポリシーを改訂し、特にコースワークとリサーチワークからなる方針を明示した。(根拠資料 4-2、1-10)

以上のことから、本学は、授与する学位ごとにカリキュラム・ポリシーを適切に定め、公表している。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<p>評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置（学士課程） ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（修士課程、博士前期・後期課程、博士課程） ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり <p>評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p>
--

●教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

各学部等の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、学則及び大学院学則の別表に定められており、この別表では、区分や分野ごとに授業科目名や単位数が記載されている。（根拠資料1-3、1-4）カリキュラム・ポリシーや教育課程の見直しは、教育の質の向上のため各学部等で適宜行われており、また、カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性が保たれるよう留意している。

近年のカリキュラム・ポリシーや教育課程の見直しの例として、薬学部では、2018年度入学者選抜から4年制薬科学科と6年制薬学科をそれぞれ選抜する分割入試に変更し、これに伴い、カリキュラム・ポリシーに基づき、両学科の教育課程を改正した。（根拠資料4-5）この改正により、研究者としての資質を身に付けるため、2年次の「早期体験実習」において研究室での研究体験を開始し、さらに研究室配属を4年次前期から3年次後期に変更することで、卒業研究の質的向上を図った。

食品栄養科学部では、「食」「環境」「健康」に関する課題を解決できる人材を育成するための教育課程を構築してきたが、それら課題を児童・生徒に対して教育できる人材の育成の必要性から、新たに2016年度から栄養教諭、2018年度から理科教諭の免許取得のためのカリキュラム改正を行った。（根拠資料4-6、4-7）同様に、薬食生命科学総合学府（食品栄養科学専攻、環境科学専攻）でも、2021年度に栄養教諭及び理科教諭の専修免許状取得に関する認可を受けて新カリキュラムを作成し、2022年度より運用を開始している。（根拠資料4-8）また、食品栄養科学部では、カリキュラム・ポリシーに基づき、これまで食品生命科学科のみで行われていた食品衛生管理者や食品衛生監視員養成のカリキュラムについて、栄養生命科学科と環境生命科学科においても実施可能となるように改正し、2020年度より開始した。（根拠資料4-9）

国際関係学部では、2019年度に改訂したカリキュラム・ポリシーにおいて、内容を具体

的に明記した上で、それに基づき各授業科目を配置し、整合性を図っている。高年次の専門科目においては、旧カリキュラムでは6つのコースを設置していたが、新カリキュラムでは8つのプログラムとなり、履修体系の柔軟性が増し、学生の科目選択の幅が広がった。また、低年次においても、4つのラーニング・クラスターを設け、より充実した基礎教育を行う体制を整えた。(根拠資料 4-10【ウェブ】)

看護学研究科博士前期課程では、2022年4月に改訂したカリキュラム・ポリシーに教育課程の編成方針を具体的に明記した上で、それに基づき科目群の中に各科目を配置し整合性を図っている。また、2020年4月に設置した博士後期課程では、カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成し、文部科学省の設置認可を受けている。

●教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

学部では、カリキュラム・ポリシーに基づき、教養科目及び専門科目を系統的かつ段階的に学べるよう教育課程を編成している。

順次性や体系性への配慮に関しては、各学部とも、低年次には基礎学力と俯瞰的な視点を養うことで学びの土台を形成し、高年次で専門的な学びを深める構成としている。具体的な例として、食品栄養科学部の1年次に開講する「食品・栄養・環境科学概論Ⅰ・Ⅱ」では、オムニバス形式で各分野の主任教員による専門的な講義を行うことで、これからの学びの意欲向上を図っている。(根拠資料 4-11) その後、専門科目の履修を2年間積み上げることで、最終年次の卒業研究につなげており、順序性・体系性に配慮しつつ、無理なく修学できる構成としている。(根拠資料 4-12、4-13、4-14)

国際関係学部では、専門科目を「ラーニング・クラスター」、「ブリッジ科目」、「専門プログラム」等に分けており、低年次において学生が身に付けるべき基礎的能力は4つの「ラーニング・クラスター」(アカデミック・リテラシー、英語コミュニケーション、地域実践力、学部基盤科目)で学ぶこととしている。その後、主に2年次で専門プログラムへの架橋となる「ブリッジ科目群」(国際政治概論、英語学概論等)を履修し、高年次での専門科目は8つのプログラムから1つを選択して履修し、少人数のゼミで更に学びを深化させ、卒業研究に取り組むこととしている。(根拠資料 4-10【ウェブ】)

看護学部では、低年次に学ぶ自然科学や語学、しずおか学などを含む「基礎分野Ⅰ」と、保健医療福祉の課題に対応する看護実践の基礎となる能力を養う「基礎分野Ⅱ」を基盤として、看護学の基礎となる人間、健康、社会を理解するための「専門基礎分野」、さらに個人・家族・集団の健康ニーズに対応した看護実践に必要な専門知識・技術を学ぶ「専門分野」の4区分で教育課程を構成し、学びの順序性・体系性を考慮した教育課程を編成している。

また、履修要項に科目表を掲載するなどして、学生がカリキュラム体系を理解し、適切に履修できるようにしている。(根拠資料 4-15)

具体的な例として、薬学部では、基礎科目、専門科目を配当年次順に記載したカリキュラム科目表を履修要項に掲載するとともに、教育課程を構成する科目の順次性や体系性を記載した「履修の手引き」を学生に配布し、ガイダンスにおいて説明している。(根拠資料 4-16) 経営情報学部では、学部基礎科目については配当年次別に、専門科目については分野別・配当年次別に記載した科目表を履修要項に掲載し、学生が科目体系を理解しやすい

よう配慮している。また、経営・総合政策・データサイエンス・観光マネジメントの各メジャーに認定されるためにはどの科目の履修が必要かを明示することにより、各メジャーの能力習得に他分野の専門科目がどのように関わるかを示している。

大学院においても、体系的に配慮した教育課程を編成するとともに、学生が適切に履修できるよう、履修要項等への科目表の掲載やガイダンスでの説明を行っている。その一例として、薬食生命科学総合学府（食品栄養科学専攻、環境科学専攻）では、講義と研究を段階的、体系的に履修できるように教育課程を編成するとともに、履修要項に履修ロードマップを明示している。経営情報イノベーション研究科博士前期課程では、経営、公共政策、情報、観光の分野ごとに科目を記載した科目表を講義概要に掲載し、学生が研究に必要な知識を獲得するための科目を把握しやすいよう配慮している。博士後期課程では、学生の研究分野及び隣接分野の広範な知識の獲得を目的とする特殊講義科目と、学生の研究分野に関する知識と方法論をより深く学ぶための特殊演習科目を配置している。

●単位制度の趣旨に沿った単位の設定

本学では、学則第24条及び大学院学則第12条より、学年を前学期（4月1日から9月30日まで）と後学期（10月1日から翌年3月31日まで）の2学期に分けて授業を実施している。（根拠資料1-3、1-4）また、基本的に15週をもって1学期としている。（根拠資料4-15、4-17）

単位計算について、学部では、学則第36条に基づき、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、授業方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して計算するものとしている。また、学部によって授業時間の異なる実験、実習及び実技については、2022年4月に「静岡県立大学実験、実習及び実技の授業時間に関する規程」を制定し、学部ごとの授業時間を定めている。（根拠資料4-18）大学院では、学府規程及び研究科規程において、それぞれの単位計算の方法について定めている。（根拠資料4-19）

●個々の授業科目の内容及び方法

個々の授業科目については、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを踏まえ、授業目標、内容、方法を定め、シラバスに詳細を示し、それに沿って授業を実施している。シラバスの記載項目及び記載内容については、「シラバス作成のためのガイドライン」に記載している。（根拠資料4-20）

教養教育を担う全学共通科目（薬学部では学部共通課程（教養科目））については、広い知識と視野を持ち、激動する現代社会に対応できる判断力や倫理観を養うことを目指して、3つの部門と「総合科目」「身体運動科学」に合計100を超える科目を開設している。（根拠資料4-21【ウェブ】）第1部門「リテラシーとスタディ・スキル」は、コミュニケーション・表現・情報処理の3分野から成り、外国語入門等の科目を開設している。第2部門「概論」では、教養教育として必要な科目を開設し、第3部門「現代教養」では、各学部の専門分野のトピックスを解説する科目を開設している。「総合科目」では、ふじのくに学や健康イノベーション教育プログラムの科目を開設している。

また、全学共通科目のうち、静岡県の文化や歴史、産業などの地域に関連した「しずお

か学」の科目は、地元企業や自治体職員、地域で活躍するNPO法人や市民などの外部講師を招いた講義、地元企業や各市町の訪問など、座学とフィールドワークから構成されている。(根拠資料 1-1) 学部生には、2単位以上の習得を義務付けており、地域において実践的な経験を積むことで、より深く地域課題を知り、主体的に課題解決に取り組む意識を高めることにつながっている。2021年度には「新聞で静岡をもっと知ろう」、「企業経営者に学ぶ静岡のビジネス最前線」の2科目を新たに開講するなどして、リアルタイムの静岡について広く学ぶ機会を設けている。(根拠資料 4-22)

全ての学部で必修科目となっている英語科目は、言語コミュニケーション研究センターの教員が授業を担当し、TOEIC L&R IP テストの結果に基づく習熟度別クラスを編成して実施している。シラバスの内容や使用するテキストは習熟度レベルに応じたものとなっており、学生は、所属学部に関わらず自身の習熟度レベルに合った英語学習ができるシステムとなっている。(根拠資料 4-23【ウェブ】) なお、2020年度と2021年度においては、国際関係学部の学生のTOEIC L&R IP テスト(オンライン)のスコアが、第3期中期計画に定める数値目標を大きく上回るなどの成果を上げている。(根拠資料 1-19、1-20)

専門教育を担う学部基礎科目及び専門教育科目(薬学部では学部共通課程(教養科目以外)及び専門課程)については、各学部の教育目標やカリキュラム・ポリシー等に基づき、学生の負担等を考慮しながら、教育効果が最も上がるよう教育課程を編成している。例えば、食品栄養科学部では、ディプロマ・ポリシーに基づき、系統的かつ段階的に学べるように授業内容を設定し、講義で修得した知識を実際に確認する実験科目を配置している。講義では、アクティブラーニングを取り入れ、学生が主体性に取り組む試みを行っている。(根拠資料 4-24)

また、薬学部薬学科では、文部科学省から提示された「薬学教育モデル・コアカリキュラム」に準拠した教育課程を編成している。(根拠資料 4-16) 看護学部においても、文部科学省から提示された「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」に準拠した教育課程を編成している。(根拠資料 4-25) 食品栄養科学部食品生命科学科においては、2012年度から一般社団法人日本技術者教育認定機構(JABEE)の認定基準に適合した教育課程を、また、栄養生命科学科においては、日本栄養改善学会から提示された「管理栄養士・栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」に準拠した教育課程を実施している。(根拠資料 4-12、4-26、4-27) このように、モデルカリキュラム等に準拠した教育課程を編成することで、より体系的な専門教育を実践している。

そのほか、研究者・技術者としての高度な専門知識、技能及び倫理観の修得を目指して、あるいは、薬剤師、臨床検査技師、管理栄養士、看護師等の各種国家資格やTOEIC・TOEFL、日商簿記等の資格取得を目指して、適切に授業科目を配置している。

大学院においても、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを踏まえ、授業目標、内容、方法を定め、シラバスに詳細を示し、それに沿って授業を実施している。

●授業科目の位置づけ(必修、選択等)

各学部等の授業科目のうち「必修科目」は、教育目標を達成するために修得することが必要な科目として、「選択科目」は、学生の学ぶ分野や興味に合わせて選択する科目として設定している。

具体的な例として、国際関係学部では、ディプロマ・ポリシーに掲げた人材を育成するため、専門科目を「必修科目」「選択科目」「自由選択科目」で構成している。必修科目は、英語科目、演習、卒業研究である。選択科目には、基礎科目にあたるラーニング・クラスター、基礎科目と専門科目をつなぐブリッジ科目、8つの専門プログラムにより履修が規定されている科目がある。また、学びの幅を広げるため自由選択科目を設定しており、自由選択科目には、外国語検定の取得を単位化する科目や、海外での語学研修への参加を単位化する科目が含まれている。(根拠資料 4-15)

薬食生命科学総合学府（食品栄養科学専攻、環境科学専攻）では、各専攻のディプロマ・ポリシーに基づく人材育成を目標に、専門知識を広く修得するため、各研究室の教員が食品・栄養・環境に関する基礎事項やトピックスを講義する特論授業を必修科目とするとともに、学生の国際性を高め、最新の研究に触れる機会を持つため、月例セミナーを必修科目に設定している。さらに、高度な知識を求める学生に対応するため「フロンティア科学特論」や「健康長寿科学特論」などの選択科目を設定することで、学生の自主性や、研究者としての素養を伸ばす構成としている。(根拠資料 4-15、4-28)

●各学位課程にふさわしい教育内容の設定

ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに基づき、各学部等では専門分野の特性に応じた特色ある教育内容を設定している。

その一例として、経営情報学部では、「経営」「総合政策」「データサイエンス」「観光マネジメント」の4分野の専門的能力及びそれらを融合的に活用できる能力を育成するための教育課程を編成している。まず、「経営」「総合政策」「情報」「観光」「数理」「英語」についての基礎的な知識や技術を習得するための学部基礎科目と、「経営」「総合政策」「データサイエンス」「観光マネジメント」についてより高度な専門性を身に付けるため専門科目群を配置し、体系的な学習を進めるために配当年次を設定している。さらに、各分野の境界的・融合的な能力を身に付けるための複合科目を配置している。3・4年次には少人数で実施されるゼミに所属し、演習等によって特定領域の研究を深め、学修の成果を卒業研究として完成させる。高度な専門性を身に付けた学生に対して、「経営」「総合政策」「データサイエンス」「観光」のメジャーを認定する制度を導入している。各授業については、その授業の形態（講義・演習）と規模の適切な選択に基づき、効果的な教育方法を用いた授業を実施している。また、授業内容を習得するために十分な学習時間を確保することを目的として、GPA（成績評価平均値）に基づくCAP（履修登録単位数制限）制を設定している。さらに、高等学校教諭一種免許状「商業」「数学」「情報」、簿記検定試験などの資格取得に必要な科目を設置している。(根拠資料 4-15)

看護学部では、看護学の周辺学問領域の知識や、看護実践の基礎となる人間、環境、健康に関する知識を獲得するための基礎分野科目群、また、看護専門科目においては、看護研究、卒業研究などの研究に関する科目、エビデンスに基づく看護実践力を身に付けるための臨床シミュレーション EBN 実習、多職種と連携した実践力を身に付けるための多職種連携実習、グローバルな実践力を養うための国際保健看護実習を設置するなど、看護学士にふさわしい教育内容を設定している。(根拠資料 4-15)

また、薬学部は、2021年度に文部科学省の「ウイズコロナ時代の新たな医療に対応でき

る医療人材養成事業」に採択され、仮想現実（VR）技術とシミュレータを組み合わせた臨場感に富む学習環境の整備を進めている。本事業により構築するVR体験学習を低学年から高学年までの実習・講義に取り入れることで、高度化する業務への対応力を備えた薬剤師の育成を目指している。（根拠資料 4-29【ウェブ】）

●初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置

初年次には、専門分野にとらわれず幅広い知識を得ることを目的とする全学共通科目等の履修のほか、各学部においても、大学での学びの基礎となる能力習得を目的とした初年次教育や、高大接続への配慮を行っている。例えば、食品栄養科学部では、1年次に専門科目の基礎となる学部基礎科目（化学、生物学、物理学、統計学など）を配置するとともに、生物学、物理学の高校での選択状況を考慮して、高校での授業内容の復習を含め、基礎的内容から講義することにより、高校で当該科目を選択しなかった者でも専門的な科目を無理なく履修できるよう工夫している。（根拠資料 4-30）

経営情報学部では、初年次教育としてスタートアップ演習や基礎演習、情報リテラシー科目などを配置し、その後の学習で必要となる基礎的な能力を獲得させている。1年次から2年次前期においては学部基礎科目を配置し、経営情報学部のどの分野を学ぶ場合も必要とされる知識と能力を取得させている。（根拠資料 4-31、4-15）

高大接続への配慮として、国際関係学部では、学校推薦型選抜の合格者に対し、入学までの学習喚起のための文書を送付し、教員が推薦する図書のリストから1冊を選んで読み、そこから考えたことをレポートとして提出させている。（根拠資料 4-32）

教養教育と専門教育の配置については、全学共通科目や各学部の基礎的科目を主に1年次から2年次にかけて、専門科目を主に2年次以降に履修するよう配置し、低年次には基礎学力と俯瞰的な視点を養うことで学びの土台を形成し、高年次で専門的な学びを深める構成としている。

●コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

大学院では、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育課程を編成している。国際関係学研究科では、カリキュラム・ポリシーをコースワークとリサーチワークを明示した内容に改訂し、この2つを適切に組み合わせた教育課程を体系的、順次的に編成している。1年次はコースワークを中心に学び、文献理解能力、研究報告能力、専門的知識と研究の方法論を修得し、2年次はリサーチワークを中心とし、演習科目やフィールドワークによって、研究テーマを適切に設定し、一貫した論旨を展開できる能力、先行研究を踏まえて自らの研究内容の独自性を提示し、展開できる能力を身に付けることを目指している。（根拠資料 4-15）

看護学研究科博士前期課程では、1年次はコースワークとして共通科目及び専門科目の講義を通じて、看護学全般及び専攻する専門領域における知識と理論を学習する。また、討議を中心とする演習を通じて、講義で学んだ知識と理論を実践及び研究に適用するための方法論を探究するとともに、リサーチワークとして研究課題を明確化し、研究計画を検討する。2年次には研究科目を通じて研究計画書に沿ってデータ収集・分析などに取り組み、修士論文を作成・発表する。このように、コースワークとリサーチワークを組み合わ

せ、看護学における知識・理論・研究方法論を修得し、研究活動が実践できるよう配慮している。(根拠資料 4-15)

●教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

カリキュラム・ポリシーの改訂や、カリキュラム改正など教育課程の編成に関する事項は、各部局の教務委員会等で検討し、教授会や研究科委員会等で承認された後、教育研究審議会にて審議される。また、学則や大学院学則の改正を伴うカリキュラム改正については、教育研究審議会承認された後、役員会にて審議される。

全学内部質保証推進組織である大学質保証委員会の関わりとしては、2020年度後期から2021年度にかけて、大学質保証委員会から各部局への指示により、教育課程の編成を含む大学基準の点検・評価項目について、各部局で点検を実施した。(根拠資料 2-14) この点検で、改善を要する項目があった場合、各部局で改善活動を行い、対応状況を部局質保証委員会から大学質保証委員会に報告している。

●学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

全学部に配置している全学共通科目では、静岡県内の企業経営者等による講義やディスカッションを行う「企業経営者に学ぶ静岡のビジネス最前線」や、現役の医師や看護師、薬剤師などの専門職を講師として招き、講義やグループワークを行う「静岡の健康長寿を支える取り組みと人々」などの科目を開講し、早い段階から学生の社会的・職業的自立に資する科目を設定している。(根拠資料 4-22、4-33)

また、各学部においてもそれぞれの特色を活かして、学生の社会的・職業的自立に資する科目を設定している。実務家を講師とすることで、学生が将来の職業について学び、目的意識を明確に持てるようにする取組として、薬学部では、産業界や地域の各種団体、行政機関等から講師を招き、「薬学概論」、「薬学講座」、「月例薬学セミナー」等で講演会を実施している。(根拠資料 4-34) 食品栄養科学部食品生命科学科、環境生命科学科では、「技術者倫理」の中で食品技術者等を講師とした講義を実施し、栄養生命科学科では、「総合演習」の中で管理栄養士を講師として迎え、食品技術者や管理栄養士の社会的使命や将来の職業について学ぶ機会を設けている。(根拠資料 4-35)

また、看護学部では、「看護キャリアデザイン論」など、専門職者として自立してキャリア開発ができる科目を配置しているほか、経営情報学部では、卒業研究において、地域企業や自治体などと連携した研究活動を多く行っており、学生の社会的・職業的自立に必要な能力を育成している。(根拠資料 4-36、4-37)

大学院においても、それぞれの教育活動や取組により、学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力の育成を行っている。その一例として、国際関係学研究科のキャリア教育は、指導教員、副指導教員を中心として演習科目等の機会に実施してきたが、2022年度より研究科独自のキャリア支援委員会を新設して、より一層の強化に取り組んでいる。2022年度には、卒業生等によるキャリア講演会や、博士課程進学や就職を支援するキャリアガイダンスを実施した。(根拠資料 4-38)

以上のことから、本学は、カリキュラム・ポリシーに基づき、各学位課程にふさわしい

授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

点検・評価項目④： 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<p>評価の視点： 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 ・適切な履修指導の実施 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（学士課程） ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士課程、博士前期・後期課程、博士課程） ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり
--

●各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

薬学部、食品栄養科学部、看護学部では、必修科目が大半を占めており、学期ごとに受講できる授業が決められているため、実質的に履修登録が制約されている。

国際関係学部及び経営情報学部は、前回2016年度の認証評価受審において、「半期ごとに履修登録できる単位数の上限が、両学部とも1年前期で30単位、国際関係学部ではそれ以外の学期でも25単位と高い。また、両学部とも成績優秀者に対して上限緩和措置をとっているが、その割合が多く、適切に運用されているとはいえないため、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる」ことが努力課題として指摘された。

これを受けて、国際関係学部では、2020年度から学生が各学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限を24単位とした。成績優秀者の上限緩和措置については、それを認める基準である直前学期の「GPA3.0以上」は低いものとはいえないと判断し、基準自体は変更しないこととした。また、経営情報学部では、1年前期の履修登録科目単位数の上限は24単位とし、学生が各学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限は、直前の学期のGPAが3.0未満の場合は24単位、3.0以上の場合は30単位とした。これらの対応について、2020年度に改善報告書を提出した。

この改善報告書に対する検討結果において、「卒業研究などの卒業要件に算入される科目等を履修制限の対象としておらず、実質的な上限が高くなっているため、単位制の趣旨に照らして改善が望まれる」、「単位数の上限設定制度が形骸化することのないよう十分注意すること」と指摘された。

この指摘を受けて、国際関係学部では、2022年度から卒業研究についても履修制限対象とした。(根拠資料4-39) なお、成績優秀者の上限緩和措置については、前回同様、これを認める基準である直前学期の「GPA3.0以上」は低いものとはいえないと判断し、従前どおりとした。経営情報学部では、2022年度から卒業研究などの科目を履修制限対象とすることとし、制限単位を超える履修登録について、これまで「教授会が認めた場合」としていたが、「教職に関する科目」など対象を明確にした。(根拠資料4-40)

また、各学部の履修要項では、1単位と計算される勉学の時間量には、講義だけでなく、学生の自学自習時間を含めて計算することを明記し、学生への周知を図っている。(根拠資料4-15)

大学院では履修登録単位数の上限は設定していないが、薬食生命科学総合学府では、学期ごとに受講できる授業が定められており、その他の研究科では、指導教員からの履修指導を踏まえた計画的な履修を推奨することで、単位の実質化が図られている。

●シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

前回2016年度の認証評価受審において、国際関係学研究科及び看護学研究科は、「シラバスについて、科目間で内容・量に精粗がみられるため、改善が望まれる」ことが努力課題として指摘された。

本学では、授業の到達目標、成績評価基準等を学生に分かりやすく明示するため、2018年度に全学教務委員会で「シラバス作成のためのガイドライン」を策定し、全学的にシラバス記載事項の充実を図った。(根拠資料4-41) また、国際関係学研究科では、シラバスの書き方について、具体的に記述するよう教員全体に注意を促し、シラバスの内容・量の精粗を改善した。看護学研究科では、2017年度にシラバス掲載事項や内容の見直しを検討し、2018年度のシラバスより記載内容の統一化を行い、これらの対応について、2020年度に改善報告書を提出した。

この改善報告書に対する検討結果において、「まだ一部に十分な記述内容・量となっていないシラバスが散見されるため、更なる改善が望まれる」と指摘された。このため、国際関係学研究科では、2021年度より教務委員会の体制を強化し、「シラバス作成のためのガイドライン」に則した記述のための案内を作成するとともに、シラバスの記述内容・量を教務委員会で確認する体制を整えた。(根拠資料4-42、4-43、4-44) 看護学研究科では、シラバスの記述内容・量を精査するとともに、2022年度にはシラバスのフォーマット見直しを行い、シラバス記載上の留意事項を研究科委員会で周知するなどして、改善を図った。(根拠資料4-45)

学生を対象に全学的に行っている授業評価アンケートでは、シラバスに沿った授業内容だったかという設問を設け、学生目線で授業科目の内容や方法のチェックが行われ、授業改善に役立っている。また、国際関係学部では、「学生参加型FD意見交換会」を開催し、学生から得られた意見を教授会で報告し、教員にフィードバックすることで、授業改善を図っている。(根拠資料4-46)

●学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

各学部において、アクティブラーニングを取り入れた特色ある授業を実施している。全学教務委員会では、各学部で行われているアクティブラーニング科目を調査・集計するとともに、各学部の代表的な取組や、アクティブラーニングの実施状況について、全学で情報共有を行っている。(根拠資料 4-47)

また、地域に学び、その成果を地域に還元するアクティブラーニングの取組も行われている。経営情報学部では、地域の産官学が連携した商品開発、学生による地域企業・店舗・農業法人へのコンサルティング事業、地域住民と学生のコラボレーションによる地域活性化の試み、地域と協働した観光資源開発といった、地域と連携したアクティブラーニングを展開している。(根拠資料 4-37)

国際関係学部では、静岡県内の史跡や文学碑、文学者の旧居跡を歩いて調査するフィールドワークや、静岡県内の外国人学校、多文化交流イベント等に参加する授業も行われ、この発展で、授業を担当する教員のゼミ生が主体となってイベントの企画・運営が行われているケースもある。(根拠資料 4-48【ウェブ】、4-49【ウェブ】、4-50【ウェブ】、4-51)

大学院においても、授業の特性に応じて、学生自身による調査、プレゼンテーション、討論などを取り入れている。薬食生命科学総合学府（薬学専攻、薬科学専攻）では、COIL型教育の一環として、カリフォルニア大学デービス校とのインターネットを介した双方向の国際的遠隔授業（「生体情報分子解析学特論」「先端医療薬学特論」）を実施しており、同校の研究者による研究セミナーや英語でのアクティブラーニングを行い、大学間交流を強化している。(根拠資料 4-52【ウェブ】)

●適切な履修指導の実施

学部生に対する履修指導は、入学時及び学期当初のガイダンスで、履修要件を使用して履修要件、年間予定、講義時間割、履修登録（Web システム等の使用方法）などを、各学部教員や学生室職員が説明している。(根拠資料 4-53) また、履修登録及び履修登録変更期間には、学生室において、学生からの個別相談に対応している。

各学部では、アドバイザー教員を配置するなどして、適切な履修指導や、学生からの履修に関する相談に対応する体制を取っている。例えば、薬学部では、学生数人当たり複数人のアドバイザー教員を配置し、学期ごとに履修状況の確認や指導を行うとともに、必要に応じて履修や修学上の相談に対応している。国際関係学部では、低年次には指導教員との年2回のランチタイム・ミーティングで履修指導を実施している。(根拠資料 4-54) また、新入生の履修指導では、通常のガイダンスに加えて、2021年度からLINE 公式アカウントを利用して随時相談を受け付ける制度を導入し、2022年度には履修登録のQ&A集を作成して新入生全員に電子媒体で配布した。(根拠資料 4-55)

大学院においても、指導教員が主体となって適切な履修指導を実施している。

●授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

各学部において、授業形態や教室環境に応じた適切な規模で授業を行っている。

薬学部では、必修科目の学生数は120人であるが、語学や演習などの一部の科目については、授業の特性に応じて1授業あたりの学生数の上限を設けている。

食品栄養科学部では、全ての授業で学生数は85人以下であり、学科ごとの科目では25人程度の少人数授業としている。また、実習では学生をいくつかのグループに分けて、最適な人数で行っている。

国際関係学部では、必修の英語科目では、同一時間帯に複数クラスを設定し、1クラスを30人以下としている。また、アクティブラーニングの実施を重視した初年次教育の選択科目群（アカデミック・リテラシー）でも、十分な数の科目を開講することで少人数授業としているほか、英語ネイティブ教員が担当する英語による課題解決型授業である

「PBL English」や、英会話、英作文、地域言語等の語学科目でも、複数の時間帯で開講することで、1授業当たりの履修人数を調整している。

経営情報学部では、1～2年生に対する基礎演習と、3～4年生に対する卒業研究指導において、少人数で綿密な教育が実施されている。

看護学部では、看護実践能力を習得するための学内演習や臨地実習において、少人数制の授業を行っている。

●研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

大学院では、いずれの学府・研究科においても、履修要項やガイダンス資料で研究指導計画を明示し、指導教員の下で研究指導計画に沿った研究活動を実施している。（根拠資料4-15、4-56【ウェブ】、4-57、4-58）国際関係学研究科では、1・2年次各期末の計4回実施するルーブリック表を用いた評価を中心とした研究指導計画が設計されており、履修要項において、年間の研究指導計画を明示している。

●新型コロナウイルス感染症に対する対応・対策

新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きかった2020年度は、全学教務委員会の定めた全学的な方針に従って授業を実施した。（根拠資料2-39）この方針では、2020年度前期は、対面授業を当面の間中止し、原則として遠隔授業を行うこととした。遠隔授業の形態としては、①学習管理システムを利用したeラーニング、②オンデマンド授業、③Web会議サービスを利用した同時双方向型授業の3つを想定し、どの形態で授業を実施するかは、各学部等や各教員の判断に委ねた。授業の開始時期は、通常よりも遅らせて、2020年4月17日以降、遠隔授業の準備が整った科目から順次開始することとした。また、2020年度前期の授業では、シラバスの変更及び成績評価の基準については、科目ごとに弾力的な運用を認めるなど、柔軟な対応を行った。なお、新型コロナウイルス感染症に関する情報は、Web学生サービス支援システム（UNIVERSAL PASSPORT）を使用して学生に随時通知したほか、大学ホームページにも関連情報をまとめて掲載し、周知を図った。（根拠資料2-40【ウェブ】）

対面授業については、学生の入構制限を解除した2020年6月8日以降、感染対策を徹底した上で、一部の授業で再開した。（根拠資料4-59【ウェブ】）2020年度後期は、遠隔授業の充実のため必要な機材の整備を図るとともに、対面授業の比率も増やした。（根拠資料4-60）その後、2021年度前期は全授業数のうち約77%が対面授業となり、2022年度は90%以上（学部によってはほぼ100%）が対面授業で実施されている。

また、本学は、グローバル人材の育成を目指し、大学間協定に基づく学生の交換留学を積極的に行っているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で2020年度は派遣・受入とも中止した。この間も、セミナーや説明会をオンラインで実施することで留学に関する情報提供を継続したほか、「交換留学フェア」では、オンラインの利点を活かし、交換留学先の学生も参加することで、本学学生の留学に対するモチベーション維持を図った。(根拠資料 4-61)

●各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

全学内部質保証推進組織である大学質保証委員会の関わりとしては、2020年度後期から2021年度にかけて、大学質保証委員会から各部局への指示により、学生の学習活性化を含む大学基準の点検・評価項目について、各部局で点検を実施した。(根拠資料 2-14) この点検で、改善を要する項目があった場合、各部局で改善活動を行い、対応状況を部局質保証委員会から大学質保証委員会に報告している。

また、第3期中期計画で「大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置」を定めるとともに、中期計画期間中の各事業年度の具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定している。中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績を業務実績報告書にまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている県評価委員会に報告書を提出し、評価を受けている。(根拠資料 1-19、1-20) 業務実績報告書提出の際には、中期・年度計画推進委員会、教育研究審議会、経営審議会及び役員会の審議を経ている。

以上のことから、本学は、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じている。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

<p>評価の視点1： 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・ 既修得単位等の適切な認定 ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・ 卒業・修了要件の明示 ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり <p>評価の視点2： 学位授与を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表 ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・ 適切な学位授与 ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり
--

●単位制度の趣旨に基づく単位認定

単位の算定基準について、学部では、学則第36条に基づき、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、授業方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して計算するものとしている。(根拠資料1-3) また、学部によって授業時間の異なる実験、実習及び実技については、2022年4月に「静岡県立大学実験、実習及び実技の授業時間に関する規程」を制定し、学部ごとの授業時間を定めている。(根拠資料4-18)

大学院では、学府規程及び研究科規程において、それぞれの単位計算の方法について定めている。(根拠資料4-19)

単位認定は、学習状況や定期試験、レポート課題提出等によって適切に行っており、評価方法については、各授業科目のシラバスに記載している。単位制度の趣旨については、各学部等の履修要項に明示し、学生に周知している。(根拠資料4-15)

●既修得単位等の適切な認定

大学設置基準第30条の規定を踏まえ、本学入学前の既修得単位等については、学則第40条第3項に基づき、30単位を超えない範囲で卒業要件となる単位として認定している。ただし、編入学生における入学前の既修得単位等の認定は、学則第34条第2項に基づき、教授会の審議を経て、学部長が決定することとしている。また、本学在学中の他大学の授業科目の履修については、学則第39条に基づき、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとしている。(根拠資料1-3) これらの単位の認定については、単位数・時間数・シラバスの内容確認といったプロセスを経て、教授会の審議により認定する仕組みとなっている。

大学院における単位認定についても同様であるが、大学院学則第47条第2項に基づき、本学大学院入学前の既修得単位等の認定については、10単位を超えない範囲で修了要件となる単位として認定している。(根拠資料1-4)

●成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

成績の評価は、学則第41条、各学部等の履修細則、学府規程及び研究科規程で規定し、全学共通科目、全学部及び薬食生命科学総合学府では、秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)の基準で、その他の研究科では、優(100～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)の基準で評定し、秀、優、良、可の評定を合格として、単位を認定している。(根拠資料1-3、4-15、4-19)

また、客観性と厳格性を担保するため、成績評価の方法や基準をあらかじめシラバスに明示するとともに、シラバスに記述した内容に従って担当教員が厳正に処理し、教授会、学府委員会、研究科委員会が了承している。

国際関係学部では、国際関係学部履修細則に基づき、成績評価に対して学生が教員に確認を求める「成績確認制度」を設けている。(根拠資料4-62) 具体的には、成績評価の確認を希望する学生が学生室に「成績確認申請書」を提出し、学生室から当該教員にメール

や書面にて連絡する。教員は確認後に学生室へ回答し、その後、学生室から学生に対して教員への確認結果を通知している。

大学院においても、あらかじめシラバスに成績評価基準を明示するとともに、当該基準に従って適切に成績評価を行っている。

●成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定、卒業・修了要件の明示

成績評価や単位認定に関わる全学的なルールについて、学部においては、学則第36条で単位の計算方法、学則第38条で単位の授与、学則第39条で他大学における授業科目の履修等、学則第40条で入学前の既修得単位等の認定、学則第41条で成績の評価を規定している。(根拠資料1-3) 大学院においても、同様に大学院学則や学府規程及び研究科規程で規定している。(根拠資料1-4、4-19)

卒業・修了要件について、学部においては、卒業に必要な修得単位数が学則別表や、各学部の履修細則に規定されており、履修要項にも明示して、ガイダンス等において学生に説明している。大学院においても、修士課程・博士前期課程は大学院学則第48条及び別表に、博士課程・博士後期課程は大学院学則第56条及び別表に、それぞれ修了要件が規定されている。

●学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表

大学院における修士論文・博士論文の審査については、学位論文審査基準を課程ごとに定め、大学ホームページや履修要項に掲載するとともに、ガイダンス資料等に明示することで、学生に周知している。(根拠資料4-63、4-64【ウェブ】、4-15)

経営情報イノベーション研究科では、学位論文を審査するプロセスや、審査のポイントを定め、2022年度からガイダンス資料に掲載することで、学生に明示・公表している。(根拠資料4-57、4-58)

●学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置、学位授与に係る責任体制及び手続の明示、適切な学位授与

本学では、学則及び大学院学則、静岡県立大学学位規程(以下「学位規程」という。)に基づき、適切な学位授与を行っている。(根拠資料1-3、1-4、4-65)

学士の学位授与に関しては、学則第51条に定めた所定の卒業要件を満たした学生に対して、学位規程に基づき、学位授与を行っている。各学部では、教授会において卒業判定を行っており、客観性及び厳格性が確保されている。また、卒業判定が教授会の審議を経ることは、履修要項、履修細則、ガイダンス資料等に明記されている。

修士の学位授与及び博士の学位授与に関しては、大学院学則第48条及び第56条に定めた所定の修了要件を満たした学生に対して、学位規程に基づき、学位授与を行っている。修士論文及び博士論文の審査に関しては、学位規程で定められており、第4条で学位論文審査の申請、第5条で論文審査員、第6条で試験の方法、第10条で審査結果の議決について、それぞれ規定している。また、学府委員会や研究科委員会において合格判定をしており、客観性及び厳格性を確保するための措置がとられている。

●成績評価、単位認定及び学位授与にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

全学内部質保証推進組織である大学質保証委員会の関わりとしては、2020年度後期から2021年度にかけて、大学質保証委員会から各部局への指示により、成績評価、単位認定及び学位授与を含む大学基準の点検・評価項目について、各部局で点検を実施した。(根拠資料 2-14) この点検で、改善を要する項目があった場合、各部局で改善活動を行い、対応状況を部局質保証委員会から大学質保証委員会へ報告している。

以上のことから、本学は、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

<p>評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）</p> <p>評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発</p> <p>評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり</p>
--

●各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定、学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

本学では、各学部において卒業研究の評価などにルーブリックを活用することで、より客観的に学習成果の測定を行う試みをしている。

薬学部では、卒業研究発表評価用ルーブリックを策定し、2022年度から本格運用を開始したほか、ヒューマニズム教育・医療倫理教育及びコミュニケーション教育用のルーブリックをディプロマ・ポリシーに沿って策定し、関連科目の学習成果の達成度評価に用いている。(根拠資料 4-66、4-67)

食品栄養科学部では、3学科とも卒業発表会を実施し、卒業研究について複数の項目を点数化することにより学習成果を測定しているが、より客観性を持たせるためのルーブリック表を新たに導入して、2021年度の学位審査時から試行している。(根拠資料 4-68)

国際関係学部では、2021年度からディプロマポリシー・ルーブリックや卒業研究ルーブリックを試行し、学習成果の可視化の取組を行っている。(根拠資料 4-69、4-70) ディプロマポリシー・ルーブリックは、学生が自身の到達レベルを自己点検し、指導教員と面談を行うなどして活用している。卒業研究ルーブリックは、卒業研究の開始時に、指導教員が学生に対して自身が評価に使うルーブリックを配付することで、卒業研究の評価基準を明確化するとともに、学生が自己点検を記入したルーブリックを参照しながら教員と面談を行うことで、卒業研究の完成に向けた指導計画を立てるなどして活用している。

経営情報学部では、ディプロマ・ポリシーで示す企業・知識への関心と貢献への意欲及びコミュニケーション能力や、獲得した能力を実社会で活用する能力等について、これら

の達成度を評価するルーブリックを2022年度より導入し、学生が自身の学習成果を把握するとともに、今後の学びをイメージできるようにした。(根拠資料4-71)

看護学部では、厚生労働省が示す看護技術到達度項目を基準にした「看護技術項目」自己評価表を作成し、学内演習後、領域ごとの臨地実習終了後の経験確認や、卒業時点の到達度の自己評価と教育評価を行っている。(根拠資料4-72、4-73)

このように、各学部においてルーブリックの導入を進めているが、導入して間もなく、試行段階にある学部もあり、今後はルーブリックの効果的な活用に向けて、全学的に取り組んでいく。

また、国家試験を受験する薬学部、食品栄養科学部、看護学部、看護学研究科(助産学課程)では、国家試験の模擬試験を実施することで学生の学習状況を把握し、必要に応じて指導教員が個別指導を行うことにより、本学卒業生の高い合格率を維持している。(詳細は、第7章 点検・評価項目②(P75)に記載)このことから、「専門性と総合的判断力を修得し、地域社会や国際社会で活躍が期待できる」とした、全学ディプロマ・ポリシーに示した学習成果が得られているといえる。

これらに加えて、学生を対象に、原則として学部の全ての授業で実施している授業評価アンケートでは、授業への参加姿勢や、授業内容の習熟度、授業内容への興味・関心、更なる学習への意欲等について質問する項目を設定しており、これらを調査することで、学習成果の把握に活用している。(根拠資料4-74)また、授業評価アンケートの結果を各教員にフィードバックすることにより、授業内容や授業方法の改善にも活用している。

なお、授業評価アンケートは、新型コロナウイルス感染拡大の影響があった2020年度以降、Web学生サービス支援システム(UNIVERSAL PASSPORT)を活用していたが、2022年度後期から2次元コードを使用して実施することで回収率の向上を図っている。(根拠資料4-75)

大学院においても、ルーブリック表を用いた評価や、修了生からの意見収集等を活用して、学習成果の把握及び評価の取組を行っている。

薬食生命科学総合学府(薬学専攻、薬科学専攻、薬食生命科学専攻)では、博士前期課程(薬科学専攻)においては、修士論文の口述発表を数値化し、学習成果を評価している。博士課程(薬学専攻)及び博士後期課程(薬科学専攻、薬食生命科学専攻)においては、投稿論文の学術誌への掲載を学習成果の目安としている。また、修士論文や博士論文の口述発表評価用ルーブリックをディプロマ・ポリシーに基づいて策定し、2022年度より本格運用を開始した。(根拠資料4-76)

薬食生命科学総合学府(食品栄養科学専攻、環境科学専攻)では、修士論文発表会において複数の項目を点数化することで、ディプロマ・ポリシーに示した学習成果が得られているかを評価している。また、客観性を持たせるためにルーブリック表を新たに作成し、環境科学専攻では2021年度から、食品栄養科学専攻では2022年度から、学位審査時に試行している。(根拠資料4-77、4-78)

国際関係学研究科では、2022年度入学生よりディプロマ・ポリシーに基づくルーブリック表を用いた評価を導入しており、修士課程1年次の各期末にコースワークのルーブリック表を、修士課程2年次の各期末にリサーチワークのルーブリック表を用いた評価を実施することにしている。(根拠資料4-79、4-80、4-81)また、2021年度から、学位授与式後

に修了生アンケートを実施している。このアンケートは、「ディプロマ・ポリシーとして掲げる観点について、どの程度身に付いたか」などの質問項目と自由回答欄を設定しており、ディプロマ・ポリシーに明示した学習成果の把握及び評価に活用している。

経営情報イノベーション研究科では、専門的知識を身に付けるための単位取得と成績及び研究内容と、その結果である修士論文・博士論文、最終試験の成績などを総合して、ディプロマ・ポリシーに示した学習成果が得られているかを把握している。また、授業評価アンケートや大学院生との意見交換会などを通じて研究科に対する学生の意見を収集し、必要に応じて改善を図っている。(根拠資料 4-82、2-21)

看護学研究科では、2021年度にディプロマ・ポリシーに基づく評価表を策定し、学生自身が到達度を評価する自己評価と、指導教員による研究プロセスに関する他者評価を、各年次末に実施している。(根拠資料 4-83、4-84) これらの評価結果と、従来から実施している複数の審査員による論文審査・最終試験(口頭試問)の結果を合わせて、ディプロマ・ポリシーの達成度評価としている。

なお、大学院では、学部からの進学者のほか、社会人学生など多様な学生が存在するが、これらの学生全員に一定水準以上の研究をさせる必要がある。このため、経営情報イノベーション研究科では、学位論文が満たすべき要件や審査のポイントをガイダンス資料に明示したり、「社会科学研究法特論」など研究方法に関する授業科目を設置するなどして、研究水準を確保するための取組を行っている。

●学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

全学内部質保証推進組織である大学質保証委員会の関わりとしては、2020年度後期から2021年度にかけて、大学質保証委員会から各部局への指示により、学習成果の把握及び評価を含む大学基準の点検・評価項目について、各部局で点検を実施した。(根拠資料 2-14) この点検で、改善を要する項目があった場合、各部局で改善活動を行い、対応状況を部局質保証委員会から大学質保証委員会へ報告している。

以上のことから、本学は、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価している。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

**評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
・学習成果の測定結果の適切な活用**

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

第3期中期計画で「大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置」を定めるとともに、中期計画期間中の各事業年度の具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定している。(根拠資料 1-17、1-18)

中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績をまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている県評価委員会に業務実績報告書を提出し、評価を受けている。(根拠資料 1-19、1-20) 業務実績報告書提出の際には、中期・年度計画推進委員会、教育研究審議会、経営審議会及び役員会の審議を経ている。また、県評価委員会で受けた指摘は、地方独立行政法人法に基づき、業務運営の改善又は翌年度の年度計画や次期中期計画等に反映させている。

全学内部質保証推進組織である大学質保証委員会の関わりとしては、2020年度後期から2021年度にかけて、大学質保証委員会から各部局への指示により、大学基準の点検・評価項目について、各部局で点検を実施した。(根拠資料 2-14) この点検で、改善を要する項目があった場合、各部局で改善活動を行い、対応状況を部局質保証委員会から大学質保証委員会へ報告している。

これらの点検・評価の結果を踏まえ、学習成果の測定結果から教育課程等の改善・向上に取り組んでいる例として、国際関係学部では、2021年度から、卒業研究ルーブリック、ディプロマポリシー・ルーブリック、卒業時アンケートを用いて学習成果の可視化と測定を行い、教育内容の定期的な点検・評価をした上で、学部質保証委員会が教育内容の改善・向上に向けた取組を行うこととしている。卒業時アンケートは2021年3月から試行しており、そこで得られた結果から、2022年度に学部質保証委員会に「英語教育検討ワーキンググループ」を設置し、低年次での英語基礎教育の見直しを始めた。(根拠資料 2-20)

国際関係学研究科では、コースワーク・ルーブリックとリサーチワーク・ルーブリックの結果を研究科質保証委員会で集約し、教育の改善・向上に向けた資料としている。また、研究科質保証委員会を中心とした年度末の定期的な教育課程の点検の結果、教育課程編成の方針に対応して、国際関係学研究科にも国際関係学専攻の学位にふさわしい共通科目を設置すべきだという意見が出され、2022年度より教育課程の点検に着手し、その改正に向けた具体的な検討作業に入った。(根拠資料 4-85)

また、適切な学習成果測定のための情報収集と分析の例として、経営情報学部では、以前から実施している授業評価アンケート、進級時アンケート、卒業時アンケート等による情報収集に加え、2022年度からはルーブリックを用いた学習成果の測定を実施している。これらの結果は、学部質保証委員会、教務委員会、FD委員会、教授会などで教育内容の改善・向上のために活用され、2021年度からは、年度末に教育振り返りFDを開催し、教育内容の問題点の洗い出しと改善のための検討を行っている。(根拠資料 2-25)

以上のことから、本学は、教育課程やその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果を基に改善・向上に向けた取組を行っている。

(2) 長所・特色

本学は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを適切に策定し、その方針に基づき教育課程を編成し、教育活動を展開している。

前回2016年度の認証評価受審において努力課題として指摘があった、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの改善についても、適切に対応するとともに、「シラバス作成のためのガイドライン」や、内部質保証規程の改正による「3ポリシー策定のための全学的な方針」など規程の整備を進めている。また、教育課程を適宜見直し、アクティブラーニングを取り入れるなど特色ある授業を実施し、学習成果測定のための情報収集とそれに基づく改善を行うなど、効果的な教育を行うために様々な措置を講じている。

特色ある授業科目として、静岡の文化や歴史、産業を学ぶ全学共通科目の「しずおか学」科目群を設置し、学部生に対して2単位以上の習得を義務付け、地域課題解決に資する人材育成を進めている。「しずおか学」の授業は、外部講師を招いた講義や、地元企業や各市町の訪問など、座学とフィールドワークで構成しており、学生がより深く地域課題を知り、主体的に課題解決に取り組む意識を高めている。2021年度には「新聞で静岡をもっと知ろう」、「企業経営者に学ぶ静岡のビジネス最前線」の2科目を新たに開講し、リアルタイムの静岡について広く学ぶ機会を設けている。

(3) 問題点

学習成果を把握するための取組として、従来から実施している授業評価アンケートや、国家試験に向けた学習状況の把握等に加え、2021年度以降、各学部等においてルーブリックの策定を進めているが、ルーブリックについては、導入して間もなく、試行段階にある学部もあることから、学習成果を把握するための取組の充実は、今後も全学的に継続して取り組んでいく。

また、大学院では、学部からの進学者のほか、社会人学生など多様な学生が存在するが、これらの学生全員に一定水準以上の研究をさせる必要がある。経営情報イノベーション研究科では、学位論文が満たすべき要件や審査のポイントをガイダンス資料に明示したり、「社会科学研究法特論」など研究方法に関する授業科目を設置するなどして、研究水準を確保するための取組を行っているが、学生全員がディプロマ・ポリシーで掲げる能力を身に付け、学位論文の質を担保するためには、指導教員の能力に依るところが大きく、一層のシステムティックな取組が必要と考えられる。

(4) 全体のまとめ

本学は、授与する学位ごとにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定め、大学ホームページ等で公表している。また、カリキュラム・ポリシーに基づき、体系的や順次性に配慮した教育課程の編成、適切な履修指導、少人数制の授業、アクティブラーニングの導入等により特色ある授業を実施するなど、効果的な教育を行うために様々な措置を講じている。単位認定や学位授与については、規程等に基づき、適切な手続によって行われている。

なお、学習成果の把握及び評価についても様々な方法で実施されているが、ルーブリックの効果的な活用など、継続的に検討していく。

以上のことから、教育課程・学習成果については、大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、全学アドミッション・ポリシー及び各学部等でアドミッション・ポリシーを定めている。(根拠資料 4-1【ウェブ】)

全学アドミッション・ポリシー

地域社会や国際社会で活躍する人材を育成するため、それぞれの学部および大学院においては次のような学生の入学を期待しています。

【学部】

1. 高等学校教育で修得する必要がある基礎学力と英語力を有している
2. 教養科目と専門科目を自ら積極的に学び、活用できる向上心を有している
3. 大学の学びを未来に向かって生かそうとする高い志を有している

【大学院】

1. 専門性を磨き、自らの学問分野を生かして、地域社会や国際社会で貢献しようとする強い意志を有している
2. 論理的思考と英語力を積極的に活用し、情報の共有と発信を的確にする能力と総合的判断力を有している

大学質保証委員会では、2022年4月に内部質保証規程を改正し、3ポリシー策定のための全学的な方針を定め、アドミッション・ポリシーについては、「入学前にどのような多様な能力を身に付けてきた学生を求めているか、入学後にどのような能力を身に付けられる学生を求めているかなど、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方を具体的に示したアドミッション・ポリシーを策定する。」こととしている。(根拠資料 2-1)

これらの全学的な方針を基に、各学部等のアドミッション・ポリシーで、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を定め、大学ホームページ、各学部等の案内パンフレット、入学者選抜要項、学生募集要項等のほか、オープンキャンパス等で公表・周知している。(根拠資料 1-7【ウェブ】、1-2、1-14、1-15、5-1)

各学部等のアドミッション・ポリシーと、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの関連性の例として、食品栄養科学部では、「修学の基礎をなす数学、物理、化学、生物学の習得に必要な学力を有し、各学科の専門技術や探求心、論理的思考、コミュニケーション能力などを身に付けられる人」とアドミッション・ポリシーで求める学生像を設定しており、これら基礎的能力を有する学生を受け入れ、食品栄養科学部において設定されている系統的・段階的な教育を行うことで、ディプロマ・ポリシーにある「食と環境と

健康に関する地域社会の課題からグローバルな問題までの解決に貢献できる人材」を育成することができると考えている。

入学希望者に求める水準等の判定については、判定方法を選抜方式ごとに定め、入学者選抜要項や学生募集要項に明示しており、アドミッション・ポリシーに定める「求める学生像」に合致した人材を受け入れるため、学力の測定や面接試験を実施している。（根拠資料 1-14、1-15）

例えば、食品栄養科学部では、推薦入試においては、化学の試験に加え、面接試験でディプロマ・ポリシーやアドミッション・ポリシーに合致した人材であるかを確認している。一般入試においては、大学入学共通テストを用いて修学の基礎をなす数学、物理、化学、生物学の習得に必要な学力を測定するとともに、幅広い教養を身に付けられる人材であるかを判定している。特に、前期日程では、食品栄養科学部の根幹となる化学の学力を測定し、後期日程では、小論文試験により英語力や論理的思考能力を測定している。

経営情報学部では、アドミッション・ポリシーに定める、複数分野を学び、融合して活用できる学生を受け入れるため、推薦入試、一般入試（前期日程・後期日程）の全てにおいて、英語又は数学の適正や学力を測定している。推薦入試では面接を課し、経営情報学部での学びに意欲的な学生を受け入れている。

国際関係学研究科では、アドミッション・ポリシーにおいて社会人や留学生も広く受け入れることを方針としており、留学生のために外国人特別選抜、社会人のために社会人特別選抜を実施している。アドミッション・ポリシーに対応して、一次募集では外国語筆記試験を課しており、2021年度からは二次募集においてオンライン入試を正式に導入して、新型コロナウイルス感染症対策を徹底すると同時に、遠隔地から受験する社会人や留学生がより受験しやすくなるように配慮している。

看護学研究科では、一般選抜と社会人特別選抜の選抜方式で、専門科目に関する口頭試問と、面接試験及び出願書類審査の結果から総合的に判断している。それぞれの審査基準は、アドミッション・ポリシーに基づき設定しており、博士前期課程では、口頭試問で看護・保健・医療・福祉分野の基礎的な知識・技術を有するかを審査し、面接で看護学・看護実践への強い関心や看護実践における課題解決への貢献の意思等を審査している。博士後期課程では、口頭試問で看護学に関する高度な知識・技術、基礎的研究能力、これまでの看護実践活動と研究成果から取り組むべき研究課題を見出しているかを審査し、面接で看護学・看護実践への強い関心、自律して研究を実践する意思等を審査している。また、語学力については、TOEIC L&R テストのスコアレポートにより審査している。

以上のことから、本学は、学生の受け入れ方針を適切に定め、公表している。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

- ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

- ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）

●学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

学生募集及び入学者選抜は、文部科学省高等教育局長通知の大学入学者選抜実施要項を遵守した上で、全学アドミッション・ポリシー及び各学部等のアドミッション・ポリシーに基づき実施している。

学部の入学者選抜は、一般選抜（前期日程・公立中期日程・後期日程）、学校推薦型選抜（大学入学共通テストを免除する・大学入学共通テストを課す）、帰国生徒選抜、社会人選抜、私費外国人留学生選抜、編入学試験といった多様な方法で実施している。入学試験区分ごとの募集定員については、各学部主体で割り振りを行い、入学者選抜委員会及び教育研究審議会において審議し、決定している。（根拠資料 5-2）

また、2024年度から実施する新学習指導要領に対応した入学者選抜に向け、大学入学共通テストや個別学力検査において課す教科・科目・配点等について検討を進め、決定した内容を2022年8月に公表するとともに、進学説明会や高校教員との情報交換会等の機会を通じて広報活動を実施している。（根拠資料 5-3【ウェブ】）

大学院の入学者選抜は、一般選抜、推薦特別選抜、社会人特別選抜、外国人特別選抜といった複数の入学試験区分を設定しており、春季入学試験（7月、8月、9月、2月、3月実施）のほか、薬食生命科学総合学府では秋季入学試験（8月実施）を実施している。また、大学院では、全ての学府・研究科で社会人学生等の受け入れに向けた長期履修制度を導入している。（根拠資料 5-4）

各入試区分における募集人員、出願資格、選抜方法、出願手続等は、入学者選抜要項や学生募集要項に記載し、大学ホームページに掲載している。（根拠資料 5-5【ウェブ】）資料請求方法も大学ホームページに掲載し、適宜対応している。また、入試制度に重要な変更が生じる場合には、大学ホームページで予告することで事前の周知を図っている。

学生募集のための広報活動としては、入試室、各学部より選出された広報委員、各学部のオープンキャンパス担当教員が連携・協力して、大学ホームページや広報印刷物の作成、オープンキャンパスの企画運営を行っている。また、各学部から選出された入学者選抜実施委員が高校に出向き、本学の入試制度や教育内容、環境、就職状況等をPRするなど、幅広い広報活動を行っている。2020年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面によるオープンキャンパスは中止とし、代替として大学ホームページ上で「バーチャルオープンキャンパス」を開催している。（根拠資料 5-6【ウェブ】、5-7）また、高校教員との情報交換会をオンライン会議で行うことで、多くの高校教員が入試情報を得られるようにするなど、実施内容や方法を工夫して広報活動を継続している。（根拠資料 5-8、5-9）

大学院の広報活動としては、広報印刷物の作成や配布、進学相談会、オープンキャンパスを学府・研究科ごとに実施している。薬食生命科学総合学府では、国際的に貢献できる人材の育成を目指して、多様な入学者選抜を実施するとともに、英語版ホームページの内容を充実させるなどして国内外への広報活動を行っており、その成果として、中国、バンラデシュ、カナダ、タイ等から多くの留学生を受け入れている。また、静岡県内の公設研究機関の職員を対象とした大学院説明会を実施するなどして、社会人学生の確保に向けた取組も行っている。(根拠資料 5-10)

●授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

学生募集要項に、入学料、授業料、その他諸経費の金額を記載している。(根拠資料 1-15) また、入学手続要項に、奨学金や入学料・授業料減免申請の手続に関する案内や、アパート・下宿の入居希望者には情報提供する旨を記載している。(根拠資料 5-11)

●入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

静岡県立大学入学者選抜監理規則第2条で、入学者選抜の審議及び実施のための機関として「静岡県立大学入学者選抜委員会」、「静岡県立大学入学者選抜実施委員会」、「静岡県立大学入学者選抜実施本部」等を設置することを規定し、第4条でそれぞれの機関の所掌事項を定めている。(根拠資料 5-12)

静岡県立大学入学者選抜委員会は、学長、担当副学長、学部長、研究科長、学府長、学生部長等で構成され、入学者選抜試験に関する基本方針や、その他必要な事項について審議している。(根拠資料 5-13、5-14)

静岡県立大学入学者選抜実施委員会は、学生部長、各学部等の代表教員及び事務局職員で構成され、学生募集要項や、入学者選抜会場の選定、入学者選抜の監督に関する事項など、入学者選抜に関する具体的な内容を審議している。(根拠資料 5-15、5-16)

入学者選抜の実施に関しては、学長、学部長、研究科長、学府長、事務局長、学生部長、学生室長等で構成される静岡県立大学入学者選抜実施本部が全学実施本部として総括するほか、各学部等に設置される実施本部が、それぞれの入学者選抜について、公正かつ適切に実施している。(根拠資料 5-17)

また、2020年11月出願の入試から「Web出願システム」の運用を開始した。これにより、受験生の利便性が高まり、出願書類の記載ミスが減少するとともに、事務負担の軽減も図られている。

●公正な入学者選抜の実施

入学試験の実施や合否判定が厳正かつ公平に行われるよう、不必要な個人情報削除した合否判定簿に記載された得点、面接試験の評価などによって、総合的に合否判定し、その後、客観性を確保するために各部局の教授会等で最終的な合否判定を行っている。

入学者選抜の試験問題に関しては、問題の作成、選定、点検、採点や問題の質の向上について審議する機関として静岡県立大学学力検査問題検討委員会が組織されており、この部会として「作問部会」と「点検部会」が設置されている。(根拠資料 5-18、5-19、5-20) 作問部会では、学部の適性検査や個別学力検査について、出題ミスや採点ミスが発生

しないよう、出題時の注意事項や作成方法の説明を行っており、また、高校での学習範囲を越えた出題や、解答が得られないような出題がされないように作問者相互で十分に確認することとしている。点検部会においては、出題範囲が適切であり、解答に必要な条件等が整っているかなど、問題として成立しているかどうかを確認している。

さらに、第三者機関に試験問題や模範解答のチェックを依頼することで、設問の内容や模範解答に誤りがないか確認しており、出題ミスを迅速に把握し、対応できる体制を整えている。また、万一出題ミスが発覚した場合も、合否判定時までには再採点を行うことで、合否判定に影響が出ないよう対処している。

入学者選抜実施後には適切な情報公開を行い、透明性の確保に努めている。試験問題の事後公開を行うほか、正解、正解例、評価基準又は出題のねらい、設問別配点及び配点合計、合格者総合得点の最高点・最低点・平均点を開示している。また、本人からの申出に基づき、不合格者本人の総合得点又はランクを開示している。これらの開示は、翌年度の5月中旬から、入試室窓口での閲覧又は郵送で対応している。(根拠資料 5-21 【ウェブ】)

●入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

学部入試では、入学者選抜要項、学生募集要項、大学ホームページ等で、入試方法や募集定員、出願資格、合否判定方法、前年度の志願者数・受験者数・合格者数・入学者数や合格者総合得点の最高・最低・平均等を公表している。(根拠資料 5-5 【ウェブ】) 入試方式ごとの志願者数等は、大学ホームページにおいてリアルタイムで公表している。

また、障害がある等の理由で受験上の配慮が必要な場合、入試室に事前相談するよう入学者選抜要項等に記載しており、申請があった場合は、別室での受験や、拡大解答用紙の使用、試験時間の延長、医療機器の試験室への持込みなど、可能な限り対応している。(根拠資料 1-14) 大学院入試でも、学生募集要項等において、受験上の配慮が必要な場合、事前相談するよう記載している。また、受験者から申出があった際には、その状況や態様について確認を行い、当該研究科等と協議調整を行うことにより、適切に対応している。

●オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施、オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保(受験者の通信状況の顧慮等)

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大学院の一部ではオンラインを活用した入学者選抜を実施しており、公正性を確保するため次のような取組を行った。

薬食生命科学総合学府では、来日が不可能となった外国人や海外在住の入学希望者の受験機会を確保するため、オンラインによる選抜を実施し、対面試験と同様に、研究内容発表や受け答えに対する評価を行った。(根拠資料 5-22) また、受験の際には、あらかじめ受験者の通信環境をチェックするなど、適正に受験できるよう配慮した。

国際関係学研究科では、二次募集でオンラインによる口頭試問を実施し、対面試験と同じ条件で、複数の委員による面接を行った。その際、事前に受験者と接続試験を行って通信環境を確認するとともに、試験当日に接続不良が生じた場合の代替となる試験の実施方法や判定方法をあらかじめ受験者に伝えた上で口頭試問を実施し、通信環境によってオンラインによる受験者が不利にならないよう対応した。

経営情報イノベーション研究科では、公平性を確保するため、集合時間や面接に従事す

る教員の体制は対面試験の受験生と同一とした。また、不正防止のため Zoom の背景フィルターの使用を禁止するなどの対応を行った。(根拠資料 5-23、5-24)

以上のことから、本学は、アドミッション・ポリシーに基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

●**入学定員に対する入学者数比率**

2018 年度から 2022 年度までの過去 5 年間の学科ごとの入学定員に対する入学者数比率の平均値は、以下のとおりである。(大学基礎データ表 2)

学部	学科	入学定員に対する入学者数比率
薬学部	薬学科	1.11
	薬科学科	1.10
食品栄養科学部	食品生命科学科	1.14
	栄養生命科学科	1.09
	環境生命科学科	1.11
国際関係学部	国際関係学科	1.19
	国際言語文化学科	1.12
経営情報学部	経営情報学科	1.07
看護学部	看護学科	1.00

定員超過については、薬学部、食品栄養科学部及び看護学部では 1.20 以上、国際関係学部及び経営情報学部では 1.25 以上、定員未充足については 0.90 未満で改善課題となるが、全ての学部・学科においてこの基準を満たしており、適正に管理している。

各入学者選抜における過去のデータを綿密に分析することで、募集定員と入学者数が大きく乖離することがないように、入学者数の予測を立てて合格者数を決定し、必要に応じて追加合格措置を実施している。

●**編入学定員に対する編入学生数比率**

2018 年度より、看護学部看護学科の編入学定員が 10 人から 25 人に増加した。編入学対象者は、短期大学、専門学校の卒業生や現役看護師を想定し、キャリアデザインや高度な

看護、医療の学び直し、看護研究手法等を修得することができる科目を新設した。(根拠資料 5-25) しかし、編入学入学者は、2019年度は2人、2020年度と2021年度は1人と、定員に対して大幅に少ない状況が続いており、2022年度については0人であった。(大学基礎データ表 2)

この原因として、近年4年制の看護系大学が増加していること、また、専門学校の卒業生でも大学院への進学が可能となり、編入学に対するニーズが低いことなどが考えられる。本学においては、2016年に短期大学部看護学科が閉学科し、静岡県内の他の短期大学からの進学希望者もいない状況となっている。看護学部では、編入生の受け入れを継続しつつ、静岡県内の看護職者のキャリアアップ支援として、2020年に設置した「看護実践教育研究センター」における臨床看護師のリカレント教育の充実を図っている。

●収容定員に対する在籍学生数比率、収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

学部について、2022年5月現在の学科ごとの収容定員に対する在籍学生数比率は、以下のとおりである。(大学基礎データ表 2)

学部	学科	収容定員に対する在籍学生数比率
薬学部	薬学科	1.06
	薬科学科	1.13
食品栄養科学部	食品生命科学科	1.17
	栄養生命科学科	1.07
	環境生命科学科	1.10
国際関係学部	国際関係学科	1.30
	国際言語文化学科	1.19
経営情報学部	経営情報学科	1.06
看護学部	看護学科	0.92

定員超過については、薬学部、食品栄養科学部及び看護学部では1.20以上、国際関係学部及び経営情報学部では1.25以上、定員未充足については0.90未満で改善課題となるが、国際関係学部国際関係学科以外はこの基準を満たしており、適正に管理している。

国際関係学部において、2022年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、国際関係学科1.30倍、国際言語文化学科1.19倍である。国際関係学科の同比率は、2020年度の1.28倍から、2021年度に1.25倍と改善したものの、2022年度には1.30倍と再び増加した。この比率が高まる理由として、募集定員外での私費外国人留学生の受け入れと、協定校以外への留学者（休学を伴う留学）の多さがある。

私費外国人留学生の受け入れについては、2022年度入試の私費外国人留学生選抜において合格人数を慎重に判断した。その結果、国際関係学科は2人、国際言語文化学科は5人の合計7人の入学で、前年度比6人減となり一定の成果が出た。(大学基礎データ表 3)

一方で、協定校以外への留学者については、新型コロナウイルス感染拡大の影響が一段落した国で留学者の受け入れが再開し、休学を伴う留学が増加したことが原因と考えられる

ことから、引き続き、協定校への留学者の増加に向けた取組を続けており、例えば、COIL 型教育を通じたアメリカの非協定校との授業交流実績や、ヨーロッパの大学教員との相互訪問の実績を、今後の協定校増加に結びつけたいと考えている。(根拠資料 5-26)

大学院について、2022 年 5 月現在（薬食生命科学総合学府博士課程・博士後期課程は秋季入学を実施しているため 2022 年 10 月現在）の学府・研究科ごとの収容定員に対する在籍学生数比率は、以下のとおりである。(大学基礎データ表 2)

課程	学府・研究科	収容定員に対する在籍学生数比率
修士課程 /博士前期 課程	薬食生命科学総合学府	1.11
	国際関係学研究科	1.15
	経営情報イノベーション研究科	0.95
	看護学研究科	0.78
博士課程 /博士後期 課程	薬食生命科学総合学府	0.79
	経営情報イノベーション研究科	2.22
	看護学研究科	1.00

定員超過については 2.00 以上、定員未充足については、修士課程で 0.50 未満、博士課程で 0.33 未満の場合に改善課題となる。

経営情報イノベーション研究科博士後期課程の収容定員に対する在籍学生数比率は、2.22 であった。博士後期課程には、医療系や看護・福祉系の企業等に勤務している社会人学生が 10 人ほど在籍しているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で業務が多忙となり、大学院との両立が難しく、休学している学生が数人いるため、今後も定員充足率の高止まりが続く状況である。この対応として、学生と指導教員との個別面談を開始し、修了までの計画を綿密に立て、状況により長期履修制度を活用するなど、定員超過の状況の改善を目指している。

一方、定員未充足については、大学院説明会やオープンキャンパスの開催、長期履修制度の活用、オンライン授業やハイブリッド授業の運用、広報活動の促進などにより、進学者を増やす取組を継続している。

以上のことから、本学は、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、収容定員に基づき在籍学生数を管理しており、一部の学部・研究科では定員超過の状態にあるものの、改善に向けた取組を適切に行っている。

**点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

第3期中期計画では、学生の受け入れについて「アドミッション・ポリシーに沿った入学者を確保するために、高大接続改革へ対応するとともに、試験科目・出題方法を含めた全学的な入試体制の整備や改革を行う。」と定めており、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定している。(根拠資料 1-17、1-18)

中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は当該中期計画期間における業務実績をまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている県評価委員会に業務実績報告書を提出し、評価を受けている。(根拠資料 1-19、1-20) 業務実績報告書提出の際には、中期・年度計画推進委員会、教育研究審議会、経営審議会及び役員会の審議を経ている。また、県評価委員会で受けた指摘は、地方独立行政法人法に基づき、業務運営の改善又は翌年度の年度計画や次期中期計画等に反映させている。

全学内部質保証推進組織である大学質保証委員会の関わりとしては、2020年度後期から2021年度にかけて、大学質保証委員会から各部局への指示により、学生の受け入れを含む大学基準の点検・評価項目について、各部局で点検を実施した。(根拠資料 2-14) この点検で、改善を要する項目があった場合、各部局で改善活動を行い、対応状況を部局質保証委員会から大学質保証委員会へ報告している。収容定員充足率の管理に関しては、大学質保証委員会で適正な充足率の範囲を示し、その範囲を超過している国際関係学部や経営情報イノベーション研究科から、原因分析や今後の見通し、対応策について大学質保証委員会で報告を受けること等により、適正な管理を促している。(根拠資料 2-15)

また、各学部等で学生の受け入れの改善・向上に取り組んだ例として、薬学部では、学部の入学者選抜実施委員を中心に入試資料や情報を取りまとめ、教授会で学生の受け入れの適切性について点検・評価を行っている。また、オープンキャンパスのアンケート結果や入学者選抜の結果に基づき、教授会等において学生の受け入れに関する改善・向上を検討している。2022年度のバーチャルオープンキャンパスでは、模擬講義や在学生からのメッセージ等の動画を公開したほか、バーチャルスペースを利用した参加型の双方向イベントを実施するなどして、受験生の獲得につなげている。(根拠資料 5-27【ウェブ】)

国際関係学部では、2022年度より学部質保証委員会内に「入学者選抜検討ワーキンググループ」を設置し、前年度の各選抜方法の責任者が問題点を報告し、当該年度の入学者選抜実施委員会の委員と学部長が情報を共有・蓄積して、学生の受け入れについての改善に活用することとしている。(根拠資料 2-20)

看護学研究科では、毎年度の入試終了後、研究科委員会にて入試の方法、試験科目、試験問題をはじめとした入学者選抜全般について、問題点を抽出し、改善を行っている。近年の改善実績として、英語科目 (TOEIC L&R テスト) の導入、筆記試験から口頭試問への変更、採点・面接評価の基準の見直し等を行った。(根拠資料 5-28、5-29、5-30)

なお、食品栄養科学部では、推薦入試と一般入試での入学者の学修状況を追跡調査している。母数が少ないので調査を継続して判断する必要があるが、現段階では一般入試(後期日程)での入学者の学修状況が芳しくなく、退学する者もいることから、入学後の学生の状況等も踏まえ、アドミッション・ポリシーや入学者選抜方法の見直しを適切に行い、継続して改善・向上に取り組んでいく。(根拠資料 5-31)

以上のことから、本学は、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果を基に改善・向上に向けた取組を行っている。

(2) 長所・特色

学生募集の広報活動では、オープンキャンパスをはじめ、大学見学や進学説明会のほか、高校教員を対象とした入試問題に関する説明会や、各学部教員による高校訪問など、様々な取組を通じて、入学者選抜の情報提供をするとともに、アドミッション・ポリシーについても周知を図っている。2020年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、従来どおりの広報活動が実施できなくなったが、オンラインを活用した進学説明会や動画配信によるバーチャルオープンキャンパスで受験生や保護者に情報提供するほか、高校教員との情報交換会をオンライン会議で行うことで多くの高校教員が入試情報を得られるようにするなど、実施内容や方法を工夫して広報活動を継続している。

また、各学部等では多様な方法で入学者選抜を実施し、アドミッション・ポリシーに基づき、求める学生像に合致した人材の受け入れを行っている。薬食生命科学総合学府では、国際的に貢献できる人材の育成を目指して、一般選抜、推薦入試・自己推薦入試（食品栄養科学専攻、環境科学専攻）、社会人特別選抜、外国人特別選抜など多様な入学者選抜を実施し、博士後期課程では秋季入学制度を設けるとともに、英語版ホームページの内容を充実させるなどして、国内外への広報活動を行っており、その成果として、中国、バングラデシュ、カナダ、タイ等から多くの留学生を受け入れている。

(3) 問題点

定員管理に関して、入学定員に対する入学者数比率は適切であるが、収容定員に対する在籍学生数比率は、国際関係学部国際関係学科と経営情報イノベーション研究科博士後期課程において定員超過の状況にある。しかし、いずれも主な原因は特定しており、休学を伴わない留学協定校の増加に向けた取組や、長期履修制度の活用を引き続き進めることで、改善を目指している。

(4) 全体のまとめ

本学は、アドミッション・ポリシーを適切に定め、大学ホームページや入学者選抜要項、学生募集要項等で公表している。また、多様な選抜方法を実施し、求める学生像に合致した人材の受け入れを行っている。入学者選抜については、規程等に基づき入学者選抜委員会等を設置し、公正に実施している。定員管理については、収容定員に対する在籍学生数において一部で過剰となっている学部・研究科があるものの、適正化のための対応を行っており、おおむね適正に管理している。

学生募集活動については、静岡県内の高校と連携した各種取組のほか、2020年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮してバーチャルオープンキャンパスを開催するなど、コロナ禍においても積極的に実施している。

以上のことから、学生の受け入れについては、大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学の設立団体である静岡県が定める第3期中期目標では、人事制度の運用と改善に関して、「中期目標及び中期計画の推進や教育研究の質の向上を図る観点から、教職員の任用制度及び評価制度の運用と改善を図る。さらに、中長期的な視点に立って計画的な人員確保や人員管理を行うとともに、多様な人材が活躍できる組織づくりに取り組む。」と定められている。（根拠資料 1-16）

この中期目標の達成に向けて策定した第3期中期計画では、教員人事について次のように定めており、この方針に沿って計画的に教員を採用・配置している。（根拠資料 1-17）

静岡県公立大学法人第3期中期計画

第6 その他の記載事項

5 県の規則で定める業務運営計画

(2) 人事に関する計画

高い専門性や多様な経験を持つ優秀な人材の確保・養成、教育研究活動の充実に向けた組織再編や業務見直しに柔軟に対応した適切な定数管理と効果的な人員配置を推進する。

ア 教員は、公募制を原則とし、全学組織による選考などにより公平性・透明性を確保しつつ、国内外から優れた教育研究者を採用する。

教員の採用に関して、静岡県公立大学法人教員採用等規則、静岡県公立大学法人教員人事委員会規則、資格審査委員会の設置及び運営に関する細則を定め、原則として公募により行っている。（根拠資料 6-1、6-2、6-3）また、案件ごとに審査基準を定め、教員人事委員会に設置される資格審査委員会において専門の見地から採用候補者の研究業績や教育能力を審査し、専門分野の教育研究を担当するにふさわしい人材を確保している。教員の資格基準は、大学設置基準に準じて静岡県公立大学法人教員採用等規則別表に定めている。

また、大学としての求める教員像や教員組織の編制方針は、これまで明文化されていなかったが、2022年度の大学質保証委員会において策定に向けた検討を進めており、策定後は大学ホームページ等で公表することとしている。（根拠資料 6-4）

各学部等の教員組織の編制方針について、薬学部及び薬学研究院では、2022年度に部局質保証委員会、教授会等での審議を経て、求める教員像や教員組織の編制方針を明文化し、学部ホームページで公開している。（根拠資料 6-5【ウェブ】、6-6【ウェブ】）このう

ち、教員組織の編制方針では、3ポリシーに基づき、教育理念、教育目標、人材養成等教育研究上の目的を実現するために必要な教員を配置することや、国際性や男女比、年齢構成のバランスに配慮すること、教員の採用及び昇任は、規程にのっとり公正かつ公平に行うことを定めている。

食品栄養科学部及び食品栄養環境科学研究院では、教育理念・教育目標を達成するため、各学科の学位課程の目的に沿った教員を採用・配置しており、加えて、食品生命科学科ではJABEE認定プログラムに沿った適正な教員の配置を、栄養生命科学科では栄養士法施行規則の管理栄養士養成施設の指定の基準にのっとりた教員の配置を、環境生命科学科では国家資格である環境計量士などの資格取得に関連した授業を担当できる教員の配置を行っている。これらの教員組織編制方針や求める教員像は、学部ホームページで公開している。(根拠資料6-7【ウェブ】) また、大学院生が最も時間をかける研究室での研究を効果的に遂行できるよう、1研究室2人体制(主任教員+助教)を取っている。

国際関係学部及び国際関係学研究科では、2022年度にそれぞれの部局質保証委員会において求める教員像や教員組織の編制方針を検討し、教授会や研究科委員会での承認を経て明文化した。(根拠資料6-8、6-9) このうち、教育組織の編制方針では、各学科・専攻の教育課程の専門科目群と対応させつつ、多様な専門分野を網羅し、学生の学ぶ意欲の多様性に応えられるように編成することや、教員の採用に当たっては国籍、職歴、ジェンダー等において、多様な人材により教員組織が編成されるように配慮することを定めている。

経営情報学部及び経営情報イノベーション研究科では、学部及び研究科の求める教員像や教員組織編制方針を策定し、学部ホームページで公開している。(根拠資料6-10【ウェブ】、6-11【ウェブ】) 経営情報学部の求める教員像は、「大学および本学部の教育理念と教育目的、学位授与方針、教育課程編成の方針、入学者受入れ方針を明確に理解し、本学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力と、経営、総合政策、情報、観光、数理分野のいずれかにおける高い研究能力を有し、研究成果を広く社会に提供することにより社会の発展に貢献する能力を有する者とする。」であり、これを教員人事の考え方の基盤としている。教員組織編制方針は、学生に対して責任ある教育を行うために、文部科学省の設置基準にのっとりた専任教員を配置し、学部の3ポリシーを実現するために十分な教員組織を整備することとしており、この方針に沿った教員組織の編制を行っている。

看護学部では、学部の教育目標や3ポリシーを実現するために必要な教育能力と、担当する専門分野における優れた研究能力及び臨床経験を有する者を求める教員像としている。また、教員組織は、11の専門分野ごとに教員数を定め、学生に対して責任ある教育を行うため、文部科学省の設置基準にのっとりた専任教員を配置するとともに、3ポリシーを実現するために十分な教員組織を整備することを編制の方針としている。

看護学研究科では、求める教員像を、看護学部での教育・研究活動を担い、かつ研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを実現するために必要な学生の教育と研究指導、さらに助産学課程においては助産師の育成ができる者としている。また、教員組織は、3専門領域とそれらの下位の10専門分野、加えて助産学課程で構成し、それぞれの専門分野に教授又は准教授を配置して、高度で専門的な教育・論文指導に応じられる体制を構築している。

以上のことから、本学は、大学として求める教員像や各学部等の教員組織の編制に関する方針を明示している。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

●**大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数**

質の高い教育を行う適正な専任教員数を確保するため、学部ごと職位別に専任教員の定数を定めている。2022年5月現在の専任教員数は、薬学部67人、食品栄養科学部60人、国際関係学部52人、経営情報学部30人、看護学部52人であり、いずれも、大学設置基準に定められた必要専任教員数及び教授数を満たしている。（大学基礎データ表1）

また、食品栄養科学部の教員1人当たりの学生数が、食品生命科学科は5.9人、栄養生命科学科は5.4人、環境生命科学科は4.4人となっているなど、各学部とも少人数制のきめ細かな教育を行う体制となっている。

大学院においては、専任教員の多くが学部と兼務であり、各課程・専攻とも大学院設置基準に定められた研究指導教員数、教授数等を満たしている。

●**教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性、各学位課程の目的に即した教員配置**

第3期中期計画において、全学的な教員人事に関する方針を定めており、各学部等では、それぞれの目的を達成するための教員組織の編制方針を立て、その方針に沿った教員配置を行っている。

一例として、薬学部及び薬学研究院では、薬学が、物理化学、有機化学、生物化学、医療薬学等の幅広い学問を含む総合学問であることから、教員組織の編制方針に基づき、教育理念・教育目標等を実現するため、物理化学系、有機化学系、生物化学系、医療薬学系の各分野の教育を体系的に実施できるように分野・研究室を構成し、教員をバランスよく配置している。また、学部及び研究院の附属研究施設では、教授会から承認された教授が所属長を兼務している。実務家教員も確保しており、静岡県立総合病院内に設置している薬学教育・研究センターにおいて、実務家教員が主体となって実務実習を指導しており、

薬学教育を適切かつ有効に実施する体制を構築している。

●国際性、男女比

2022年5月現在の専任教員272人のうち、女性教員は91人で、全体に占める割合は33.5%となっている。(根拠資料6-12【ウェブ】)看護学部は女性教員が多いものの、52人のうち8人が男性教員であり、女性看護師の割合が現状9割であることに照らすと、看護系学部としては適正な男女比といえる。

専任教員のうち、外国人教員数は7人であり、また、日本人教員の中にも海外での学位取得者や帰国子女などを含み、外国人と同等の英語力を有する教員が複数在籍している。

●特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

学部における教員の年齢構成は、29歳以下が1.9%、30～39歳が22.6%、40～49歳が34.9%、50～59歳が31.8%、60歳以上が8.8%となっており、おおむねバランスのとれた構成となっている。(大学基礎データ表5)

各学部では、定年退職者の後任に若手を積極的に採用するなど、適切に世代交代を図り、教員が特定の年齢層に偏らないバランスのとれた年齢構成としている。食品栄養科学部では、教員の採用時に、広く人材を募る必要がある採用分野を除き、若手人材の積極的な採用に努めるなど、適切に世代交代が行われるようにしている。(根拠資料6-13)

●教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置

必修科目など教育上主要と認められる授業科目は、科目責任者として専任教員(教授又は准教授)を配置するように配慮している。

例えば、経営情報学部では、経営、総合政策、データサイエンス、観光マネジメントの各分野に、職位を含めて教員をバランスよく配置している。特に、学部の基盤となる学部基礎科目(必修科目)及び各メジャーにおける必修科目は、なるべく教授又は准教授を配置している。

なお、看護学部では、学部を構成する11の領域について、それぞれの科目担当時間数を根拠に人数を定め、教員を配置しているが、看護系大学の増加に伴って全国的に看護系教員が不足しており、本学においても、現在、1領域で教授が不在、3領域で准教授が不在である。教員には、講義、演習、臨地実習、研究指導、学生支援など様々な役割があり、教員が不足する状況は各教員の負担増加を招くことから、引き続き積極的な募集活動を行っている。(根拠資料6-14)

●研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

大学院の担当教員の資格については、各研究院・研究科の内規等で定めており、その基準に基づき教員を適正に配置している。(根拠資料6-15、6-16、6-17、6-18、6-19、6-20)

その一例として、看護学研究科博士前期課程では、「静岡県立大学大学院看護学研究科博士前期課程教員資格審査に関する内規」に従い、資格審査を実施している。資格には、指導教員資格、副指導教員資格、科目担当教員資格を設け、各資格の資格判定基準を明確

化している。各領域・分野には、資格基準を満たした教授又は准教授がおり、教員を適正に配置している。2020年度に設置した看護学研究科博士後期課程は、文部科学省によるAC教員審査を受審している。2022年度には「静岡県立大学大学院看護学研究科博士後期課程教員資格審査に関する内規」を策定し、2023年度より本内規に基づき教員資格審査を実施することとしている。

食品栄養環境科学研究院では、内規により担当教員の資格を明確化しており、採用時に確認するほか、5年ごとに資格の再確認を行っている。

●教員の授業担当負担への適切な配慮

本学では、専任教員の担当すべき授業時間数について明文化された規定等はないが、教員活動評価等で授業負担を把握するなどして、各教員の授業担当負担が適切なものとなるよう配慮している。

薬学部及び薬学研究院では、教員活動評価により各教員の授業負担を把握し、適切な配慮をするとともに、大学院生が教育的配慮の下に教育補助業務に従事するティーチング・アシスタント制度を活用し、教員の負担軽減に努めている。

●教養教育の運営体制

全学教務委員会と、その下部組織の全学共通科目運営部会を設置し、全学として学生の教養教育を推進している。(根拠資料 6-21) 全学共通科目については、学則で定められた趣旨にのっとり、「リテラシーとスタディ・スキル」「概論」「現代教養」の3部門及び「総合科目」「身体運動科学」で構成し、毎年度の授業科目を教育研究審議会にて審議し、全学として決定している。

全学共通科目運営部会は、毎年度4回実施し、①全学共通科目の実施・運営に関する事項、②全学共通科目の将来方向に関する事項、③学部基礎科目及び専門教育科目についての学部間協力に関する事項などを検討し、全学教務委員会に報告している。具体的には、全学共通科目の新設や廃止、非開講科目、開講時限などを検討しており、2021年度には、SDGs イニシアティブ推進委員会と連携した「SDGs 概論」の科目新設などについて議論を行った。(根拠資料 6-22)

以上のことから、本学は、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制している。

点検・評価項目③： 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1： 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2： 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の採用や昇任に関する手続は、静岡県立大学法人教員採用等規則、静岡県立大学法人教員人事委員会規則、資格審査委員会の設置及び運営に関する細則等に定められて

おり、教員の採用は原則として公募とし、これらの規定に基づき、公正かつ適正に行われている。(根拠資料 6-1、6-2、6-3)

教員の採用については、教員の採用が必要となった場合に、学部長等が学長に対して募集を提案し、学長は役員会に対して募集の発議を行う。役員会は、採用の方針案を決定して学長へ報告し、学長は公募の開始及び選考審査を教員人事委員会に指示する。

教員人事委員会は、経営審議会で指名された候補者(職員)と教育研究審議会で指名された候補者(学部長等)から、理事長によって任命された委員で構成される組織であり、教員の公募を行うとともに、資格審査委員会を設置して、応募者の研究業績・教育能力の審査を指示している。資格審査委員会は、当該学部等の教員、他学部等の教員及び学外の専門家で構成される組織であり、応募時の提出資料や面接等の実施により、応募者の教育研究実績等を審査し、教員人事委員会へ審査結果を報告している。

その後、教員人事委員会は、役員会に意見を求め、総合的視点から採用候補者1人を決定し、学長へ推薦する。学長は、役員会の意見を参考として、推薦された採用候補者を全学的立場から選考している。なお、職位ごとの教員の資格基準は、静岡県公立大学法人教員採用等規則別表に定められており、これに加えて、採用案件に応じた応募資格が個別に設定されている。

教員の昇任に係る選考についても、静岡県公立大学法人教員採用等規則において、原則として公募により行うこととされているが、役員会の審議を経た上で学長が必要と認めたときは、公募によらない方法により選考することを認めている。この場合、昇任を学長に提案する際の全学的な要件を定めるとともに、各学部等においても昇任の提案基準を定め、その双方に該当する者を提案候補者としており、この手続は年2回実施している。

昇任の場合においても、採用の手続に準じて、教員人事委員会及び資格審査委員会による審査を行い、教員人事委員会は、役員会に意見を求め、昇任候補者を決定して学長に推薦する。学長は、役員会の意見を参考として、推薦された候補者を昇任させている。

なお、本学は、2021年度より理事長が学長を兼ねる体制へと移行しており、理事長兼学長が、法人の経営と大学の教育研究の両面から、教員の採用や昇任を決定している。(詳細は、第10章第1節 点検・評価項目②(P109)に記載)

以上の手続を、静岡県公立大学法人教員採用等規則等に基づき実施することにより、教員の募集、採用、昇任時における透明性、公正性が十分に担保されている。

点検・評価項目④： ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1： ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施

評価の視点2： 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学のFD活動は、各学部等のFD委員会において、授業改善や学生支援等に資する内容の講演会や研修会を計画・実施しているほか、内容により全学FD委員会と共催で実施し、全学的に教員の知識や能力向上を図っている。(根拠資料 6-23、6-24、6-25、6-26、

6-27、6-28、6-29) また、教員相互の授業公開や、学生による授業評価アンケートの実施及びフィードバック等を通じて、効果的な授業形態や学習指導方法の情報共有や検討を行っている。

各学部等でのFD活動に加え、全学FD委員会では、学内の各組織と共催して、時代や社会の変化に応じたテーマの講演会・研修会を実施している。(根拠資料 6-30) その一例として、2021年度には、SDGs イニシアティブ運営委員会と全学FD委員会の共催で、「SDGsの本質と大学でのSDGs教育」というテーマで講演会を開催した。本学が推進する大学としてのSDGsの役割を学ぶ機会となり、教職員合わせて102人が参加した。(根拠資料 6-31【ウェブ】)

講演会や研修会の実施に当たっては、教授会等での告知や、全教員に対してメールで参加を広く呼びかけ、参加率の向上を図っている。2021年度のFD研修参加率(年度中に1回以上FD研修に参加した教員数÷全教員数)は、92%であった。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価については、教員の教育研究活動の一層の向上を図ることを目的として、2011年度から教員活動評価を毎年度実施している。教員活動評価の実施に関して必要な事項は、静岡県立大学教員活動評価規程に定めており、「教育活動」、「研究活動」、「社会貢献等の活動」、「大学運営等への寄与」の4領域において領域別評価を行い、その結果を踏まえた総合評価を行っている。(根拠資料 6-32、6-33)

教員活動評価の活用については、2014年度より、特に高い評価を受け、表彰に値すると認められた教員に対して学長表彰を行い、公表している。2022年度には、2021年度の教員活動評価に基づき13人が業績優秀者として表彰を受けた。(根拠資料 6-34) 一方で、活動が十分でないと評価された教員については、学長又は学部長等がその理由を調査し、活動状況の改善のための指導や助言を行うこととしている。また、2017年度からは、サバティカル研修制度を利用する教員を選定する際の資料として、評価結果を活用している。

以上のことから、本学は、FD活動を組織的かつ多面的に実施するとともに、教員活動評価の実施と評価結果の活用により、教員の資質向上につなげている。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

第3期中期計画では、教員の採用については、「教員は、公募制を原則とし、全学組織による選考などにより公平性・透明性を確保しつつ、国内外から優れた教育研究者を採用する。」、教育の実施体制については、「教育の実施体制について検討し、円滑な実施体制の整備を進める。」などと定めており、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定している。(根拠資料 1-17、1-18)

中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間に

における業務実績をまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている県評価委員会に業務実績報告書を提出し、評価を受けている。(根拠資料 1-19、1-20) 業務実績報告書提出の際には、中期・年度計画推進委員会、教育研究審議会、経営審議会及び役員会の審議を経ている。また、県評価委員会で受けた指摘は、地方独立行政法人法に基づき、業務運営の改善又は翌年度の年度計画や次期中期計画等に反映させている。

全学内部質保証推進組織である大学質保証委員会の関わりとしては、2020年度後期から2021年度にかけて、大学質保証委員会から各部局への指示により、教員人事・教員組織を含む大学基準の点検・評価項目について、各部局で点検を実施した。(根拠資料 2-14) この点検で、改善を要する項目があった場合、各部局で改善活動を行い、対応状況を部局質保証委員会から大学質保証委員会へ報告している。

これらの点検・評価の結果を踏まえて改善・向上に取り組んだ例として、国際関係学研究科では、2021年度に研究科質保証委員会や研究科委員会による点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・向上の取組として、教員採用の基礎となる「静岡県立大学大学院国際関係学研究科・求める教員像」と、教員組織と運営の規準となる「静岡県立大学大学院国際関係学研究科・教員組織編制の方針」を策定した。(根拠資料 6-9) また、研究科人事に関する内規を、これらの「求める教員像」と「教員組織編制の方針」を反映した内容に改訂した。

(根拠資料 6-35) さらに、「研究科運営委員会の所掌事項についての覚え書き」を策定し、研究科運営委員会の機能と役割を明確にし、組織運営の十全化を図っている。(根拠資料 6-36) こうした改善・向上の取組については、今後の点検・評価で検証する予定である。

以上のことから、本学は、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果を基に改善・向上に向けた取組を行っている。

(2) 長所・特色

各学部等とも、教員採用については、原則として公募により、各種規定に定める手続に従って公正かつ適切に行うとともに、持続的な教育・研究体制を構築するため、若く優れた教員の採用を心掛け、専門分野だけでなく、年齢、男女比等のバランスがとれた教員構成となっている。

また、少人数制のきめ細かな教育を行うため、大学設置基準に定められた必要な専任教員数を上回る専任教員を配置しており、その一例として、食品栄養科学部の教員1人当たりの学生数は、食品生命科学科は5.9人、栄養生命科学科は5.4人、環境生命科学科は4.4人となっている。

(3) 問題点

看護系大学の増加に伴って全国的に看護系教員が不足しており、本学の看護学部及び看護学研究科においても、退職者数は減少傾向にあるものの、教授が不在となっている領域がある。教員には、学部及び研究科の講義、演習、臨地実習、研究指導、学生支援など様々な役割があり、教員が不足する状況は各教員の負担増加を招くことから、早期の定員教員数の確保が課題となっている。

(4) 全体のまとめ

本学は、第3期中期計画において全学的な教員人事に関する方針を定めており、各学部等では、それぞれの目的を達成するために教員組織の編制方針を立て、これらの方針に基づき教員組織を適切に整備している。教員の採用・昇任は、規程等に基づき適切に実施し、透明性や公正性が十分に確保されている。

また、各学部等のFD委員会及び全学FD委員会による組織的なFD活動や、教員活動評価の実施により、全学的に教員の資質向上を図っている。

以上のことから、教員・教員組織については、大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①： 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点： 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は「学生生活の質（QOL）を重視した勉学環境を整備」することを理念の1つとしており、本学の設立団体である静岡県が定める第3期中期目標においても、学生支援に関して、「社会人や留学生等を含む多様な学生が十分な自主的学習を行い、健康で充実した学生生活を送ることができるよう、学習環境や生活支援体制の充実を図る。」などと定められている。（根拠資料 1-6【ウェブ】、1-16）

この中期目標の達成に向けて策定した第3期中期計画では、学生支援について次のように定めており、この方針に沿って学生に対する修学支援、生活支援、進路支援の各種支援を行っている。（根拠資料 1-17）

静岡県公立大学法人第3期中期計画

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(4) 学生への支援

- ・学生の意見を定期的に聴き、学習環境や生活支援体制の充実を図る。
- ・学生相談、健康指導及び障害学生支援を充実させ、学生の身体的かつ精神的な健康の増進、疾病予防を支援する。
- ・図書館資料の全学的な視点からの計画的な整備や、学修支援のための館内環境づくりを進める。
- ・留学生の学生生活に対する支援の充実を図るため、留学生ガイダンスやカンパセーションパートナー制度、留学生同士の交流を推進する。
- ・社会情勢にあわせ適切なキャリア・就職支援を低学年から行うとともに、就職活動に関する情報の収集・学生への提供等に取り組む。

中期計画に基づき、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定している。（根拠資料 1-18）中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績にまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている県評価委員会に業務実績報告書を提出し、評価を受けている。（根拠資料 1-19、1-20）

障害学生の修学支援については、職員が適切に対応するために必要な事項を定めた職員対応要領やマニュアルを策定して支援を行っており、2022年4月には新たに「障害学生支援に関する基本方針」を策定し、全ての学生が健全で快適なキャンパス環境の下で修学できるよう努めている。（根拠資料 7-1、7-2、7-3【ウェブ】）

これらの理念、中期計画・年度計画、方針については、大学ホームページで公表してお

り、また、中期計画・年度計画の策定の際には、中期・年度計画推進委員会、教育研究審議会、経営審議会及び役員会の審議を経ており、大学内で共有されている。

以上のことから、本学は、学生が安定した学生生活を送り、学習に専念することができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示している。

点検・評価項目②： 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1： 学生支援体制の適切な整備

評価の視点2： 学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・ 正課外教育
- ・ 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・ オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援
- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・ 退学希望者の状況把握と対応
- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
- ・ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3： 学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の相談に応じる体制の整備
- ・ ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4： 学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・ キャリア教育の実施
- ・ 学生のキャリア支援を行うための体制の整備
- ・ 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・ 博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5： 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6： その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

●学生支援体制の適切な整備

本学では、学生部と各学部等が連携して、修学支援、生活支援、進路支援の各種支援を行っている。

修学支援については、学生室と各学部等が連携して支援を行っている。学生室では、履修登録・各種証明書の発行・施設利用申込・備品貸出・情報提供等の学習環境整備や、成績管理・学籍簿管理・休退学の手続等の教務事務を行っている。

また、各学部等では、アドバイザー教員や指導教員が、学生の単位取得等についての指導を行うとともに、学生生活上の様々な相談に応じている。例えば、食品栄養科学部では、学年ごとに置かれたアドバイザー教員が、学生の教育指導、相談に乗るとともに、問題があった場合は教務委員会にて議論するなどして対応している。(根拠資料 4-15) 特に成績不振の学生については、早めにアドバイザー教員から声掛けを行うなどしている。

国際関係学部では、個別担任制度により、担当教員が1・2年生と年2回のランチタイム・ミーティングを行うことで懇談の機会を設け、3・4年生については、ゼミの指導教員が随時支援を行う仕組みを整えている。(根拠資料 4-54)

看護学部では、教員2～3人のアドバイザーチームが、学生の履修指導や生活、進路の相談・指導など様々な支援を行い、必要に応じて教員間で情報共有して、学部全体で支援する体制を取っている。(根拠資料 7-4)

生活支援については、学生室が中心となり、健康診断や課外活動、学内行事の支援、奨学金等の経済的支援に関する業務を行っている。また、学生の心と身体のサポートを行う健康支援センターと連携し、キャンパスにおける学生支援体制を整備している。

進路支援については、キャリア支援センターが中心となり、就職活動支援、個別相談、キャリア形成に関する支援を行っている。

以上のとおり、内容により担当部署を定め、学生支援を実施する体制を整えている。

●学生の能力に応じた補習教育、補充教育、成績不振の学生の状況把握と指導

全ての学部で必修科目となっている英語科目について、TOEIC L&R IP テストの成績が低い学生を対象として、言語コミュニケーション研究センターの教員やスタッフによる英語学習サポートを行っている。2021年度はTOEICのスコアが400点未満の学生を主な対象として、スコア400点を目指すための学習サポートを行い、再度受験した結果、多くの学生が400点以上を獲得することができた。また、2年終了時に進級判定を行う3学部(薬学部、食品栄養科学部、看護学部)において、TOEICのスコアが400点未満のため進級できなかった学生が2021年度には0人となるなど、本学学生の英語力の底上げにつながっている。(根拠資料 7-5)

経営情報学部では、文系理系両方の学生を受け入れており、どちらの学生も情報分野と数理分野を学ぶことになるため、コンピュータスキルを身に付けるための情報リテラシー科目を1年次の必修科目として設けているほか、数学の基礎力をつける講義や、数学の補習のための基礎演習(初年次ゼミ)を開講している。(根拠資料 7-6、7-7)

また、各学部の専門科目で、学力不足等により各授業科目で合格点に満たない学生に対しては、レポート課題や再試験を課すことにより、補習教育を行っている。

国家試験を受験する薬学部、食品栄養科学部、看護学部では、特に模擬試験の成績が低い学生の学力向上のための取組を行っている。薬学部では、薬剤師国家試験の模擬試験における成績不良者の学力向上を目指した「底上げ補講」を実施している。(根拠資料 7-8) 食品栄養科学部栄養生命科学科では、管理栄養士国家試験の模擬試験の成績が低い学生に

は、受験勉強の計画書の作成、指導教員による個別点検などを実施している。(根拠資料 7-9) 看護学部では、看護師国家試験及び保健師国家試験の受験に向けて、ゼミや補講、模擬試験を実施しており、成績が低迷する学生に対しては国家試験勉強の取組について喚起し、アドバイザー教員が個別支援を行っている。(根拠資料 7-10)

これらのきめ細かな取組により、いずれの国家試験においても、本学卒業生の合格率は全国平均を上回っており、2021年度は、管理栄養士国家試験では6年連続となる合格率100%、また、薬剤師国家試験の新卒合格者数(76人)が国公立大学で最多となるなど、高い成果を上げている。(根拠資料 7-11)

【本学卒業者の国家試験合格率】

		薬剤師	管理栄養士	看護師	保健師
2021年度	本学	95.0%	100.0%	97.5%	96.9%
	全国平均	(85.2%)	(92.9%)	(96.5%)	(93.0%)
2020年度	本学	93.7%	100.0%	100.0%	98.9%
	全国平均	(85.6%)	(91.3%)	(95.4%)	(97.4%)

大学院では、指導教員を中心に、学生の能力に応じた補習教育、補充教育を個別に実施している。薬食生命科学総合学府では、研究室の担当教員が、必要に応じて関連する研究論文の講読や解説を行うなど、学生の能力に応じたきめ細かな研究指導を行っている。

●正課外教育

正課外教育として、食品栄養科学部では、1年次と、2年次又は3年次の計2回、研修会を行っている。1年次の研修会は、大学での修学のスタートを支援する内容、2年次又は3年次の研修会は、3学科それぞれの専門性に合わせた内容で実施しており、学生同士や教員と学生とのコミュニケーションの向上を図っている。(根拠資料 7-12)

国際関係学部では、ゼミ指導教員の方針により、様々な正課外教育を実施している。その例として、日本古典文学を専門とする教員と学生が、静岡市清水区に由来を持つ羽衣伝説の絵本を多言語で作成し、その普及活動として、幼稚園や小学校での絵本の読み聞かせ活動を行っている。(根拠資料 7-13【ウェブ】) 2019年度には、対日理解促進交流プログラムの一環として、羽衣をテーマとした東南アジアの高校生と本学学生との交流会を実施した。また、アジア地域を専門とする教員と学生が、2005年度から海外協定校等との合同授業や、各自のテーマに即したフィールドワーク、世界文化遺産等を対象とする研修などの海外授業を実施している。(根拠資料 7-14) 新型コロナウイルス感染拡大の影響があった2020年度以降は、中国の寧波大学や蘭州大学とCOIL型教育を実施した。(根拠資料 7-15)

●自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、本学でも2020年度からオンライン授業を開始した。このため、各学部等で、自宅等で学習する学生からの相談に対応したほか、オンライン授業が続くことによる学生の孤立を防ぐための支援を行った。

オンライン授業に関する相談対応の例として、薬学部では、オンライン授業の実施形態に応じて、チャットやメッセージアプリを利用したリアルタイムでの質問対応やメール等による相談対応を行った。(根拠資料 7-16) 経営情報学部では、オンライン授業の開講情報を集約した特設サイトを構築し、学生が情報を得やすいようにしたほか、メールや SNS を用いた複数の連絡窓口を確保するなど、学生の便宜を図った。(根拠資料 7-17)

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた学生生活全般に対する各学部等の支援例として、国際関係学部では、2021 年度より教員で学生サポートチームを組織し、学生からオンライン授業や学生生活全般に関する相談を LINE 公式アカウントで受け付ける取組を行った。2022 年度は前年度の相談事例を基に Q&A 集を作成し、新入生に配布したところ、相談件数が前年度の 10 分の 1 となり、新入生が抱える疑問や悩みを先取りして解決することができた。(根拠資料 4-55) さらに、学生サポートチームが「国際関係学部学生生活応援サイト」を作成し、サークルのウェブサイトや SNS へのリンクのほか、在学生からコロナ禍でも生活を楽しむアイデアをテーマとした動画を募集し、同サイトで公開した。(根拠資料 7-18) また、国際関係学研究科では、学生サポートチームによって「院生パートナー制度」を導入した。この制度は、研究科の新入生ガイダンスの際に修士課程の新入生と在学生の間で SNS 等の連絡先を交換し、新入生が履修や学生生活について在学生に相談できる関係を作るものである。これにより、オンライン授業が続くことによる新入生の孤立を防ぎ、学生生活をサポートした。(根拠資料 7-19)

●オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）

新型コロナウイルス感染拡大の影響でオンライン授業が導入されたが、その際の学生への配慮として、通信環境の確保が難しい学生に対して、教室の開放やノートパソコンの貸出、オンライン授業を録画して再視聴の機会を与えるなどの取組を行った。

食品栄養科学部及び薬食生命科学総合学府（食品栄養科学専攻、環境科学専攻）では、教務委員会で学生に対して通信環境についてのアンケートを行い、全ての学生が十分な教育を受けられる環境を模索した。(根拠資料 7-20) その結果として、通信環境を確保できない学生に対する教室の開放や、オンライン授業を録画して学生に再視聴の機会を提供し、一部の授業はオンデマンド授業とするなどして、学生の通信環境への配慮を行った。

看護学部では、対面授業が実施できない時には、各授業の動画コンテンツを作成・配信し、学生が繰り返し視聴できる機会を確保した。その際、授業動画の容量を制限することや、学生にノートパソコンの貸出をするなど、通信環境に左右されずに学習できるよう配慮を行った。(根拠資料 7-21、7-22)

また、国際関係学研究科では、2021 年度に実施した学生意見交換会において、大学院生研究室では無線 LAN に接続しづらいことや、各個人に割り当てられたデスクでは他の学生との距離が取りづらいことが指摘された。これに対応するため、従来 2 室であった大学院生研究室を 3 室に拡充してスペースを確保し、無線 LAN を整備するとともに、デスクをフリーアクセス制にすることで、大学院生研究室内でオンライン授業を受講しやすくした。(根拠資料 7-23)

●留学生等の多様な学生に対する修学支援

留学生に対しては、学生室が窓口となり、国際交流室と連携しながら学生生活に関する相談対応をしている。留学生の就職に関する相談は、キャリア支援センターが対応している。また、留学生に対して複数の日本人学生を配置し、会話の練習、生活や学習上の助言、手助け等をする「カンパセーションパートナー制度」があり、2021年度は8グループ（留学生25人、日本人学生41人）で、留学生の学生生活のサポートを行った。（根拠資料7-24【ウェブ】）

留学生に対する経済的支援として、授業料の減免や、私費外国人留学生に対する奨学金制度を実施しており、民間奨学金の活用や本学独自の奨学金を給付することで、経済的支援の充実を図っている。（根拠資料7-25【ウェブ】）

国際関係学研究科では、大学院生研究室を拡充し、留学生と日本人学生が交流できるスペースを2022年度に新設した。また、国際関係学研究科に在籍する留学生を対象とした取組として、2009年度に開始した「留学生のための日本語論文支援講座」では、修士論文執筆に必要な日本語の基礎的知識や運用技術を学ぶための日本語教育の支援を行っており、修士1年と修士2年で内容を分け、きめ細かな指導を行っている。（根拠資料7-26）2014年度に開始した「留学生のための論文添削プロジェクト」では、日本語母語話者による修士論文添削サービスや面談指導を実施しており、国際関係学研究科の修了生である日本語母語話者の添削を受けることで、本研究科の研究に即したサービスを提供している。（根拠資料7-27）

職業を有する社会人学生等を対象として、看護学研究科では2020年4月から、薬食生命科学総合学府と経営情報イノベーション研究科では2021年1月から、国際関係学研究科では2023年1月から、長期履修制度を導入している。（根拠資料5-4）この制度は、学生が標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する場合に、その計画的な履修を認める制度であり、2022年度は、薬食生命科学総合学府2人、経営情報イノベーション研究科1人、看護学研究科2人が長期履修の新規申請をするなど、社会人学生等の修学を支援する本制度の利用が広がりつつある。また、2022年度には、長期履修の申請期限を学年の始まる「2か月前」から「5日前」とする規程改正をしており、本制度が活用しやすくなるよう改善を行った。

●障がいのある学生に対する修学支援

障害のある学生の受け入れと修学支援について、本学では2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県公立大学法人職員対応要領」と「障害を理由とする差別の解消の推進に関するマニュアル」を策定するとともに、健康支援センター内に「障害学生支援室」を設置し、障害学生支援コーディネーターを配置することで、合理的配慮に基づく障害のある学生の修学支援体制を整えている。（根拠資料7-1、7-2、7-28【ウェブ】）

障害のある学生から申請があった場合、障害学生支援コーディネーター、該当学部の障害学生修学支援部会委員及び学生室職員による支援検討会を開き、支援内容に関する修学支援計画書を作成し、授業を担当する各教員に通知している。（根拠資料7-29【ウェブ】）

また、全ての教職員及び学生を対象として、障害学生支援の理解を深めるための講演会

を、外部講師を招いて毎年度開催している。(根拠資料 7-30) 2022 年 4 月には新たに「障害学生支援に関する基本方針」を策定し、この方針の下、全ての学生が健全で快適なキャンパス環境で修学できるよう努めている。(根拠資料 7-3【ウェブ】)

●留年者及び休学者の状況把握と対応、退学希望者の状況把握と対応

留年者の状況把握と対応については、進級判定の結果から留年が決定した学生の単位修得状況を把握し、翌年度の履修計画についてアドバイザー教員や指導教員と相談する体制を取っている。

休学については、学則第 43 条第 3 項及び大学院学則第 21 条の規定に基づき、「静岡県立大学休学及び復学の手続に関する規程」において手続が定められている。(根拠資料 7-31) 休学の際には、指導教員の承認を得た上で、学生室に休学願を提出し、教授会又は研究科委員会等の審議を経て、学長が許可する。休学を希望する学生に対しては、アドバイザー教員や指導教員が対応し、必要に応じて保護者に情報共有している。

退学希望者の状況把握と対応について、退学の際には、指導教員の承認を得た上で、学生室に退学願を提出し、教授会又は研究科委員会等の審議を経て、学長が許可する。退学を希望する学生に対しては、アドバイザー教員や指導教員等が対応し、必要に応じて保護者に情報共有している。なお、学部生の退学率は、1%前後で推移している。(大学基礎データ表 6)

●奨学金その他の経済的支援の整備、授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

本学では、経済的な理由により修学が困難な学生に対する経済的支援措置として、国の高等教育修学支援制度を活用するとともに、日本学生支援機構の奨学金制度や、本学独自の授業料減免制度を整備している。(根拠資料 7-32【ウェブ】、大学基礎データ表 7)

寄附金を活用した奨学金制度として、薬食生命科学総合学府(薬学系)の大学院生に対する「内西いよ子基金」による奨学金を設けている。(根拠資料 7-33) また、外国にルーツを持つ学生に対する入学祝い金として、「ドリーマーズ奨学金」の制度を整備している。(根拠資料 7-34)

奨学金制度や授業料減免制度の情報は、大学ホームページや学生便覧等に情報を掲載するとともに、学内ネットワークでの案内や、学内にパンフレットや資料を配架するなどして、情報提供を行っている。(根拠資料 7-35)

また、大学院生に対する国際学会発表支援事業を 2014 年度から実施しており、大学院生が国際学会で発表する際の旅費助成を行っている。(根拠資料 7-36、7-37【ウェブ】)

新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済的困窮への対策として、本学独自の奨学金給付を緊急に実施するとともに、国の奨学金制度の活用を積極的に呼び掛けた。(根拠資料 7-38【ウェブ】) また、2020 年度に募集した「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急寄附金」を活用して、学生ボランティアセンターへの支援を行い、学生ボランティアセンターにおいて、経済的に困窮する学生に対して生活支援物資を供給する「たべものカフェ」の活動を実施している。(根拠資料 7-39【ウェブ】、7-40) 2022 年度においても、静岡県が実施する「大学生等学びの継続支援事業」を活用し、経済的に困窮する学生に対して給付金を支給することで、支援を行った。(根拠資料 7-41)

●学生の相談に応じる体制の整備

学生の相談窓口として、学生室や健康支援センター（相談室、障害学生支援室、医務室）を設置するとともに、匿名での相談ができるよう多面的な窓口を用意するほか、弁護士への法律相談にも対応している。（根拠資料 7-42【ウェブ】）新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する相談は、内容が多岐にわたるため、問い合わせフォームを開設して対応を行った。（根拠資料 7-43【ウェブ】）

相談体制に関するこれらの情報については、学生便覧や大学ホームページ等を通じて、学生に周知している。（根拠資料 7-35）

●ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

ハラスメントの防止については、「静岡県立大学ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」や「静岡県立大学ハラスメントの相談に関する規程」を定めている。（根拠資料 7-44、7-45、7-46）これらの規定に基づき、各学部等に配置する教職員の相談員や、学外相談員等によるハラスメントの相談窓口を整備し、相談窓口については学生便覧や大学ホームページ等に掲載して、学生に周知している。（根拠資料 7-35、7-42【ウェブ】）

また、教職員の採用時にハラスメント研修を実施するほか、各学部等でもハラスメント研修会を開催し、ハラスメント防止の徹底に努めている。（根拠資料 7-47）

●学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

本学では、全学組織である健康支援センター内に、健康増進室、医務室、相談室及び障害学生支援室を設置し、学生の心身の健康保持・増進及び安全・保健衛生への配慮に関する業務を担っている。（根拠資料 7-48）健康増進室や医務室には看護師を配置しており、健康相談、健康診断後の保健指導、けがの応急処置等を行っている。相談室には、公認心理師の資格を持つ相談員（心理カウンセラー）を配置しており、学生の悩みやメンタルヘルスに関する相談支援・コンサルテーションを行っている。障害学生支援室では、先述のとおり、障害学生支援コーディネーターを配置し、合理的配慮に基づく障害のある学生への支援をコーディネートしている。

健康支援センターでは、学校保健安全法に基づく定期健康診断を、毎年度全学生を対象に実施している。未受診者には、学生室健康診断担当者より追加受診日の案内とともに、近隣の医療機関での受診を推奨している。有所見者に対しては、看護師が健診結果を基に個別に面接して、受診推奨や生活・食事指導などの事後指導を行っている。

新入生に対しては、ハイリスク学生の早期発見・早期支援を目的に、健康調査票によるスクリーニングや面談を実施し、精神的健康状態に不安のある学生にはフォロー面談や、必要に応じて継続的なカウンセリングを実施している。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で本来の学生生活を送ることができない状況が続く中、「健康だより」や「相談室だより」を定期的に発行し、メールやインターネット（ホームページ、SNS等）で配信することで、学生の心身の健康保持・増進につながる情報発信を行っている。（根拠資料 7-49【ウェブ】）

●キャリア教育の実施

キャリア支援センターでは、学生のキャリア形成支援のための全学的な取組として、キャリア形成について低学年次から学ぶため、全学共通科目で「キャリア形成概論」を開講するほか、学生の自主的な活動への支援を行っている。(根拠資料 7-50)

これらの全学的な取組のほか、各学部等でもそれぞれの専門性に応じたキャリア教育を実施している。例えば、薬学部では、産業界や地域の各種団体、行政機関等から講師を招いた講演会や業界説明会、卒業生による就職説明会等を開催するとともに、薬学部同窓会組織との共催で進路相談会を行っている。(根拠資料 7-51) 2019年には、「薬学キャリアデザイン近藤寄附講座」を開設し、キャリア教育を実施している。(根拠資料 7-52)

経営情報学部では、企業や自治体との関わりが深い教員が多いことを活かして、学生の就職や起業に資する実践的な教育を、スタートアップ演習や、マーケティング、ベンチャービジネス論などの講義に取り入れている。(根拠資料 7-53) また、ゼミ活動において、学生と地域企業や自治体が連携した商品開発、学生による地域企業へのコンサルティング、地域課題の解決提案、観光資源の開発などを行うことを通じて、キャリア形成の意識向上を図っている。(根拠資料 4-37)

●学生のキャリア支援を行うための体制の整備、進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

卒業後の働き方を含めた生き方全体を各人のキャリアと捉え、学生が自らのキャリアを主体的、自律的に選択・決定していく力をつけるための支援を行うため、2007年にキャリア支援センターを設置し、就職ガイドブックの作成や、求人開拓情報の提供のほか、業界勉強会、個別企業説明会、就職対策講座を開催している。(根拠資料 7-54【ウェブ】) また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で就職活動が遅れた学生に対しては、企業から求人情報の聞き取りを行い、学生に情報提供を行うなどの支援を行った。

このような全学的な取組のほか、各学部等でもそれぞれの専門性に応じた進路選択に関する支援やガイダンスを実施している。例えば、国際関係学部では、学部のキャリア支援委員会が学生向け、保護者向け、教員向けのキャリア支援講演会、卒業生によるキャリア支援イベント、進路が決定した4年生によるレクチャー等を実施している。(根拠資料 7-55、7-56) また、国際関係学部同窓会が、在学生と卒業生との進路懇談会や就職相談会を開催しているほか、各指導教員がキャリア支援センターと連携して学生への支援を行っている。(根拠資料 7-57) 国際関係学研究科では、2022年度より学部と独立した研究科独自のキャリア支援委員会を設置し、卒業生等によるキャリア講演会、博士課程進学や就職を支援するキャリアガイダンスを実施している。(根拠資料 4-38)

これらの取組により、2021年度の大学・大学院全体の就職率は98.4%と高い水準であった。(根拠資料 7-58)

●博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

薬食生命科学総合学府では、学識を教授するために必要な能力を培うため、ティーチン

グ・アシスタント制度による実践的な教育経験の機会を提供しており、学生自身が得た知識を他者に教授する能力を養成している。(根拠資料 7-59、7-60) また、研究室内の後輩学生に研究指導や助言を行うことで、将来大学教員等になった際に必要な職能を養うことができる。また、食品栄養科学専攻では、特別インターンシップとして病院研修プログラムを設置し、臨床現場での経験を学生指導に役立てられるような機会を提供している。

(根拠資料 7-61、7-62)

●学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

新入生歓迎委員会、剣祭(大学祭)実行委員会などを中心に、充実した大学生活となるよう学生主体の運営を行っている。(根拠資料 7-63、7-64) また、学生ボランティアセンターを委員会として設置し、ボランティア活動を促しているほか、各クラブ・サークルの自主的な活動を、施設面や後援会による活動への助成などで支援している。新型コロナウイルス感染拡大が続く中で、学生と教職員をつなぐサークルとして「k-commu」が立ち上がり、学生部と連携を取って活動している。(根拠資料 7-65【ウェブ】)

2022年度には、本学の魅力を学生目線で伝え、イメージアップや親近感の醸成を図ることを目的として、在学生による「学生広報大使」を創設した。2022年度は9人の学生が学生広報大使として委嘱され、学生主体での取材活動やSNSによる情報発信、広報誌制作に参画するなどの活動を行った。(根拠資料 7-66【ウェブ】)

また、寄附金を活用して学生の活動を支援する取組も行っている。静岡県立大学はばたき寄金は、開学10周年を機に「世界にはばたく人づくり」、「外国大学との交流」、「学術・文化等の発展、向上に努めた学生・教職員への顕彰」を行うことを目的に、教職員や大学関係者からの寄附金を財源に創設されたものであり、活躍したクラブ・サークルを表彰する「おおとり会賞」や、学生文芸コンクール、想像力コンテストの実施、新入生歓迎イベントへの助成等の事業を行っている。(根拠資料 7-67【ウェブ】) 静岡県立大学おおぞら基金は、卓越した教育と高い学術性を備えた研究を推進することを目的に2017年に創設された基金で、大学支援、学生支援、修学支援の各種事業を行っており、その一環として、サークル活動等の充実や、学生の地域貢献活動への支援を行っている。(根拠資料 7-68【ウェブ】)

●その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生との意見交換会を定期的実施しているが、2021年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により対面での実施はできなかったため、学生生活、オンライン授業等に関するアンケートをオンラインで実施した。その中で、特に意見の多かったクラブ・サークルの活動再開について、クラブ・サークル連合と協議し、活動指針となるガイドラインを策定した。(根拠資料 7-69) また、学生から大学への意見や要望をメールで受け付ける「学生の声(K-VOICE)」を設置している。(根拠資料 7-70【ウェブ】)

本学では、2021年に女子トイレの個室にスマートフォンのアプリを介して生理用品を無償で提供するシステムである「Oitr(オイテル)」を国公立大学で初めて設置したが、これは学生アンケートの結果、生理に関する負担軽減の必要性があるとして導入したものである。(根拠資料 7-71、7-72)

以上のことから、本学は、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、学生支援を適切に行っている。

点検・評価項目③： 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1： 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2： 点検・評価結果に基づく改善・向上

第3期中期計画では、学生支援に関して、学習環境や生活支援体制の充実、学生相談、健康指導、障害学生支援の充実、留学生支援の充実、適切なキャリア・就職支援等が定められており、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定している。（根拠資料1-17、1-18）

中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績をまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている県評価委員会に業務実績報告書を提出し、評価を受けている。（根拠資料1-19、1-20）業務実績報告書提出の際には、中期・年度計画推進委員会、教育研究審議会、経営審議会及び役員会の審議を経ている。また、県評価委員会で受けた指摘は、地方独立行政法人法に基づき、業務運営の改善又は翌年度の年度計画や次期中期計画等に反映させている。

全学内部質保証推進組織である大学質保証委員会の関わりとしては、2020年度後期から2021年度にかけて、大学質保証委員会から各部局への指示により、学生支援を含む大学基準の点検・評価項目について、各部局で点検を実施した。（根拠資料2-14）この点検で、改善を要する項目があった場合、各部局で改善活動を行い、対応状況を部局質保証委員会から大学質保証委員会へ報告している。

学生支援の適切性について点検・評価を行い、改善・向上につながった事例のうち、全学的な取組として、コロナ禍における学生からの意見聴取が挙げられる。

新型コロナウイルス感染拡大に関連する学生支援については、オンライン授業の受講に対する支援や相談対応のほか、本学独自の奨学金や寄附金を活用した給付金などの経済的支援、生活物資の供給に対する支援、学生の心身の健康保持につながる情報発信、新型コロナウイルスワクチンの職域接種の実施など、学生のニーズに合わせて、多様な支援を行った。

本学では、以前から学生との意見交換会を定期的実施していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響があった2020年度以降は、ホームページ上に入力フォームを設けたり、オンラインアンケートを実施するなどして、学生からの意見聴取を積極的に行った。これにより、クラブ・サークルの活動指針となるガイドラインの策定や、生理用品を無償で提供するシステムである「Oitr（オイテル）」の設置などを実現することができた。（根拠資料7-69、7-71）

以上のことから、本学は、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果を基に改善・向上に向けた取組を行っている。

(2) 長所・特色

本学では、各学部等のアドバイザー教員や指導教員が、学生の修学や学生生活をきめ細かに支援している。食品栄養科学部では、教員1人当たりの学生数が少ないことを活かして、学生一人一人に応じた手厚い支援を行っており、学年ごとに置かれたアドバイザー教員が、学生の教育指導、相談に乗るとともに、問題があった場合は教務委員会にて議論するなどして対応している。特に成績不振の学生については、早いうちにアドバイザー教員から声掛けを行うなどしている。国際関係学部では、個別担任制度により、担当教員が1・2年生と年2回のランチタイム・ミーティングを行うことで懇談の機会を設けている。3・4年生については、ゼミの指導教員が随時支援を行う仕組みを整えている。看護学部では、教員2～3人のアドバイザーチームが、学生の履修指導や生活、進路の相談・指導など様々な支援を行い、必要に応じて教員間で情報共有して、学部全体で支援する体制を取っている。

このように、教員と学生の距離が近く、学生生活について相談しやすい関係を構築し、状況に応じた支援を行う体制を取っていることが、本学の長所といえる。

キャリア支援に関しては、キャリア支援センターによる就職ガイダンスや試験対策講座、就職相談、求人開拓のほか、各学部等でもそれぞれの特長を活かしたキャリア教育や就職支援を行うことで、2021年度の大学全体の就職率は98.4%と高い水準であった。

(3) 問題点

本学ではこれまでも様々な学生支援に取り組んでいるが、多様な背景を持つ学生の増加や、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、必要な支援の内容もより複雑、多様化している。合理的配慮を要する学生や、複雑な問題を抱える学生に対しては、関係者が緊密に連携してきめ細かに支援する必要があるとあり、休学や留年せざるを得ない学生に対しても、必要な支援を行うことが重要な課題である。

(4) 全体のまとめ

本学は、第3期中期計画において学生支援に関する方針を定めており、障がいのある学生や留学生などを含む多様な学生が、学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、修学支援、生活支援、進路支援の各種支援を適切に行っている。各学部等のアドバイザー教員や指導教員が、学生の修学や学生生活をきめ細かに支援しており、国家試験の高い合格率や、高い水準の就職率は、これらの取組の成果といえる。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響が続く中でも、学習環境の確保や、学生の孤立を防ぐための支援、経済的困窮に対する支援を適切に実施している。

以上のことから、学生支援については、大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は「卓越した教育と高い学術性を備えた研究を推進」することを理念の1つとしており、本学の設立団体である静岡県が定める第3期中期目標においても、「教育の実施体制の整備」、「研究の実施体制等」、「施設・設備の整備、活用等」の項目の中で、教育研究環境の整備について定められている。(根拠資料 1-6【ウェブ】、1-16)

この中期目標の達成に向けて策定した第3期中期計画では、教育研究環境整備について次のように定めており、この方針に沿って教育研究活動を円滑に進めるための環境整備に取り組んでいる。(根拠資料 1-17)

静岡県公立大学法人第3期中期計画

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(3) 教育の実施体制等 ア 教育の実施体制の整備

- ・図書館資料の全学的な視点からの計画的な整備や、学修支援のための館内環境づくりを進める。
- ・情報システムの円滑な利用や情報リテラシー教育支援のため、全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の更新を、利用目的、利用者の規模等の利用環境を考慮して計画的に進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(2) 研究の実施体制等

- ・重点的な課題解決に向けて外部資金を活用し、国内外の大学や研究機関、民間企業等との共同研究や受託研究を積極的に推進する。
- ・本学の高度な研究水準を維持するため、研究機器の計画的な購入を進める。

第3 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

- ・インフラ長寿命化計画に基づき、施設の劣化診断・定期点検を確実に実施するとともに、年間授業スケジュールや環境・ユニバーサルデザインに配慮した計画的な施設整備及び維持保全を行う。

中期計画に基づき、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定している。(根拠資料 1-18) 中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績をまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている県評価委員会に業務実績報告書を提出し、評価を受け

ている。(根拠資料 1-19、1-20)

これらの理念、中期計画・年度計画については、大学ホームページで公表しており、また、中期計画・年度計画の策定の際には、中期・年度計画推進委員会、教育研究審議会、経営審議会及び役員会の審議を経ており、大学内で共有されている。

以上のことから、本学は、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示している。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学の校地、校舎及び運動場等は、大学設置基準に基づき、草薙キャンパス・小鹿キャンパスの両キャンパスにおいて、必要な面積を確保している。(大学基礎データ表 1)

●ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

ネットワーク環境については、学内の講義室や共用空間等の主要な場所に学内無線 LAN 環境を提供しており、本学の教職員及び学生が、これらを利用することが可能である。また、インターネット回線として、SINET 向け回線及びバックアップ用の商用インターネットサービスプロバイダ向け回線の 2 回線を確保等することで、インターネットに常時接続可能な環境を提供している。

情報通信技術（ICT）の機器、備品等の整備については、全学共用パソコン実習室及び各学部パソコン実習室（経営情報学部を除く）に、学生が利用可能なパソコンを配置し、学習環境の整備を図っている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、オンライン授業や Web 会議を実施することとなったため、これらで使用するオンラインサービスライセンスを一括購入して各学部等に提供したほか、オンライン授業で使用する Web カメラ、スピーカー、マイク等の機材の貸出を行っている。また、オンライン授業と対面授業を同時に行うハイブリッド型教室の整備を行った。(根拠資料 8-1)

●施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

本学は、開学から 35 年が経過し、建物・設備の老朽化が著しく進んでおり、近年では、大学運営に影響がある大規模な故障も発生するなど、根本的な改善対策が必要となっ

ている。(根拠資料 8-2) そこで、静岡県からの財政支援、技術的援助等を受けながら、ファシリティマネジメントの視点を取り入れ、建物・設備の長寿命化対策を講じており、2017年度には「静岡県公立大学法人インフラ長寿命化計画」を策定して設備保全の基本的な方針を示し、2018年度に策定した「第3期中期保全計画」(2019～2024年度)や「長期保全計画」(2019～2049年度)に基づき、計画的な建物・設備の維持管理を進めている。

(根拠資料 8-3、8-4、8-5) また、ビル衛生管理法や建築基準法等の法令に基づく各種点検を適切に実施している。

2021年度から2022年度にかけては、新型コロナウイルス感染拡大を予防し、安心・安全な教育環境を確保するため、老朽化の進んだトイレ設備の改修工事を実施した。学生の利用頻度が高いトイレを中心に、和式便器の洋式化や、湿式から乾式への床の改修等を行うことで、衛生環境の改善や快適性の向上を図った。

職場環境の安全衛生の確保については、静岡県公立大学法人安全衛生管理規程に基づき、教職員の健康診断(放射性物質及び有機溶剤特定化学物質取扱者を対象とした特別健康診断を含む)、保健指導等を実施している。(根拠資料 8-6) その他にも、長時間労働者や高ストレス者への産業医面談、長期療養者への復帰プログラムに沿った職場復帰支援等も行っている。また、静岡県立大学安全衛生委員会を設けており、理系学生及び教職員への安全衛生講習会の実施、研究室の作業環境測定、研究室の5S活動推進のための専門家による巡視を実施している。2019年4月1日からは、学生及び教職員の健康を守るため全キャンパスを敷地内全面禁煙とした。

●バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県公立大学法人職員対応要領」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関するマニュアル」に基づき、利用者のニーズに応じた施設整備や改修を実施している。(根拠資料 7-1、7-2)

2021年度には、講堂や食品栄養科学部棟の多目的トイレにオストメイトを設置したほか、車いす利用者専用駐車場からの動線確保のため、照明の人感センサーを設置するなど、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備に取り組んでいる。(根拠資料 8-7)

●学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生ホールのほか、各棟の1階にカレッジホールを設け、学生が自習等に使用できる環境・スペースを用意している。

附属図書館では、テーブル型の一般的な閲覧席に加え、PCワークコーナー、キャレル(個室)、グループワークルーム、セミナールーム等、利用人数や用途に合わせて選択できる環境を整備している。また、個人学習だけでなく、複数の学生が集まって図書館資料やICT等を活用し、ディスカッションしながら相互に啓発し合える学習空間である「LCフロア」を設けており、様々な学習目的や方法に対応できるよう、多様な机と椅子、ホワイトボード、プロジェクター等を備えている。

●教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

全教職員を対象とした情報セキュリティ研修会を開催しており、2022年度はオンライン

で3回実施し、情報管理や情報漏えいのリスクなど情報倫理に関する意識の向上を図った。(根拠資料 8-8) また、学生向けの「情報ネットワーク利用上の遵守事項ガイドライン」に、本学の情報ネットワークを利用する際の遵守事項を明記するとともに、情報ネットワークの利用に関する注意事項等の説明資料を新入生向けに配布することで、学生に対して情報ネットワークの良識ある利用を呼び掛けている。(根拠資料 8-9)

各学部でも、新入生ガイダンスや授業等で学生に情報倫理教育を実施している。その一例として、食品栄養科学部では、「情報科学」又は「情報科学演習」を1年前期の必修科目としており、この授業で情報リテラシーとともにリスクに関する知識を深めている。

(根拠資料 8-10) 経営情報学部では、「情報リテラシ I」の授業で情報倫理教育を実施しており、パスワードを他人に貸さないこと、SNS で誹謗中傷しないこと、SNS やソーシャルゲームに依存しすぎないことなど、学生に身近な内容を交えた講義を行っている。(根拠資料 7-6)

以上のことから、本学は、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している。

点検・評価項目③： 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1： 図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2： 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

●図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

附属図書館では、2022年5月現在、草薙図書館と小鹿図書館の合計で、図書425,366冊（外国書を含む）、学術雑誌5,412種（外国書を含む）、電子ジャーナル8,177種（国外を含む）、データベース8種の学術情報資料を有している。(大学基礎データ表1)

図書の収集に当たっては、静岡県立大学附属図書館資料収集方針に基づき、学生や教員の意向を充分反映させるものとしており、学生の学習・研究、教員の教育・研究に必要なとする専門性の高い図書の収集を優先的に行うとともに、学生が一般教養を得るために必要な図書等も収集している。(根拠資料 8-11) また、教員推薦図書、シラバス掲載のテキストや参考図書の受入整備を継続実施し、教育と図書館資料の連動を図っている。

電子書籍については、各学問分野に共通する内容、又は専門分野の教育・研究に必要な基本的・標準的な電子資料を中心に導入し、「Maruzen eBook Library」、「EBSCOhost eBook Collection」、「KinoDen」の3つの配信プラットフォームで提供している。(根拠資料

料 8-12【ウェブ】)

一方で、海外電子資料の価格高騰や円安の影響により、2022年度の海外電子資料契約数を、前年度から13誌削減するなど、タイトルの大幅な削減を余儀なくされている。また、海外電子資料の購入経費の不足分を、他の図書購入経費を減額して補填しているため、新規図書の受入が年々減少している。

●国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

国立情報学研究所が提供する機関リポジトリ環境提供サービスである「JAIRO Cloud」を利用し、本学が生成した学術コンテンツを継続的に収集・蓄積・保存し、学内外に発信している（研究紀要論文794件、学位論文212件）。2021年度には、本学の知的財産の積極的な公開と有効活用につなげるため、静岡県立大学・短期大学部リポジトリ運用指針を改訂し、科学研究費助成事業データベース（KAKEN）で公開されている本学教員関連の研究成果報告書のメタデータを、本学機関リポジトリに登録し、研究成果報告書のページにリンクする運用を開始した。（根拠資料8-13、8-14）

また、国立情報学研究所が提供する目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）の利用をはじめ、日本図書館協会大学図書館部会、公立大学図書館協会、東海地区大学図書館協議会、静岡県大学図書館協議会、静岡県図書館協会、大学図書館コンソーシアム連合等に参加し、他大学や他機関と様々な相互協力を行っている。

●学術情報へのアクセスに関する対応

本学の学術情報へのアクセスについては、図書館ホームページ内の蔵書検索システム（OPAC）を利用することによって、学内外から本学の所蔵する資料が網羅的に検索することができる。また、図書館ホームページには「マイライブラリ」を設定しており、個人の貸出状況の確認や予約のほか、教員については、他機関への文献複写依頼・現物貸借依頼・複写依頼等の受付を可能としている。（根拠資料8-15）

本学所蔵や契約中の各種電子資料については、学内LANに接続している端末からアクセスが可能となっており、また、リモートアクセスに登録することにより、学外からの利用が可能な電子資料も一部提供している。

●学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

座席数は、草薙図書館と小鹿図書館の合計で全学生数の約23%に相当する755席を確保し、草薙図書館では、テーブル型の一般的な閲覧席のほか、PCワークコーナー（PC10台）、キャレル（個室）6室、グループワークルーム4室（1室8～9人）、セミナールーム1室（20人）等、利用人数や用途に合わせて選択できる環境を整備している。

草薙図書館の開館時間について、従前は9:00～22:00であったが、授業前から図書館を利用したいという学生の要望に応え、2年間の試行の後、2021年3月より8:30～21:30に変更した（土曜日は9:00～17:00開館）。（根拠資料8-16）また、本学の教員、大学院生、指導教員が認めた4年生以上の学部生は、閉館30分後から図書館が利用できる「図書館時間外利用制度」を実施している。この制度を利用することにより、ほぼ24時間の利用が可能となり、日曜日や祝日等の休館日も利用できるようになっている。

2020年度以降、新型コロナウイルス感染拡大が続く中でも図書館が利用できるよう、環境の整備を進めた。(根拠資料 8-17) 隣の座席との間隔を空けたり、机上にパーティションを置いたりするなどの対策をしつつ、全体の約60%の閲覧席を確保し、LCフロアは会話が必要なオンライン授業の場として提供するとともに、グループ学習の必要性に応えるために一部の書庫を開放し、三密の状態を回避して複数人で学習することができる環境を整えた。さらに、図書館内にWi-Fiアクセスポイントを追加設置し、オンライン授業を受け場として利用しやすい環境を整備した。また、学生が図書館に来館する機会が減少することを想定し、図書館相互貸借サービスで取り寄せた文献複写物や図書館所蔵資料の複写物を自宅等に郵送するサービスを開始した。(根拠資料 8-18【ウェブ】) このサービスは、大学院生や卒業予定の学部生、教職員を対象としており、特に遠方から通う大学院生に利用されている。

また、附属図書館では、静岡新聞社との連携により、学生の学修支援を目的として、学生と新聞記者がランチを食べながら当日の新聞を読み、気になったニュースについて意見交換をする「新聞ランチ」を定期的に開催している。(根拠資料 8-19)

●図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

附属図書館における事務を遂行するため、事務長、主幹、専門員の常勤職員と、業務委託職員10人を配置している。業務委託職員はシフト勤務を組み、常勤職員の勤務時間後や土曜日の開館に対応している。

附属図書館では、学生の情報リテラシー教育の推進を狙い、新入生ガイダンス、図書館活用講座、新ゼミ生向け講習会、情報検索実習等を行っている。(根拠資料 8-20、8-21) また、図書館の蔵書検索や、蔵書以外の図書や雑誌の探し方、他図書館から図書等を取り寄せる方法、電子ジャーナル・データベース等の使い方、日本語論文・海外論文の探し方、学術論文やレポートの書き方、引用の仕方や参考文献の書き方等、学生や教職員の様々な要望に対応する情報リテラシー講座「オーダーメイド講習会」を随時行うことができる態勢を整えている。

主幹と業務委託職員は全員司書の資格を有しており、講習会の講師を務めるほか、専門性を活かしたサービスを展開している。日常の業務においても、レファレンスサービス、図書館資料の受入・整理・データ入力、図書館統計、図書館間相互貸借等、多くの実務を業務委託職員が担当し、専門的な知識を要する図書館の円滑な運営を可能としている。

以上のことから、本学は、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備え、また、それらは適切に機能している。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給

- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）等の教育研究活動を支援する体制
- ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

●大学としての研究に対する基本的な考えの明示

研究に対する基本的な考え方として、本学は「卓越した教育と高い学術性を備えた研究を推進」することを理念の1つとしており、また、「静岡県の最高学府としての自覚を持ち、独創性豊かで高い学術性を備え、国際的な評価に耐え得る研究を推進」することを目標としている。（根拠資料 1-6【ウェブ】）

本学の設立団体である静岡県が定める第3期中期目標においても、研究の方向性や研究成果の活用・発信、研究の実施体制等に関する目標が定められており、この中期目標の達成に向けて策定した第3期中期計画では、研究に関する目標を達成するための措置として、各学部等の研究の方向性や、研究成果の活用、研究の実施体制に関する方針について定めている。（根拠資料 1-16、1-17）また、これらの内容は大学ホームページ等で公表しており、本学の研究に対する基本的な考え方を明示している。

●研究費の適切な支給

一般研究費は、職位別共通単価に基づき算出し、年度当初に一律に各学部等へ配分している。なお、中途採用教員については、採用月に応じた金額を随時配分している。また、教員特別研究推進費は、研究全般について教員からの申請に基づき、学内外の意見を参考に学長が決定し、区分ごとに定めたルールに基づき、適切に支給している。（根拠資料 8-22）

【一般研究費（2022年度職位別単価表）】

区分	研究費	研究旅費	計
教授	528,900円	85,400円	614,300円
准教授	283,500円	71,200円	354,700円
講師	213,100円	71,200円	284,300円
助教	138,700円	50,000円	188,700円

【教員特別研究推進費】

区分	概要	上限額
区分1	教育推進・大学改革・キャンパスライフの向上等に寄与する研究	200万円
区分2	地域の産業・文化・教育の振興に寄与する調査・研究及び学外機関等との共同研究	200万円
区分3	独創的かつ将来的の発展が見込める先進的な単独又は共同研究	200万円

区分4	科学研究費補助金を申請し不採択だった場合、その初年度の申請額の10分の1以内の額を配分	200万円
区分5	海外との共同研究や国際交流の推進につながる研究、協定締結・交換留学の新規開拓に向けた研究、COIL事業展開のための研究	100万円

また、各学部長が学長の承認を得て学部活性化のため学部内に配分する「学部研究推進費」や、教育研究活動を推奨するために学長が配分する「教育研究活動奨励研究費」などの制度があり、教育研究活動を推進している。

なお、教員特別研究推進費や学部研究推進費による研究成果は、「US (University of Shizuoka) フォーラム」における研究成果発表や、USフォーラム研究要旨集を大学ホームページに公開することにより、学内外に発信している。(根拠資料 8-23【ウェブ】)

●外部資金獲得のための支援

2019年に設立した、ふじのくに発イノベーション推進機構を中核として、静岡県や地域産業との連携を深め、学際的な研究事業に取り組み、健康食イノベーション推進事業において2021年度は約6千万円の外部資金を獲得した。また、発明委員会の定期的な開催により、知的財産の創出を促進している。

科学研究費補助金に関しては、補助金獲得のための説明会を学内で実施しており、この説明会では、実務的な説明だけではなく、採択に向けたポイントの解説も行っている。

(根拠資料 8-24) これらの取組により、2021年度の科学研究費補助金における本学の若手研究者の採択率は71.0%であり、全国平均の40.2%を大きく上回った。

また、学外への研究シーズ集の配布や、新技術説明会への参加、各種公募情報の提供などにより、外部資金獲得に努めている。(根拠資料 8-25【ウェブ】) 科学研究費補助金、受託研究費、共同研究費などの外部資金全体では、2021年度は394件、1,099,229千円を獲得し、第1期及び第2期中期計画期間の年度平均(885,433千円、353件)を上回った。特に、採択金額については2021年度まで8年連続して前年度を上回るなど、実績を上げている。

【外部資金獲得状況】

(単位：件、千円)

区分		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
科学研究費補助金	件数	162	159	170	163	174
	金額	329,953	344,422	348,330	331,290	385,710
受託・共同研究費	件数	125	127	135	141	139
	金額	409,670	373,869	438,094	474,686	543,969
奨学寄附金	件数	112	85	102	86	79
	金額	121,033	157,841	119,190	164,535	114,647
その他	件数	2	2	2	2	2
	金額	20,249	15,652	40,984	51,969	54,903
合計	件数	401	373	409	392	394
	金額	880,905	891,784	946,598	1,022,480	1,099,229

●研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

各教員の研究室は冷暖房を完備し、情報収集・発信のためのインターネット対応の学内LAN回線が整備されているほか、セキュリティ対策として電子錠による入退室管理がなされている。また、客員教授のための専用研究室も用意し、必要数を確保している。

本学の教員は、「静岡県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」第16条により、専門業務型裁量労働制を採用しており、柔軟に研究時間を確保できるようにしている。(根拠資料 8-26) また、研究以外の職務を一定期間免除して、国内外の研究機関で研究に専念するサバティカル研修制度を導入し、教員の教育研究能力の向上を図っている。(根拠資料 8-27)

●ティーチング・アシスタント (TA) 等の教育研究活動を支援する体制

薬食生命科学総合学府では、博士課程・博士後期課程の学生を対象としたTA制度を活用し、学生に実践的な教育経験の機会を提供することや教員の負担軽減を図ることで、教育研究活動を支援している。(根拠資料 7-59、7-60) また、TAに採用された学生が事務局に提出する実施報告書によって業務内容を把握するとともに、実施報告書等に基づきTAの適切性を議論している。看護学研究科では、現在対象者はいないが、今後TA等を担う学生には、事前に専門領域及び科目責任者が事前に十分なオリエンテーションを行い、担当教員の指導の下、教育活動を実施していく予定である。

●オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、本学でも2020年度からオンライン授業を本格的に開始したことに伴い、Web会議・遠隔授業等の実施に向けたワーキンググループを開催し、オンライン授業の実施方法を周知した。また、オンライン教育を実施する教員からの相談があれば随時対応している。

各学部等での取組として、薬学部及び薬学研究院では、2020年度にオンライン授業に関する特命チームを組織し、教員からの相談対応や技術的な支援のほか、オンライン授業の実施方法に関する情報共有を行った。(根拠資料 8-28)

以上のことから、本学は、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っている。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

●規程の整備

研究倫理に関しては、人間を直接対象とした研究等の倫理的配慮を図るため、静岡県立大学研究倫理規程において、研究倫理の審査や申請手続等について必要な事項を定めている。(根拠資料 8-29) 2021年6月には、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省・経済産業省)が制定されたことに伴い、規程の改正を行った。(根拠資料 8-30)

研究活動の不正防止に関しては、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部研究不正防止規程において、研究活動の行動規準、遵守事項及び不正行為への対応等について必要な事項を定めている。(根拠資料 8-31) 2021年6月には、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく調査の実施方針の改正について」(文部科学省通知)に対応するため、関連する規程の改正を行った。(根拠資料 8-32)

また、公的研究費等の不正防止に関しては、「静岡県立大学における公的研究費等の取扱いに関する規程」で、公的研究費等の運営・管理に関する考え方や体制について統括的に定めている。(根拠資料 8-33)

この規程に基づき事務局内に設置されている公的研究費等不正防止計画推進センターでは、公的研究費等の適正な運営・管理体制の整備・充実など、不正行為を未然に防止するための具体的な取組方針を定めることを目的に、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学大臣決定)を踏まえて、公的研究費等不正防止計画を策定している。(根拠資料 8-34、8-35) その他にも、会計、契約、物品調達等に関する各種会計規程や、研究費別の取扱要領を定め、適正な公的研究費等の取扱いを推進している。

●教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等)

公的研究費等不正防止計画では、「関係者の意識向上に関する事項」を重点取組項目の1つとしており、その一環として、2022年度は研究活動に関わる全ての教職員を対象に、日本学術振興会又は公正研究推進協会が実施する研究倫理及びコンプライアンス教育のeラーニング受講を義務付け、意識の向上を図った。(根拠資料 8-36)

また、研究倫理に関しては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づき、研究倫理講習会を毎年度開催しており、臨床研究を行う教員(学外共同研究者も含む)及び学生に受講を義務付けている。2021年度の研究倫理講習会は、Webセミナーとビデオ講習会の合計で362人が受講し、研究倫理についての理解を深めた。(根拠資料 8-37、8-38)

●研究倫理に関する学内審査機関の整備

静岡県立大学研究倫理審査委員会規程や静岡県立大学研究倫理審査委員会迅速審査に関する内規等において、人間を直接対象とした研究等の実施計画を審査する研究倫理審査委員会の体制や運営方法を定めている。(根拠資料 8-39、8-40)

研究倫理審査委員会は年間6回開催しており、2021年度は93件の申請(新規申請57件、変更申請34件、継続申請2件)を審査した。審査の結果、承認された新規申請案件

の一覧は、大学ホームページで公表している。(根拠資料 8-41【ウェブ】)

以上のことから、本学は、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応している。

**点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

第3期中期計画では、教育研究環境整備に関して、教育実施体制の整備、研究実施体制の整備、施設・設備の整備等を定めており、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定している。(根拠資料 1-17、1-18)

中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績をまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている県評価委員会に業務実績報告書を提出し、評価を受けている。(根拠資料 1-19、1-20) 業務実績報告書提出の際には、中期・年度計画推進委員会、教育研究審議会、経営審議会及び役員会の審議を経ている。また、県評価委員会を受けた指摘は、地方独立行政法人法に基づき、業務運営の改善又は翌年度の年度計画や次期中期計画等に反映させている。

全学内部質保証推進組織である大学質保証委員会の関わりとしては、2020年度後期から2021年度にかけて、大学質保証委員会から各部局への指示により教育研究環境整備を含む大学基準の点検・評価項目について、各部局で点検を実施した。(根拠資料 2-14) この点検で、改善を要する項目があった場合、各部局で改善活動を行い、対応状況を部局質保証委員会から大学質保証委員会へ報告している。

各学部等における教育研究環境の改善や、その実施体制の例として、食品栄養科学部では、教育環境を向上させるため、不足している備品を各教員が検証し、学部の将来構想委員会で取りまとめ、定期的に備品を購入している。研究環境の整備については、施設運営委員会を設置し、定期的に委員が巡回して点検しており、共同実験室の整頓や廊下の物品の撤去などを行うことで、適切な教育研究環境を維持している。(根拠資料 8-42) また、パソコン室の日常的な整備を行うとともに、ソフトウェアの包括契約を学部で締結し、学生が費用負担することなくパソコンやオンライン環境を使用できるようにすることで、快適な教育環境を提供している。(根拠資料 8-43)

看護学部では、教育環境整備委員会が中心となり、パソコンルームやオンライン環境について点検・評価を行い、必要に応じて改善することで、快適な教育環境を確保している。(根拠資料 8-44) また、学生が自由に要望を投函できるポストを設置しており、学生からの要望に対しては可能な限り対応するとともに、回答を掲示して学生にフィードバックしている。(根拠資料 8-45)

以上のことから、本学は、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果を基に改善・向上に向けた取組を行っている。

(2) 長所・特色

質の高い研究活動を継続するため、外部資金の獲得は非常に重要である。本学は、国や地方自治体等の公募情報の収集、学内への公募情報の迅速な周知、公募説明会の開催など、応募の促進に向けた取組を積極的に進めており、その結果、2021年度は394件、1,099,229千円の外部資金を獲得し、金額は8年連続して前年度を上回った。これらの取組により、研究環境が向上し、本学の研究活動が促進されている。

附属図書館では、資料の整備を進めるに当たり、学生や教員の意向を反映させたり、学生の要望に応じて開館時間を変更したりするなど、常に学生や教員の目線に立った取組をしている。新型コロナウイルス感染拡大の影響があった2020年度以降は、感染症対策を図りつつ、学生のニーズに対応し、自主的に学習に取り組むことができる環境を整備することで、教育研究活動に貢献している。

(3) 問題点

本学は、開学から35年が経過し、建物・設備の老朽化が著しく進んでいる。インフラ長寿命化計画や、中期保全計画・長期保全計画に基づき、計画的に建物・設備の維持管理を進めているが、近年では、大学運営に影響がある大規模な故障も発生しており、根本的な改善対策が必要となっている。

附属図書館では、海外電子資料の価格高騰や円安の影響により、タイトルの大幅な削減を余儀なくされている。2022年度の海外電子資料契約数は、前年度に比べて13誌の削減となった。また、海外電子資料購入にあたり、その不足分を他の図書購入経費を減額して補填するため、新規図書の受入が年々減少している。このような状況の中においても、全学的な視野に立った図書館資料の一層の充実を図り、教員や学生のニーズに応じていく。

(4) 全体のまとめ

本学は、第3期中期計画において教育研究環境の整備に関する方針を定めており、施設やネットワーク環境を適切に整備し、また、教職員及び学生の情報倫理や研究倫理の確立のための取組を行っている。

研究活動の促進のため、研究費を適切に支給するとともに、外部資金獲得のための様々な取組を行い、成果を挙げている。附属図書館においては、学生や教員の目線に立った資料収集や学生の学習に配慮した利用環境の整備等により、教育研究活動に貢献している。

以上のことから、教育研究環境の整備については、大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は「地域社会と協働する広く県民に開かれた大学」を理念の1つとしており、学則第1条では「時代の要請と地域社会の要望に応え得る有為な人材を育成し、併せて開かれた大学として優れた教育・研究の成果を地域に還元し、もって文化の向上と社会の発展に積極的に寄与すること」を本学の目的としている。(根拠資料 1-6【ウェブ】、1-3)

設立団体である静岡県が定める第3期中期目標においても「教職員と学生が一体となり全学を挙げて積極的に地域貢献に取り組む」ことが重点的な目標に位置付けられている。

(根拠資料 1-16) この中期目標の達成に向けて策定した第3期中期計画では、社会連携・社会貢献について次のように定めており、この方針に沿って地域貢献の取組が行われている。(根拠資料 1-17)

静岡県公立大学法人第3期中期計画

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会等との連携

- ・健康長寿社会づくりを牽引する地域人材の輩出を目指して整備した地(知)の拠点の地域連携体制を活用し、全学的な地域貢献活動を展開するとともに、関係機関との協力関係の構築や充実を図る。
- ・地域社会や静岡県、県内市町、公的機関等及び企業・団体との連携を強化し、地域振興プロジェクト、地域防災活動等に積極的に協力する。
- ・まちづくりや学生支援等、必要に応じて、他大学や行政等との連携を図る。

(2) 教育研究資源の地域への還元

- ・県民へ学習機会を提供し、学び直しや生涯教育の一助となるよう、公開講座の開催、社会人学習講座の内容充実、講義科目の積極的な公開に取り組む。
- ・グローバル地域センターでは、地域社会のシンクタンクとして、調査・研究の活動成果の社会的還元及び地域社会が抱える諸問題の解決に向けた提言活動を行う。

(3) 地域社会への学生の参画

- ・地域活動を含む社会貢献活動への学生の取組を支援する。
- ・学生の自主的な社会活動を奨励するため、クラブ・サークル、委員会、ゼミ等の活動を支援する。

(4) 地域貢献の推進体制整備

- ・地(知)の拠点として構築した地域志向研究の支援体制を更に充実するとともに、地域貢献に対する教職員の意識向上を図る。
- ・薬草園などの施設を、社会貢献として利用できるよう持続的に整備する。

中期計画に基づき、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定している。(根拠資料 1-18) 中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績をまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている県評価委員会に業務実績報告書を提出し、評価を受けている。(根拠資料 1-19、1-20)

これらの理念、学則、中期計画・年度計画については、大学ホームページで公表しており、また、中期計画・年度計画の策定の際には、中期・年度計画推進委員会、教育研究審議会、経営審議会及び役員会の審議を経ており、大学内で共有されている。

以上のことから、本学は、教育研究成果を社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示している。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

本学の社会連携・社会貢献の推進機関として、静岡県公立大学法人地域貢献及び産学官連携の推進組織に関する規程に基づき、2019年に「ふじのくに発イノベーション推進機構」が設置された。(根拠資料 9-1、9-2【ウェブ】) ふじのくに発イノベーション推進機構は、地域貢献活動と産学官連携活動を総合的に推進し、地域社会との協働による共育を通して有為な人材を育成するとともに、学術研究の成果を広く地域社会に還元し、社会の発展に寄与することを目的としている。

また、地域貢献事業の実施機関として「ふじのくに」みらい共育センター(以下「COCセンター」という。)を、産学官連携事業の実施機関として「産学官連携推進本部」を位置付け、大学全体の文理融合研究の推進や、研究成果を社会に還元できる人材の育成、地域貢献活動及び産学官連携活動に取り組んでいる。COCセンターは、本学が2014年度に文部科学省補助事業である「地(知)の拠点整備事業」に採択され、その活動拠点として創設されたもので、補助事業の終了後も、地域志向の人材育成や、地域課題に合致した地域志向研究等に取り組んでいる。(根拠資料 9-3【ウェブ】)

●学外組織との適切な連携体制

学外組織との連携体制について、本学は静岡県内の自治体や金融機関等と連携協定を締結しており、それぞれの協定内容に基づいた地域貢献活動を実施している。(根拠資料 9-4)

これらの協定に基づく活動の例として、経営情報イノベーション研究科附属研究施設の

ソーリズム研究センターでは、静岡県賀茂地域1市5町（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）との包括連携協定に基づき、賀茂地域における地域貢献や人材育成を目的として、観光人材育成のための社会人講座の開催、観光業景気動向調査の実施、賀茂地域の観光の魅力を若年層向けに発信するオンラインツアーの企画・実施、中高校生を対象としたワークショップの開催など、幅広い活動を積極的に行っている。（根拠資料3-3）

【自治体・金融機関等との連携協定】

	連携先	概要
1	静岡市	包括連携協定の締結
2	牧之原市	包括連携協定の締結
3	島田市	包括連携協定の締結
4	焼津市	焼津未来創生総合戦略の推進に向けた連携に関する協定の締結
5	静岡信用金庫	地方創生に関する連携協定の締結
6	静岡銀行	地方創生に係る相互協力及び連携に関する協定の締結
7	常葉大学ほか	静岡市文教エリア等の発展に向けた相互協力に係る協定の締結
8	藤枝市	包括連携協定の締結
9	下田市ほか	賀茂地域1市5町との相互連携に関する協定の締結

また、静岡県内の21の高等教育機関等が会員となり、教育力・研究力の向上や地域社会に貢献することを目的に設置されている「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」の事業のうち、「ゼミ学生等地域貢献推進事業」では、自治体等が抱える課題に対して、課題解決のための実践的な研究や提言を行っており、2022年度は4件が採択され、課題解決に取り組んだ。（根拠資料9-5【ウェブ】）また、「高大連携出張講座事業」は、高校生に大学の学問に触れる機会を提供し、進学意欲や目的意識を高め、高大連携の促進を目的とするものであり、本学の教員も、本事業により高校での出張講義を行っている。（根拠資料9-6【ウェブ】）

●社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進、地域交流

ふじのくに発イノベーション推進機構を中核として、2019年度より静岡県と連携して「健康食イノベーション推進事業」（2022年度より「フーズ・ヘルスケアプロジェクト推進事業」）に取り組んでいる。（根拠資料9-7【ウェブ】）この事業では、静岡県特産の食品の機能性を評価してデータベースを構築する「機能性開発プラットフォームの構築」、地域住民の主体的なセルフケアの意識と技術を向上させる「データヘルス・リビングラボの構築」、新たな健康食産業を先導する「専門人材の育成」を実施しており、2020年度に機能性食品に係るデータベースを公開したほか、人材育成の一環として、社会人の学び直しと学生のアクティブラーニングを一体化した教育プログラムを設計し、2021年度には「健康と食」や「ITとデータの科学」など6科目を実施した。

COCセンターでは、全学共通科目の「しずおか学」を履修して地域に関する知識を習得

した上で、地域での活動に積極的に参加した学生に「静岡県立大学コミュニティフェロー」の称号を授与している。2021年度は73人をコミュニティフェローに認定するとともに、顕著な実績をあげた学生8人に対して特別表彰を行った。(根拠資料9-8、9-9) また、地域貢献や地域課題解決を志向するプロジェクト研究に対する支援を毎年度学内で公募しており、2021年度は24件を採択した。社会貢献活動としては、静岡市から「生涯活躍のまち静岡推進事業計画」の駿河共生地区共生事業を2018年度から受託し、コンシェルジュ機能を持った相談員を配置して住民からの問合せに対応するほか、健康に関する講座の開催や、モデル地区を対象とした調査研究を実施している。(根拠資料9-10、9-11【ウェブ】)

本学では、開学当初から公開講座を実施し、教育研究の成果を地域に還元するとともに、県民に生涯学習の機会を提供している。(根拠資料9-12【ウェブ】) また、本学主催の公開講座以外にも、静岡市内5大学との連携事業である「静岡市民大学リレー講座」や、富士市との連携事業である「富士市民大学前期ミニカレッジ」に教員を派遣している。

経営情報イノベーション研究科附属研究施設の地域経営研究センターでは、地域ニーズや社会状況を反映した内容の社会人学習講座を開講している。(根拠資料9-13【ウェブ】) 経営情報イノベーション研究科の教員を主体とする講座に加え、静岡県や他学部などとの連携講座も展開して、2020年度は25講座、2021年度は27講座を開講した。講座の内容は、外部委員のチェックや受講生アンケート結果の分析により質の向上を図り、オンライン講座の開講も行うことにより、高い評価を得ている。(根拠資料9-14、9-15)

静岡県内の高校との連携事業として、本学の教員が高校生を対象に講義を行う「出張講義」を実施している。(根拠資料9-16【ウェブ】) この事業は、高校生が大学教育の内容に対する理解を深めるとともに、大学、とりわけ本学への興味関心を喚起することを目的としており、2021年度は遠隔講義による実施も含め、48校に教員を派遣した。

また、本学のSDGsの取組は、SDGsイニシアティブ推進委員会が主体となり、地域社会との連携活動や学内外への情報発信を進めているが、その取組の一環として、静岡東高校及び富士東高校とSDGsに関する連携協力の覚書を締結し、両校がSDGsをテーマとして行う探究学習に本学の教員と学生を派遣した。(根拠資料9-17【ウェブ】) 教員が専門的な講義や指導を行い、学生が高校生の取組にアドバイスするなどして、両校の活動をサポートしている。

本学附属の研究機関である「グローバル地域センター」では、地域社会のシンクタンクとして、調査研究の活動成果の社会的還元や、地域社会が抱える諸問題の解決に向けて、アジア・太平洋部門、危機管理部門、自然災害研究部門の3つの研究部門で提言活動を行っている。(根拠資料3-1【ウェブ】)

近年の取組として、アジア・太平洋部門では、2018年度から「21世紀アジアのグローバル・ネットワーク構築と静岡県の新たな役割」に関する調査研究やグローバルサプライチェーンに関する研究に取り組み、研究成果を発表する国際シンポジウム及び研究報告会の開催や、研究報告書の作成を行った。危機管理部門では、2019年度に静岡県からの受託

研究として「危機管理要員の教育訓練（航空調整）教範作成」を実施し、静岡県へ提言するとともに、2022年度には航空受援の有効性と運用の重要性を広く発信するため公開シンポジウムを開催した。また、静岡県の新型コロナウイルス感染拡大への対策や防災訓練の課題について、随時助言している。自然災害研究部門では、地震・津波・火山・風水害など様々な自然災害に関する調査・研究に取り組むとともに、一般向け公開講座や子どもを対象とした防災講座、SDGsの視点を取り入れたシンポジウムを開催するなど、防災の普及啓発や研究成果の地域社会への還元を行っている。なお、自然災害研究部門は、2022年4月に地震予知部門から改組が行われ、従来の地震予知に関する調査研究を拡充し、県民の安全・安心に資する自然災害全般の調査研究に取り組んでいる。

その他の活動として、研究者や文化人、経済人など多彩な人々の参画による「静岡茶の世界を考える懇話会」を開催し、シンポジウムや資料展示において成果発表を行うなど、茶業への学術的貢献を行っている。

各学部等やその附属研究施設では、先述の地域経営研究センターやツーリズム研究センター以外でも、それぞれの特長を活かして社会貢献に関する活動を行っている。その一例として、2020年度に設置した看護学部附属研究施設の看護実践教育研究センターでは、社会貢献活動の充実に向けて計画的にプログラムを検討しており、2021年度は、看護師特定行為研修や、地域貢献事業として中高年女性の健康支援プログラムを実施し、2022年度には、新たな地域貢献事業として健康長寿支援プログラムや、リカレント教育として看護研究に関する2プログラムを開始した。（根拠資料9-18）各プログラムにおいて対象者へのアンケートを行い、アンケート結果と担当者による自己評価により実施プログラムを評価し、改善を行っている。

食品栄養環境科学研究院附属研究施設の食品環境研究センターは、静岡県特産の農水産物、加工品などの機能性についてシステマティックレビューを行い、多くの機能性表示食品について消費者庁への届出支援を行い、地域の食品産業の活性化に寄与している。（根拠資料9-19【ウェブ】）茶学総合研究センターは、茶の機能性や疫学に関する研究などを行うとともに、全学共通科目の「茶学入門」や「ふじのくに学（お茶）」、経営能力向上セミナー、リカレント茶学講座などに取り組み、静岡県の茶業振興に寄与している。（根拠資料9-20【ウェブ】、9-21）

薬学部では、静岡県薬剤師会とモバイルファーマシー（医薬品供給車両）を共同管理しており、大規模災害発生時の調剤業務や医薬品の供給等に備えるとともに、平時は、自治体と連携して、学生によるお薬相談会・健康測定会や防災イベントを実施するなど、地域の健康福祉や防災教育に貢献する活動を行っている。（根拠資料9-22【ウェブ】）また、高校生が大学の研究室での実験や演習を通じて最新の知識と技術に触れることで、薬学に対する興味や理解を深め、将来の夢や希望を育む機会を提供することを目的に、静岡県内の高校生を対象として、1999年から「夏休みファーマカレッジ」を開催している。（根拠資料9-23【ウェブ】）

薬学部附属研究施設の薬草園は、薬学部の教育に必要な植物の栽培・収穫及び研究を行うとともに、県民に対して生涯教育の場を提供している。施設の一般開放や見学会を開催するほか、園内の植物の解説動画をオンデマンド配信し、薬草についての正しい知識を広

く社会に発信している。

●国際交流事業への参加

国際交流事業については、グローバル化推進のための体制強化として、2019年4月に国際交流センター及び国際交流室を新設し、併せて、グローバル化に関する全学的な方針・計画の策定や事業の企画、国際交流協定の締結等に関する審議・議決機関である国際交流委員会の委員構成等を見直した。（根拠資料3-8）また、開学以来、海外の大学等と国際交流を進めており、2021年度末時点で世界15か国28大学との大学間協定を締結し、学生・教員の交流、学術情報の交換、共同研究などを進めている。（根拠資料9-24【ウェブ】）

また、上智大学、お茶の水女子大学と本学の3大学で連携し、アメリカの大学との間でCOIL型教育を活用しつつ、学生の相互派遣を伴う教育連携プログラムに取り組んでいる。（根拠資料9-25【ウェブ】）オンラインを活用して、国内にいながら海外大学の学生と連携して様々なプロジェクトを実施することで、国際的に活躍できるグローバル人材の育成と、大学教育のグローバルな展開力の強化を図っている。

キャンパス環境のグローバル化促進の一環として、教職員住宅を改修して日本人学生と外国人留学生が混住する国際学生寮である「富学寮」を2022年4月に開寮した。（根拠資料9-26【ウェブ】）この寮は、学生が共同生活をする単なる寮にとどまらず、留学生と本学学生の双方がお互いの国の文化や言語等を主体的に学ぶことができる場の提供を目指している。寮生の生活の支援や、寮内外の交流促進に携わり、寮生のまとめ役となるレジデント・アシスタント1人を配置することで、寮生が自主的に活動し、主体的に運営する体制を整備した。

以上のことから、本学は、社会連携・社会貢献に関する方針に基づいて、社会連携・社会貢献に関する取組を実施しており、教育研究成果を適切に社会に還元している。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

第3期中期計画では、社会連携・社会貢献に関して、地域社会等との連携、教育研究資源の地域への還元、地域社会への学生の参画、地域貢献の推進体制整備等を定めており、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定している。（根拠資料1-17、1-18）

中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績をまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている県評価委員会に業務実績報告書を提出し、評価を受けている。（根拠資料1-19、1-20）業務実績報告書提出の際には、中期・年度計画推進委員会、教育研究審議

会、経営審議会及び役員会の審議を経ている。また、県評価委員会で受けた指摘は、地方独立行政法人法に基づき、業務運営の改善又は翌年度の年度計画や次期中期計画等に反映させている。

全学内部質保証推進組織である大学質保証委員会の関わりとしては、2020年度後期から2021年度にかけて、大学質保証委員会から各部局への指示により、社会連携・社会貢献を含む大学基準の点検・評価項目について、各部局で点検を実施した。(根拠資料2-14)この点検で、改善を要する項目があった場合、各部局で改善活動を行い、対応状況を部局質保証委員会から大学質保証委員会へ報告している。

社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っている全学的な活動の例として、SDGsに関する取組が挙げられる。本学では、2019年11月に「静岡県立大学SDGs宣言」を行い、SDGsが目指す「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて、2020年に設置したSDGsイニシアティブ推進委員会が中心となって、地域社会との連携活動や、学内外への情報発信を進めている。(根拠資料9-27【ウェブ】、9-28)2021年度には、静岡県内の高校が行うSDGs教育や、SDGsに関する高校生国際会議に本学教員や学生の派遣を行ったほか、グローバル地域センターとSDGsイニシアティブ推進委員会の共催で国際シンポジウム「環境×防災×SDGs」を開催した。2022年度には、学生及び教職員を対象に、SDGsに対する知見を深めるため、静岡県内の重要な環境問題や持続可能農業実践地の現地見学会を4地域で実施した。その他にも、各部局、附属機関、学生クラブ・サークル等のSDGsに関係する活動を大学ホームページに掲載するなどして、本学におけるSDGsの取組の情報発信を行っている。

SDGsイニシアティブ推進委員会では、全学的な方針を検討し、下部組織である運営委員会において具体的な取組を進めており、年度末には活動成果の取りまとめや翌年度の活動計画を立てるなど、適切性について点検・評価を行いつつ、本学のSDGs推進活動を展開している。(根拠資料9-29)

以上のことから、本学は、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果を基に改善・向上に向けた取組を行っている。

(2) 長所・特色

本学では、大学の理念「地域社会と協働する広く県民に開かれた大学」の達成に向け、静岡県内の自治体等との連携協定の締結、「健康食イノベーション推進事業」の推進、公開講座の実施による生涯学習の機会の提供、県内の高校との連携事業や出張講義への教員派遣、調査研究成果の還元や地域社会が抱える問題の解決に向けた提言活動など、地域貢献に関する幅広い活動が行われている。

また、地域貢献事業の実施機関と位置付けられているCOCセンター以外にも、各学部等や附属研究施設も含め、学内の様々な機関で地域貢献に関する活動が行われており、全学を挙げて積極的に地域貢献活動に取り組んでいることが、本学の長所といえる。

(3) 問題点

特になし

(4) 全体のまとめ

本学は、第3期中期計画において社会連携・社会貢献に関する方針を定めており、「地域社会と協働する広く県民に開かれた大学」の理念の下、COCセンターをはじめ、各学部等や附属研究施設も含めた学内の様々な機関で、静岡県内の自治体や高校との連携事業や、生涯学習の機会の提供、調査研究成果の還元や地域が抱える問題の解決に向けた提言などの地域貢献活動に積極的に取り組んでいる。

以上のことから、社会連携・社会貢献については、大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

第 10 章 大学運営・財務

第 1 節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学の業務運営に関する基本方針については、地方独立行政法人法に基づく静岡県公立大学法人業務方法書第 2 条で「法人は、地方独立行政法人法第 25 条第 1 項の規定により静岡県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。」と明記されている。(根拠資料 10(1)-1) また、第 3 期中期目標では、業務運営の改善の目標として「戦略的かつ効率的な組織・業務運営」等の項目が定められている。(根拠資料 1-16)

この中期目標の達成に向けて策定した第 3 期中期計画では、大学運営について次のように定めている。(根拠資料 1-17)

静岡県公立大学法人第 3 期中期計画

第 3 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 戦略的かつ効率的な組織・業務運営

- ・理事長・学長のリーダーシップを支えるため、法人・大学事務局組織及び学長補佐体制等について、必要に応じて見直しを行うとともに、様々なデータを収集・分析・情報発信する IR 機能の構築と活用を図る。
- ・社会の要請や教育研究の進展を踏まえつつ、本学の強みを活かした教育研究力の向上やグローバル化の推進に取り組むため、他大学との連携・協働の推進や、各学部・各研究科(院)・学府・短期大学部等の組織の見直しを行う。
- ・大学運営の一体的かつ効率的な業務運営を進めるため、学内の各種委員会や会議における意見交換などを通じて教員と事務職員の連携を強化するとともに、事務処理の集中化による業務改善、人員配置の見直しによる事務局機能の強化等により、生産性の高い業務運営を図る。

また、中期計画に基づき、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定し、業務を推進している。(根拠資料 1-18)

中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績をまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている県評価委員会に業務実績報告書を提出し、評価を受けている。(根拠資料 1-19、1-20) この県評価委員会で受けた指摘は、地方独立行政法人法に基づき、業務運営

の改善に反映し、または翌年度の年度計画や次期中期計画に反映させている。このように、大学の業務運営についても、計画策定、業務実施、自己点検・評価、改善というサイクルが構築され、より適切な業務運営を目指す仕組みとなっている。

大学運営の意思決定機関として、定款において役員会の構成や権限が規定されているほか、審議機関として、法人の経営に関する重要事項を審議する経営審議会と、教育研究に関する重要事項を審議する教育研究審議会の委員構成や審議事項が定められている。(根拠資料 1-5) いずれの機関も、議長は理事長兼学長であり、理事長兼学長のリーダーシップの下、本学の業務運営がなされている。

業務方法書、中期目標、中期計画、年度計画、定款は、大学ホームページに掲載されており、また、各種会議等を通じて学内に周知され、これらの方針に沿った大学運営が行われている。

以上のことから、本学は、中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する方針を明示している。

点検・評価項目②： 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1： 適切な大学運営のための組織の整備

- ・ 学長、役職者の選任方法と権限の明示
- ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教学組織と法人組織の権限と責任の明確化
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2： 適切な危機管理対策の実施

● 学長、役職者の選任方法と権限の明示

本学の学長は、定款第 10 条第 2 項により、理事長が就任するものと規定されている。(根拠資料 1-5) 理事長の任命は、法人の申出に基づき静岡県知事が行うものとされており、法人は、理事長選考会議の選考に基づき、この申出を行うこととされている。(根拠資料 10(1)-2) また、理事長の権限は、定款第 9 条第 1 項により「法人を代表し、その業務を総理する」、学長の権限は、学則第 11 条の 2 により「校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定している。(根拠資料 1-3)

理事長選考会議は、経営審議会の委員から選出された 3 人と、教育研究審議会の委員から選出された 3 人によって構成され、それぞれ学外委員を含むことで、透明性のある理事長選考が行われている。また、理事長の選考や、任期、解任に関する事項は、理事長選考会議にて審議すると規定されており、理事長選考会議の決定として「理事長の選考及び解任に関する規程」が定められている。(根拠資料 10(1)-3)

本学は、2007年度の公立大学法人化から2020年度まで、理事長と学長（副理事長を兼務）を別に置く分離型を採用していたが、2021年度以降の学長を選考する中で、理事長と学長を一体化する提案があり、2021年1月に総務省及び文部科学省により定款変更が認可され、2021年度より理事長が学長を兼ねる体制へと移行している。（根拠資料10(1)-4、10(1)-5、10(1)-6）

理事の任命は、定款第10条第5項により、理事長が任命すると規定されている。また、理事の権限は、定款第9条第2項により、「理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する」と規定している。

副学長の選考や所掌事項については、「静岡県立大学副学長の所掌事項、任期及び選考に関する規則」に規定されている。（根拠資料10(1)-7）副学長の選考は学長が行い、選考に当たって、学長は役員会及び教育研究審議会の意見を聴くものとしている。また、副学長の所掌事項は、「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と規定されている。

その他の役職者である、学部長、副学部長、研究科長、学生部長、附属図書館長等の選考方法については、それぞれの規則等で定めており、理事長又は学長が選考し、理事長が任命している。

事務職員については、静岡県立大学法人組織規則第4条で、各役職の職務を規定しており、事務局長の職務は、「事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する」と定められている。（根拠資料10(1)-8）また、事務処理に関しては、静岡県立大学法人事務決裁規則において、学長、理事、事務局長等の専決事項を定めている。（根拠資料10(1)-9）

●学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備、教学組織と法人組織の権限と責任の明確化

先述のとおり、本学では、2021年度より理事長と学長を一体化しており、法人の経営と大学の教育研究の両面で理事長兼学長がリーダーシップを取る体制とした。また、適切な大学運営を図るため、教育研究に関する重要な事項は教育研究審議会の審議を、経営に関する重要な事項は経営審議会の審議を経ることとしており、特に重要な事項は役員会の審議を経て決定している。

さらに、社会の変化に柔軟に対応し、社会が求める大学像を構築していくため、学則第19条に基づき「学長補佐」を置いている。2022年度の学長補佐は、「国際交流担当」、「広報担当」、「社会人教育担当」、「学生生活担当」、「短期大学部学術担当」、「SDGs担当」、「地域連携担当」の7名体制であり、学長が指示する事項に関する企画立案を行うことで、執行体制の強化を図っている。（根拠資料10(1)-10）

●教授会の役割の明確化、学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

教授会については、静岡県立大学教授会規程により、組織や所掌事項、運営等について定めている。（根拠資料10(1)-11）また、教授会は、「学部長及び副学部長候補者の選考に関する事項」や「講座、学科目及び授業科目の種類並びに編成に関する事項」など、静岡県立大学教授会規程第3条で定める事項について、学長が意思決定をするに当たり意見を述べるものとしており、学長による意思決定と、教授会の役割を明確にしている。

●学生、教職員からの意見への対応

学生に対する意見聴取として、授業評価アンケートや学生生活に関するアンケートを定期的実施している。また、学生と協議する場として、学生部との意見交換会を設けており、その結果を基に、授業や学生支援の方法等について改善策を検討している。

教職員からの意見への対応については、学長、副学長、各部局長をはじめとする幹部教職員が出席する「大学運営会議」を毎月1回開催しており、教職員から大学運営に関して意見がある場合は、この会議において協議されている。(根拠資料 10(1)-12)

●適切な危機管理対策の実施

本学では、発生又は発生が予想される様々な事象に伴う危機に的確に対処し、学生、教職員並びに近隣住民等の安全確保を図るため、静岡県立大学危機管理規程を定めている。

(根拠資料 10(1)-13) また、危機発生時から収束までの学生及び教職員の行動について、静岡県立大学防災マニュアルや静岡県立大学事業継続計画に定め、迅速に対応できる体制を整えている。(根拠資料 10(1)-14) 学生及び教職員の安否確認のため、安否情報入力システムを運用し、年に数回入力訓練を実施している。さらに、教職員の自衛消防訓練と学生及び教職員の防災訓練をそれぞれ年1回実施し、防災意識を高めるとともに、災害時に速やかに行動できるよう備えている。

以上のことから、本学は、大学運営の方針に基づき、所要の職を置き、教授会等の組織を設け、また、これに基づいた適切な大学運営を行っている。

点検・評価項目③： 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点： 予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学の予算編成や予算執行については、静岡県公立大学法人会計規則や静岡県公立大学法人会計規則実施規程で定められた手続に基づき実施している。(根拠資料 10(1)-15、10(1)-16)

各事業年度の予算編成のプロセスについて、まず、理事長が予算編成方針を策定し、方針の策定に当たっては、経営審議会の審議を経ている。(根拠資料 10(1)-17) 予算編成方針の策定後は、速やかに予算責任者(事務局長)に通知され、予算責任者(事務局長)は予算編成方針に基づき予算案を作成し、事業計画とともに予算計画書として取りまとめ、理事長に提出する。理事長は、提出された予算案を基に法人としての予算案を策定し、経営審議会及び役員会の審議を経て予算を決定している。(根拠資料 10(1)-18)

予算執行については、配分された予算に基づき執行するものとしており、執行の際には、管理簿等によって執行状況を明らかにしている。予算の流用や繰越をする際の手続についても、静岡県公立大学法人会計規則実施規程に規定されており、これらの手続に基づき適正な予算執行が行われている。

予算執行を分析・検証する仕組みについては、静岡県公立大学法人会計規則等に基づき月次報告書を作成するなどして、月別の予算執行状況を確認し、前年度と比較して著しい差異がある場合は、その理由を分析している。

監査については、①本学の設立団体である静岡県が任命した監事が行う「監事監査」、②静岡県が選任した会計監査人（監査法人）が行う「会計監査人監査」、③内部監査員（監査室）が行う「内部監査」、④静岡県監査委員が行う「財政的援助団体等の監査」の4形態の監査が行われている。

監事は、役員会に出席して、業務執行状況や重要事項及び懸案事項を把握するほか、地方独立行政法人法や静岡県公立大学法人監事監査規則に基づき、毎年度2回、事務局、各学部等及び会計担当への調査を行った上で、年度計画の実施状況、組織や制度全般の運営状況、予算の執行等を対象に、業務運営と会計経理の監査を行っている。（根拠資料 10(1)-19）監事による監査結果は「監査報告書」にまとめられ、大学ホームページにて公表している。（根拠資料 10(1)-20、2-43【ウェブ】）

会計監査人は、地方独立行政法人法に基づき、財務諸表や決算報告書についての確認、現金残高の実査や預金残高の確認、未払金の残高確認等の実施により、専門的な見地から会計経理の監査を行っている。会計監査人による監査結果は「独立監査人の監査報告書」にまとめられ、大学ホームページにて公表している。（根拠資料 10(1)-21、2-43【ウェブ】）

内部監査員は、静岡県公立大学法人会計規則や静岡県公立大学法人内部監査規程に基づき、年間を通して、会計処理と法人規定との合規性についての監査を行い、その結果を理事長に報告している。（根拠資料 10(1)-22）

また、本法人は静岡県が出資した団体であり、かつ収入予算額のおおむね60%を占める額の運営費交付金等が交付されているため、地方自治法に基づき、静岡県監査委員による財政的援助団体等監査を受けており、公金等の適正使用の視点から監査が行われている。

このように、それぞれの視点から多角的な監査の実施により、適正な業務執行や予算執行等が行われているかを確認することで、内部統制を確保している。併せて、理事長及び監事は、会計監査人と毎年度2回意見交換を行い、監査結果や監査計画等の情報を共有することで、それぞれの連携を図っている。（根拠資料 10(1)-23）

以上のことから、本学は、予算編成及び予算執行を適切に行っている。

点検・評価項目④： 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

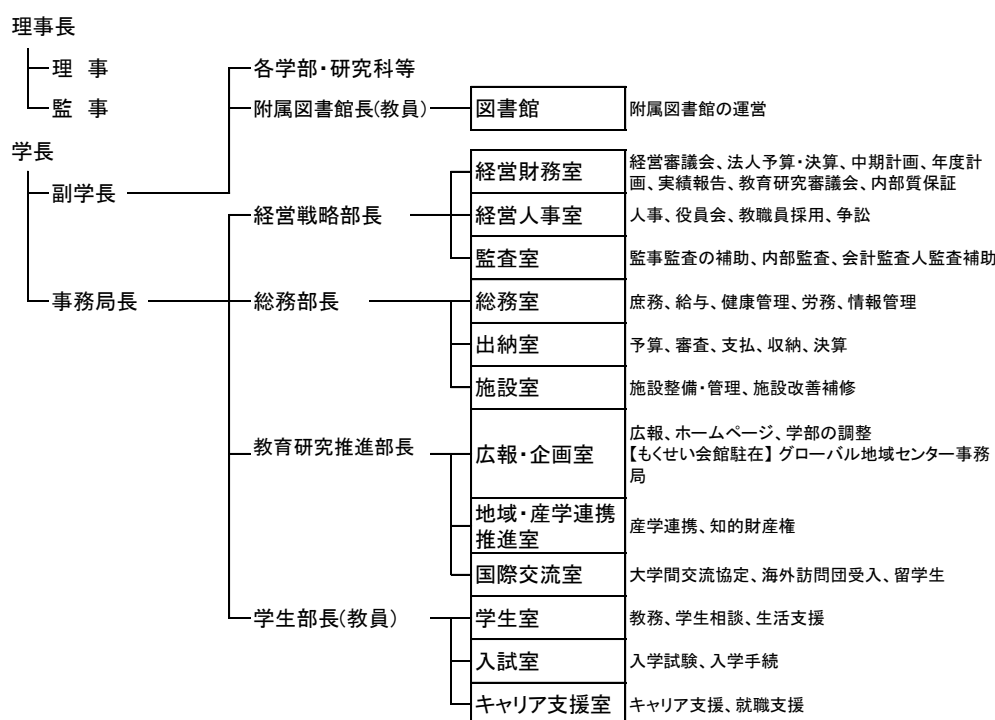
評価の視点： 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

●事務組織の構成と人員配置

静岡県公立大学法人組織規則第 2 条により、法人の事務の適正かつ効率的な執行を図ることを目的として事務局を置いている。本学の事務局は、事務局長の下、経営戦略部、総務部、教育研究推進部、学生部の 4 部で構成されており、各部には室が置かれ、現在は 12 室体制となっている。(根拠資料 10(1)-8、10(1)-24)

また、事務局には、2022 年 5 月現在、67 人（静岡県派遣職員 40 人、法人固有職員 27 人）の常勤職員に加え、有期雇用職員や非常勤職員を配置し、業務を遂行している。



●職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

法人固有職員の採用については、静岡県公立大学法人職員就業規則第 6 条に基づき、競争試験で実施している。(根拠資料 10(1)-25) 2022 年度の職員採用試験は、総合職（30 歳以下）と総合職（職務経験者）の 2 職種について、1 次試験（教養試験・適性検査）、2 次試験（論文試験・個別面接）、3 次試験（個別面接）を行い、採用者を決定した。(根拠資料 10(1)-26)

法人固有職員は、将来的に法人の経営を担う総合職として育成するため、「静岡県公立大学法人事務局職員人材育成方針」（以下「人材育成方針」という。）に沿った配置及び異動を行っている。昇任については、静岡県公立大学法人職員就業規則第 10 条及び第 11 条により理事長が行うこととされており、職員の勤務実績に関する総合的な評価に基づき、対象となる職員を決定している。また、法人固有職員に対する勤務意向面談を毎年度実施して、職員自身の意志や意欲を尊重するとともに、業務運営上最適な時期に人事異動を行っている。なお、人事評価制度の導入や処遇への反映等については、今後検討していく。

有期雇用職員の採用については、静岡県公立大学法人有期雇用職員就業規則第 5 条に基づき、面接、経歴評定等の選考方法により行っている。(根拠資料 10(1)-27)

●業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

2007 年度に公立大学法人化された当初は、組織形態の変更を円滑に進めることが最優先課題であったため、法人固有職員の採用をしていなかったが、業務内容の多様化・専門化に対応するため、2014 年度から法人固有職員の採用を開始し、県派遣職員からの切り替えを進めた。第 3 期中期計画では、県派遣職員の 6 割程度を法人固有職員に切り替えるという数値目標を定めており、法人固有職員の計画的な採用により、事務局組織の専門性向上を図っている。(根拠資料 1-17、10(1)-28)

また、従前は、職員採用試験の選考対象を 36 歳以下としていたが、2022 年度採用職員から、事務局の即戦力となる人材を確保するため、職務経験者（59 歳以下・職務経験 5 年以上）と一般試験（30 歳以下）の 2 つの区分で採用試験を実施している。

●教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

就職支援・進路指導、学生募集活動、学生相談や生活支援、地域との連携活動等において、教職協働を実施している。また、毎月 1 回開催される大学運営会議や教育研究審議会において、情報共有や意見交換を行っている。

以上のことから、本学は、大学運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、その事務組織は適切に機能している。

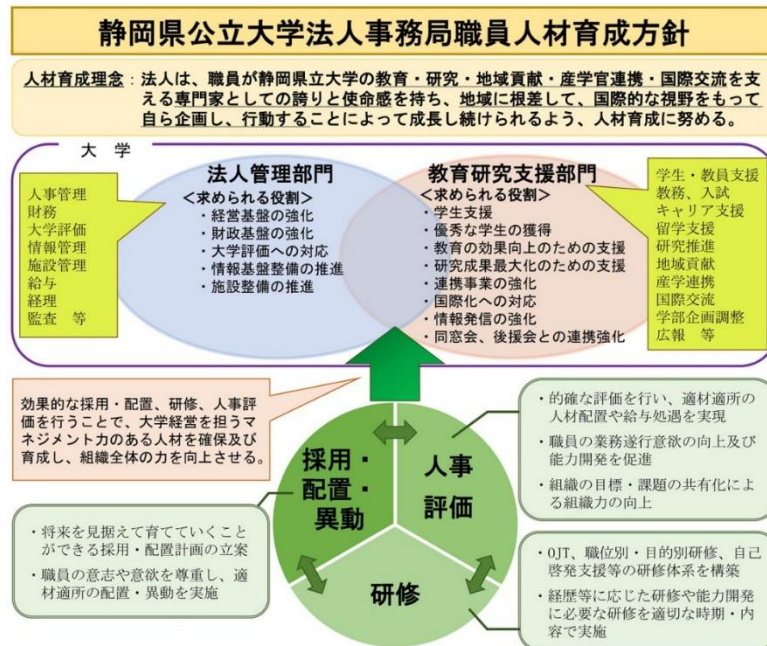
点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学では、学内研修や OJT 等により、大学運営に必要な知識習得や、意欲・資質の向上を図っている。また、公立大学協会等の外部研修を活用して、新規採用者に対する基礎的なセミナーや出納室担当者に対する会計セミナーなど、職位や目的に合った研修への参加を促進している。(根拠資料 10(1)-29)

2022 年 2 月には、個々の職員の能力開発を通じて、組織全体の力を向上させることを目的として、事務局職員の人材育成の基本指針となる人材育成方針を策定した。(根拠資料 10(1)-30) この方針では、事務局職員の人材育成理念を定めるほか、法人管理部門、教育研究支援部門それぞれにおける職員の役割や、研修、採用・配置・異動、人事評価等の基本的な考え方を示している。

2022 年度は、人材育成方針に基づき、新規採用職員研修の実施や Web 研修制度を導入したほか、適切な時期・内容で研修を実施するため、職位別や目的別の研修体系をまとめた研修マップを作成した。(根拠資料 10(1)-31) また、職員のキャリアプランに応じた研修参加等を促進するため、自己啓発に係る助成制度を整備した。(根拠資料 10(1)-32)



以上のことから、本学は、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じている。

点検・評価項目⑥： 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1： 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2： 監査プロセスの適切性

評価の視点 3： 点検・評価結果に基づく改善・向上

第3期中期計画では、大学運営に関して、業務運営の改善に関する目標を達成するための措置として定めており、事業年度ごとの具体的な施策を盛り込んだ年度計画を策定している。（根拠資料 1-17、1-18）

中期計画や年度計画の達成状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績をまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている県評価委員会に業務実績報告書を提出し、評価を受けている。（根拠資料 1-19、1-20）業務実績報告書提出の際には、中期・年度計画推進委員会、教育研究審議会、経営審議会及び役員会の審議を経ている。また、県評価委員会で受けた指摘は、地方独立行政法人法に基づき、業務運営の改善又は翌年度の年度計画や次期中期計画等に反映させている。

全学内部質保証推進組織である大学質保証委員会の関わりとしては、2020年度後期から2021年度にかけて、大学質保証委員会から各部局への指示により、大学運営を含む大学基準の点検・評価項目について、各部局で点検を実施した。（根拠資料 2-14）この点検で、

改善を要する項目があった場合、各部局で改善活動を行い、対応状況を部局質保証委員会から大学質保証委員会へ報告している。

本学では、2021年度より理事長と学長が一体化したことを契機に、事務局組織の改編について検討を進めた。その結果、2022年度に法人事務局と大学事務局の2つの事務局を統合するとともに、法人全体に係る事務を一元管理する経営戦略部を新設することで、より戦略的かつ機動的な大学運営を図っている。(根拠資料 10(1)-33)

また、監査については、先述のとおり、監事、会計監査人(監査法人)、内部監査員(監査室)及び静岡県監査委員により、4形態の監査が行われており、それぞれの視点から多角的な監査を行うことで、監査プロセスの適切性を確保している。

以上のことから、本学は、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果を基に改善・向上に向けた取組を行っている。

（２）長所・特色

本学は、2007年度の公立大学法人化当初は理事長と学長を別に置く分離型であったが、2021年度より理事長と学長を一体化し、法人の経営と大学の教育研究の両面で理事長兼学長がリーダーシップを取る体制とした。また、事務局組織の改編についても検討を進め、2022年度に法人事務局と大学事務局の2つの事務局を統合し、法人全体に係る事務を一元管理する経営戦略部を新設した。2013年度から開始した法人固有職員の採用に関して、第3期中期計画では6割程度を法人固有職員に切り替えるという目標を設定し、計画的な採用によって業務内容の多様化・専門化への対応を図るとともに、2022年度採用職員からは、事務局の即戦力となる人材を確保するため、職務経験者の区分を設けて採用試験を実施している。

このように、戦略的かつ機動的な大学運営ができる体制の構築や、計画的な職員の採用など、より適切な大学運営とするために人事・組織面で様々な取組を行っている。

（３）問題点

本学では、県派遣職員から法人固有職員への切り替えが進む中、法人固有職員の計画的な育成により力を入れていくため、2022年には人材育成方針を策定し、職位別や目的別の研修体系をまとめ、新規採用職員研修の実施やWeb研修制度を導入するなど、様々な取組を行った。今後も、個々の職員の能力開発や専門性の向上を目指し、研修などの人材育成の取組を更に充実させていく。

（４）全体のまとめ

本学は、第3期中期計画において大学運営に関する方針を定めており、理事長兼学長のリーダーシップの下、適切な大学運営が行われている。予算編成及び予算執行については、規程等に基づき実施しており、4形態の監査により適正な業務執行や予算執行が行われているか検証し、内部統制を確保している。

また、近年では、円滑な大学運営を実現するために事務局組織の改編を行ったほか、人材育成方針に基づく事務局職員の資質向上の取組を進めている。

以上のことから、大学運営については、大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

第 2 節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

本学の設立団体である静岡県が定める第 3 期中期目標では、「自己収入の確保」や「予算の効率的かつ適正な執行」など、財務内容の改善の目標が定められている。(根拠資料 1-16)

この中期目標の達成に向けて策定した第 3 期中期計画では、「学内のニーズを踏まえつつ財務諸表等の検証・分析を行い、中期計画の重点事項への予算配分や光熱水費等の経費の節約による効率的な予算執行を図る」などの予算編成・執行に関する方針を定めるとともに、この期間（2019 年度～2024 年度）の予算、収支計画、資金計画、短期借入金の限度額、剰余金の使途等の財政計画を含んでおり、静岡県知事の認可を受けている。(根拠資料 1-17) また、中期計画期間中の各事業年度において、中期計画に基づく各事業年度の予算、収支計画、資金計画等を含む年度計画を策定しており、当該事業年度の開始前に静岡県に届け出ている。(根拠資料 1-18)

中期計画や年度計画の実施状況は、当該事業年度における業務実績又は中期計画期間における業務実績をまとめ、自己点検・評価を実施するとともに、設立団体である静岡県に設置されている県評価委員会に業務実績報告書を提出し、評価を受けている。(根拠資料 1-19、1-20)

以上のことから、本学は、教育研究活動を安定して遂行するための中・長期の財政計画を適切に策定している。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

教育研究活動を安定して遂行するための法人の歳入は、設立団体である静岡県からの運営費交付金のほか、授業料等の自己収入、科学研究費補助金費等の外部資金などで構成されている。

このうち、2022 年度歳入予算の約 55% を占めている運営費交付金は、静岡県と合意したルールに基づき交付されている。なお、運営費交付金の算定において、第 3 期中期計画

から、中期計画に関連した指標の達成状況等によって交付金が±1%の範囲で増減することとなり、2022年度は2020年度の達成状況に基づき、教育研究費が+0.5%となった。

(根拠資料10(2)-1)

授業料等の自己収入は、定員確保や入学志願者の増加、授業料の収納率向上及び未収額の縮減に取り組むほか、外部への積極的な施設貸出等により収入の確保を図っている。

科学研究費補助金、受託研究費、共同研究費等の外部資金は、2022年度歳入予算の約11%であり、全学を挙げた外部資金獲得の取組により、獲得金額は2021年度まで8年連続して前年度を上回る実績を上げている。(詳細は、第8章 点検・評価項目④ (P93)に記載) 奨学寄附金やおおぞら基金については、寄附目的や事業計画を明確にして積極的に情報発信するなど、寄附者の理解を得るための取組を行うとともに、学内の連携を図りながら寄附の受入拡充を推進している。

また、施設整備等補助金により、質の高い教育研究を推進する環境整備や、老朽化した施設の修繕を計画的に実施している。

予算配分については、既存事業の見直しや事務の効率化を図るとともに、教育研究活動の向上につながる事業に対して、計画的な予算配分を実施している。また、複数年契約や一般競争入札の実施のほか、消耗品購入方法の見直しや学内への節電の呼び掛けなどにより、経費の節減を図っている。

一方で、エネルギー価格の高騰により、光熱水費の大幅な増加が財政運営上の重大な問題となっており、教育研究活動に支障が出ないよう、財源の確保と併せてより一層の経費節減に努めていく。

【2022年度歳入予算】

(単位：千円)

区分	予算額	構成比
運営費交付金	4,589,563	55.5%
退職手当を除く	4,462,400	54.0%
自己収入	2,114,723	25.6%
学生等納付金	2,047,124	24.8%
その他	67,599	0.8%
施設整備等補助金	438,738	5.3%
外部資金	935,745	11.3%
目的積立金取崩	187,914	2.3%
合計	8,266,683	100.0%

各年度の決算において発生した剰余金については、設立団体の長の承認を受けた額を、中期計画に定める「教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる目的積立金」に計上し、主に施設・機器備品の整備、維持補修経費を中心に活用している。

以上のことから、本学は、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立している。

(2) 長所・特色

本学は、公立大学法人が設置する大学であり、必要な経費のうち授業料収入等の自己収入で不足する部分については、設立団体である静岡県から運営費交付金が交付されている。また、全学を挙げた外部資金獲得の取組により、獲得金額が2021年度まで8年連続して前年度を上回っており、教育研究活動を安定して遂行するための財源は確保されているといえる。

また、各年度の決算において発生した剰余金については、設立団体の長の承認を受けた額を、中期計画に定める「教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる目的積立金」に計上し、主に施設・機器備品の整備、維持補修経費を中心に活用している。

(3) 問題点

自律的な大学運営による教育研究活動を実施するため、基盤となる運営費交付金の確保や、学生の定員確保及び入学志願者の増加に取り組むとともに、授業料等の未納防止に努めている。また、外部資金の獲得や自己収入の確保に向けた取組を継続し、財政基盤の安定化を図っていく。

なお、2021年度後半からのエネルギー価格の高騰による光熱水費の大幅な増加が財政運営上の重大な問題となっている。学内の教育・研究活動に支障が出ないように、財源の確保と併せて既存事業のより一層の経費節減に努めていく。

(4) 全体のまとめ

本学では、教育研究活動を安定して遂行するために中期的な財政計画を策定し、それに基づいて毎年度の予算編成及び執行を適切に行っている。また、自己収入や運営費交付金収入などの安定的な財政基盤を確立している。

以上のことから、財務については、大学基準に照らして良好な状態にあると判断できる。

終章

点検・評価報告書では、本学における教育研究活動及び業務運営全般について、大学基準協会が定める大学基準に則して点検・評価を実施した。

その点検・評価の結果を総括すると、本学では、学則で定められた目的や、公立大学法人化に伴い定められた「理念と目標」で掲げる内容の実現に向けて、各学部等で教育理念・教育目標を適切に設定しており、それらの達成のため、適切な教育研究組織を設置するとともに、社会的な要請などを踏まえて、定期的な教育研究組織の見直しを行っている。

教育研究活動については、前回 2016 年度の認証評価における指摘を踏まえ、「3 ポリシー策定のための全学的な方針」などを整備し、3 ポリシーを適切に設定している。また、カリキュラム・ポリシーに基づく体系的や順次性に配慮した教育課程の編成、アクティブラーニングの導入等による特色ある授業の実施、ルーブリックを用いた学習成果の測定・改善の取組など、効果的な教育を行うために様々な措置を講じている。教員採用等についても、各種規定に定める手続に従って公正かつ適切に行っている。

学生支援に関しては、学生部と各学部等が連携して、修学支援、生活支援、進路支援の各種支援を行っている。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響が続く中でも、学習環境の確保や、学生の孤立を防ぐための支援、経済的困窮に対する支援を適切に実施している。

教育研究環境の整備に関しては、外部資金獲得のための様々な取組が成果を挙げ、研究活動が促進されている。また、附属図書館では、学生や教員の目線に立った資料収集やサービス提供により、教育研究活動に貢献している。

社会連携・社会貢献に関しては、大学の理念の 1 つである「地域社会と協働する広く県民に開かれた大学」の達成に向け、各学部等や附属研究施設も含め、学内の様々な機関で積極的な地域貢献に取り組んでいる。

大学運営に関しては、2021 年度に理事長と学長を一体化し、また、2022 年度に事務局を統合することで、より戦略的かつ機動的な大学運営を図るなど、大学の理念の 1 つである「大学の存在価値を向上させる経営体制の確立」に向けた取組を、絶えず行っている。

内部質保証システムについては、前回 2016 年度の認証評価における指摘を受けて、内部質保証規程の制定、大学質保証委員会と部局質保証委員会による内部質保証体制の整備を進めた。また、全学的に実施した点検・評価活動などを通じて、内部質保証に対する意識が高まり、各学部等で積極的な改善活動が行われている。今後も、恒常的・継続的な教育の質の保証及び向上のため、全学的な視点からの内部質保証活動の充実や、内部質保証システム自体の検証と改善・向上に取り組んでいく。

なお、社会情勢の変化等により、保健衛生、福祉及び保育・教育学分野において、より高度で専門的な知識・技術等を持つ人材が求められていることから、4 年制の新学部の設置についても引き続き検討を行っていく。

以上のとおり、本学の理念・目的の実現に向けて、教育研究活動、地域貢献、大学運営などの各面において、着実に歩を進めているものと判断できる。今後も、静岡県民をはじめ、国内外から支持される魅力ある大学となるべく、理事長兼学長のリーダーシップの下、教職員一丸となり、更なる改善に取り組んでいきたい。